

淀川水系
湖東圏域河川整備計画

計画概要説明資料（変更原案）

令和6年8月

滋賀県

圏域位置図



もくじ

1. 圏域、河川の概要	1
1.1 湖東圏域の概要	1
1.2 河川の現状と課題	15
2. 河川整備計画の目標に関する事項	41
2.1 計画対象期間、計画対象河川	41
2.2 計画の目標	42
2.3 整備実施区間・調査検討区間・整備時期検討区間	48
3. 河川整備の実施に関する事項	49
3.1 河川工事の目的、種類および施工場所	49
3.2 河川の維持の目的、種類および施工場所	65
3.3 その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項	70
4. 超過洪水時の被害を最小化するために必要な事項	72
4.1 平常時における連携強化	72
4.2 洪水時の連携強化	72
4.3 水防、避難体制の強化	73
4.4 水害に強いまちづくり	74
4.5 地域防災力の向上	75
4.6 超過洪水時に減災に効果のある河川管理施設の整備・保全	77
5. 付則資料（湖東圏域位置図）	78

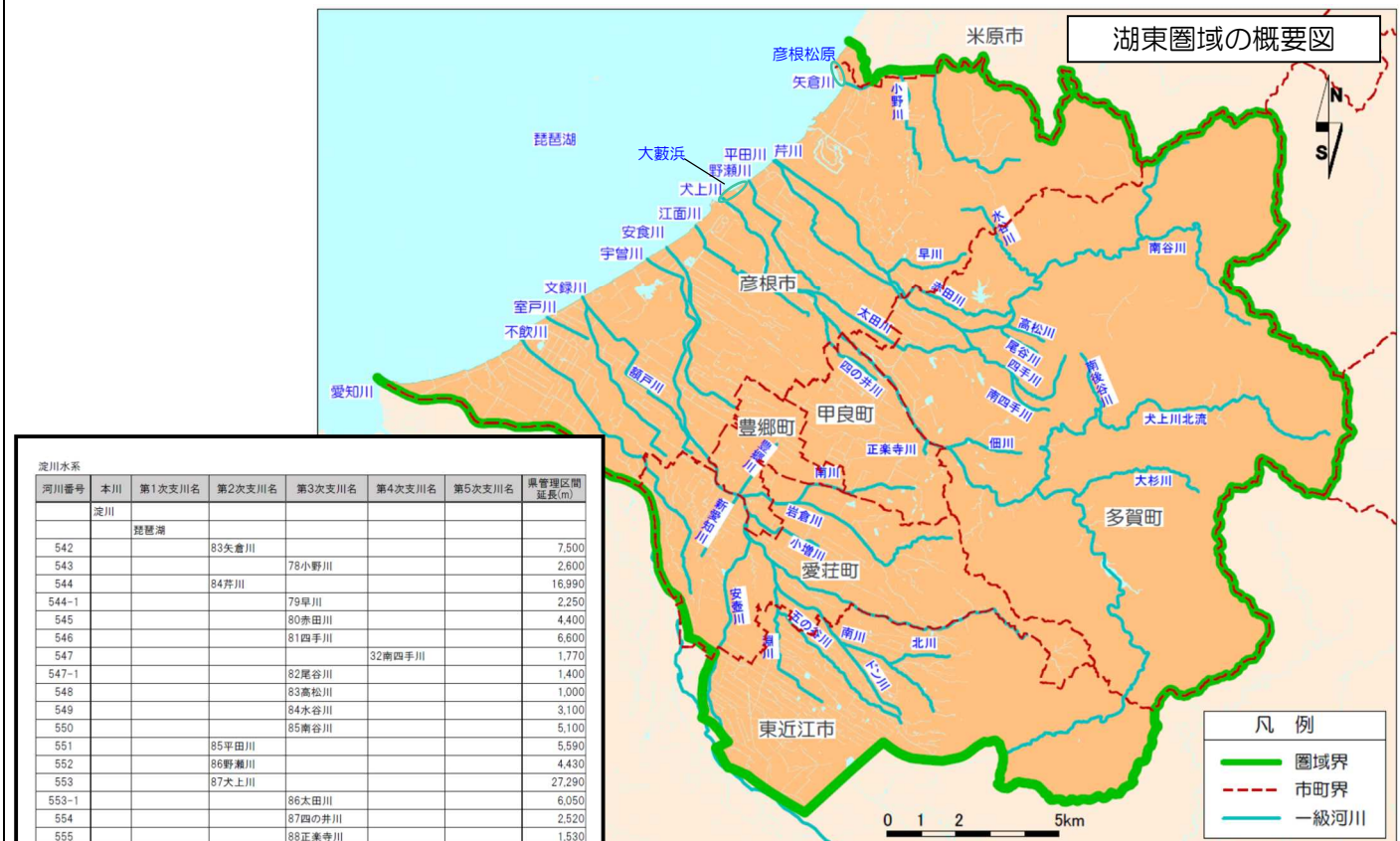
河川整備計画（本文）

1. 圏域、河川の概要

1.1 湖東圏域の概要

湖東圏域は、滋賀県東部に位置し彦根市・東近江市の一部（犬上川流域の旧愛東町、宇曾川流域の旧湖東町）・米原市の一部（矢倉川流域の旧米原町）・愛荘町（旧愛知川町、旧秦荘町）・犬上郡の多賀町、甲良町、豊郷町の3市4町に属する一級河川（琵琶湖を含む）およびその流域（以下「湖東圏域」という）を対象とし、圏域面積は約436km²です。

圏域には、一級河川が全部で 41 河川あります。



557			90大上川北流	12,080
558			33南後谷川	1,850
559			91大杉川	3,910
560		88江苗川		4,450

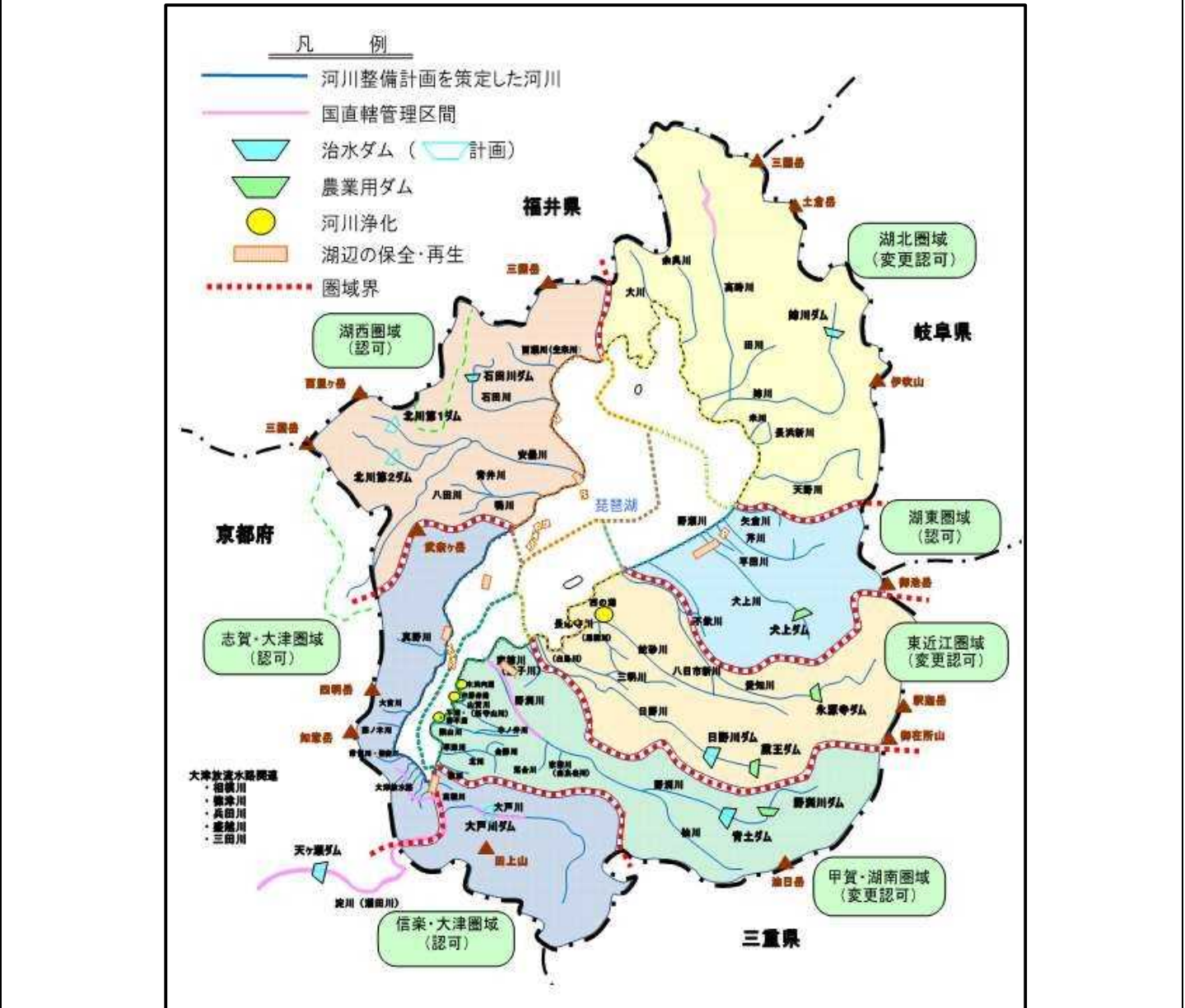
出典：河川・港湾調査をもとに作図
(R5.1 滋賀県土木交通部流域政策局)

淀川水系							県管理区間延長(m)
河川番号	本川	第1次支川名	第2次支川名	第3次支川名	第4次支川名	第5次支川名	
	淀川	琵琶湖					
542			83矢倉川				7,500
543				78小野川			2,600
544			84芹川				16,990
544-1				79早川			2,250
545				80赤田川			4,400
546				81四手川			6,600
547					32南四手川		1,770
547-1				82尾谷川			1,400
548				83高松川			1,000
549				84永谷川			3,100
550				85南谷川			5,100
551			85平田川				5,590
552			86野瀬川				4,430
553			87大上川				27,290
553-1				86大田川			6,050
554				87四の井川			2,520
555				88正重寺川			1,530
556				89船川			2,760
557				90大上川北流			12,080
558					33南後谷川		1,850
559				91大杉川			3,910
560			88江南川				4,450
560-1			89安食川				6,200
561			90宇曾川				18,400
563				92新堂知川			2,270
564				93豊郷川			1,920
565				94岩倉川			8,520
566					34南川		5,200
566-1				95小増川			2,500
567				96安堂川			7,330
568				97南川			8,890
570					35五の谷川	11瀬川	6,500
570-1							2,300
571					36ン川		2,800
569					37北川		3,000
572			91文錦川				6,300
573				98瀬戸川			6,100
573-1			92室戸川				190
574			93不飲川				10,500
575			94愛知川				41,050
合計		1本	12本	21本	6本	1本	264,840

574		93不飲川			10,500
575		94豊知川			41,050
合計 4 1 河川					

出典・根拠

河川整備計画を策定する河川ととりまとめる圏域

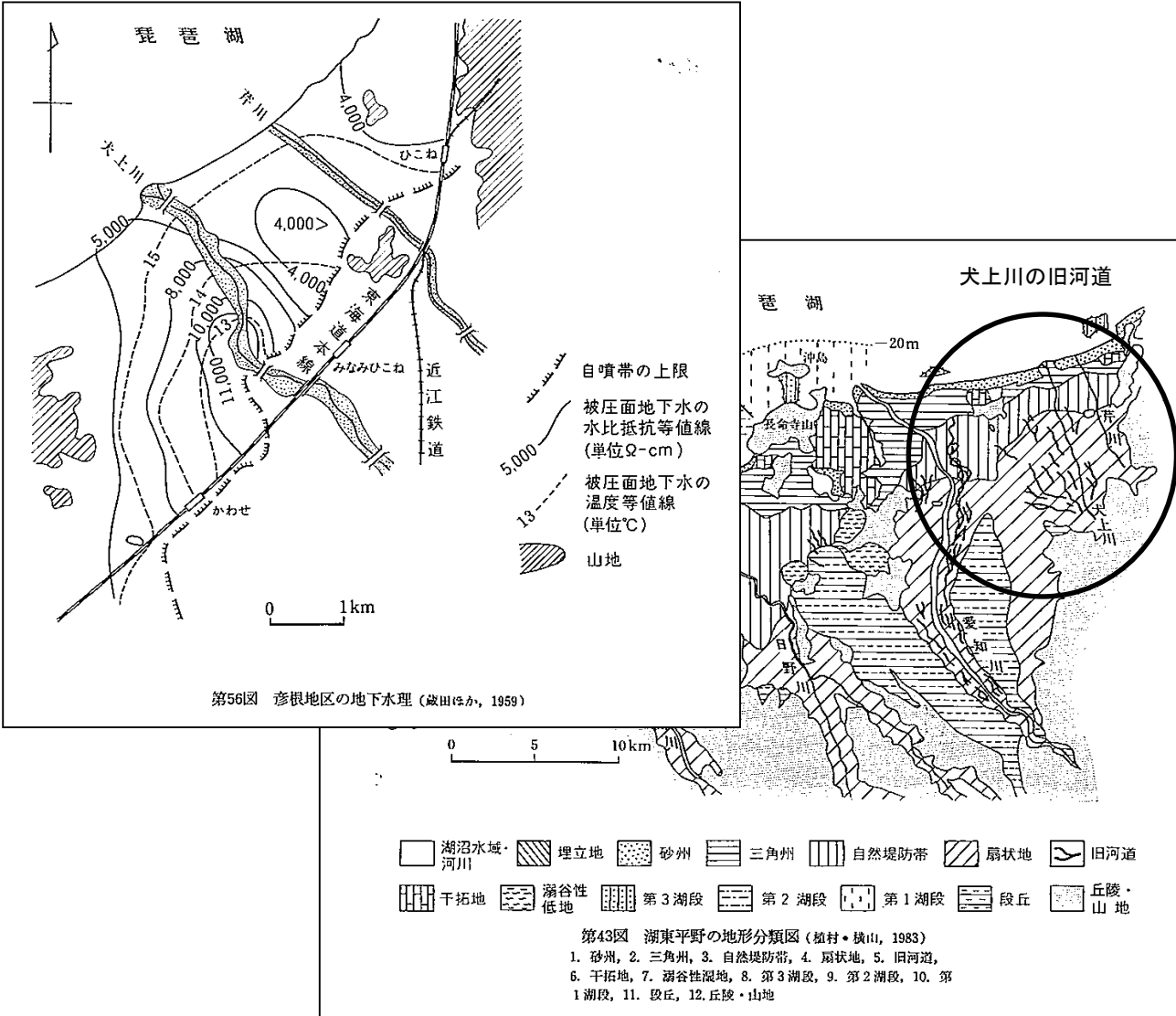


出典：滋賀県土木交通部流域政策局広域河川政策室（HP）
（<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/kasenkoan/19463.html>）

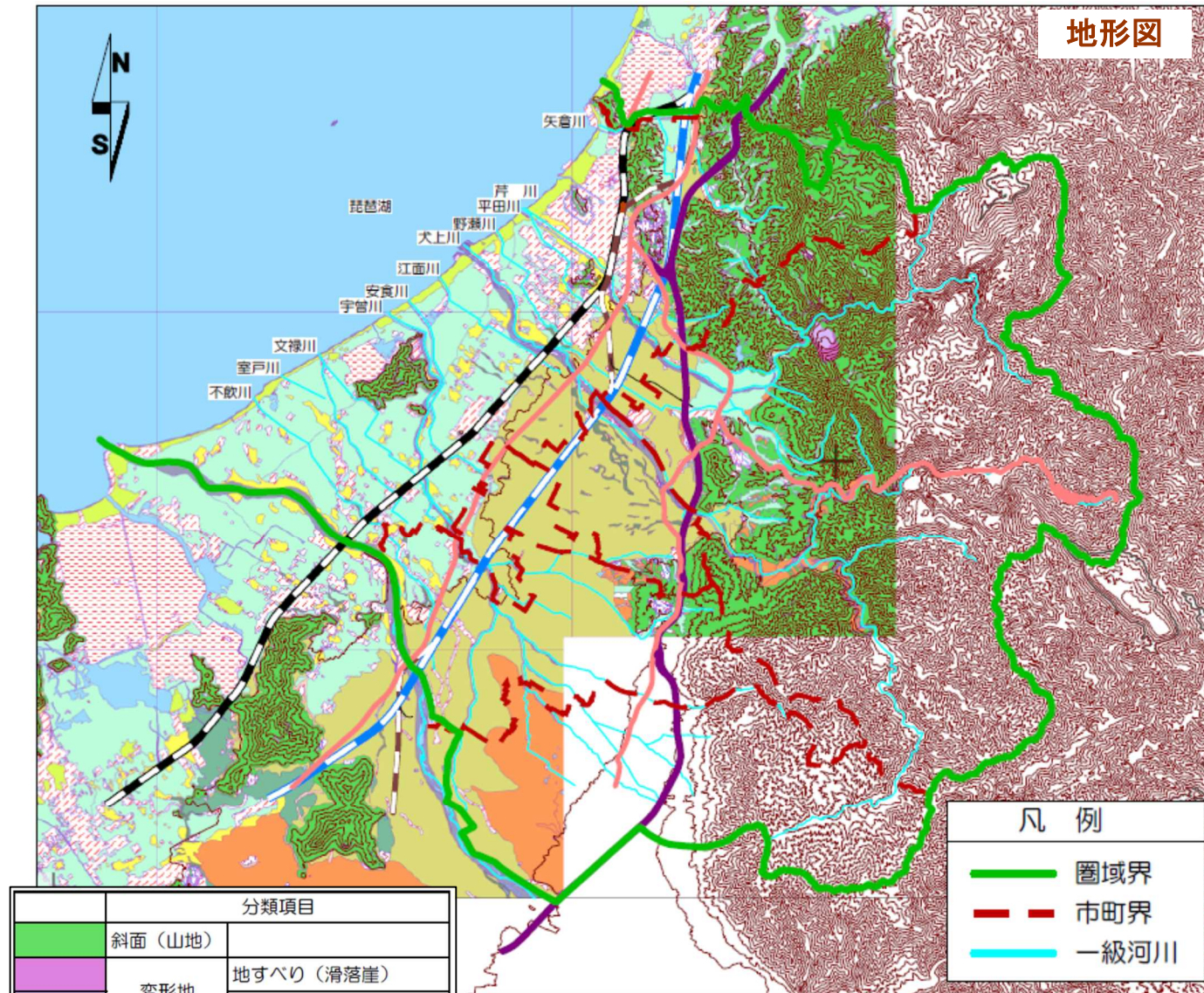
琵琶湖湖面の圏域界は、琵琶湖に面する市町行政界とします。

琵琶湖湖面(面積)の圏域毎への分割 (km2)

圏域名	認可状況	対象市町(琵琶湖湖面 面積)	琵琶湖面積	流域面積	圏域面積
湖東	策定中	平成 25 年 1 月認可	98.69	約337	約436

河川整備計画（本文）	出典・根拠
（地形・地質） 滋賀県の地形は琵琶湖を中心として周囲を北に野坂山地、東に伊吹山地、鈴鹿山脈が、西に比良山地、南に甲賀山地が取り囲み、全体として盆地地形を形成しています。琵琶湖の東方、南東側は、丘陵・扇状地三角州などの低平地が広く分布しています。一方、琵琶湖の北方、西方は、一般的に低平地の発達が乏しく、急峻な山地が琵琶湖に迫っています。 圏域の地形は、河川下流部の扇状地で概ね 1/200～1/300 の急な地形勾配で、各地に網伏状の旧河道が残っており、過去から扇状地上を流れる河川がたびたびはん濫してきたことを物語っています。また、特に犬上川は表流水が伏流しやすく、下流部に豊富で良質な地下水を供給しています。 滋賀県の地盤をなしている岩石は、秩父中古生層（1.6 億～2 億年前）、第三紀層（3～5 千万年前）、第四紀層（2 百万年前）に属する堆積岩、火成岩（花崗岩、大規模火砕流堆積物など）や小地域に露出している変成岩でできています。 圏域の地質基盤は中生代の付加堆積物（秩父中古生層）である粘板岩・砂岩・チャートなどから成り、霊仙山から三国岳にかけての山地部には石灰岩相の北鈴鹿層群が広く分布し、琵琶湖に近い丘陵地や犬上川上流部にはチャート、粘板岩を主体とした彦根層群が分布しています。荒神山や松尾寺山周辺には、白亜紀の花崗岩や大規模火砕流堆積物が分布しています。琵琶湖周辺は、第四紀に形成された台地・段丘および平地が広がり、礫・砂・粘土の堆積物で互層をなしています。	出典・根拠  出典：彦根西部地域の地質 昭和 59 年 地質調査書

地形図

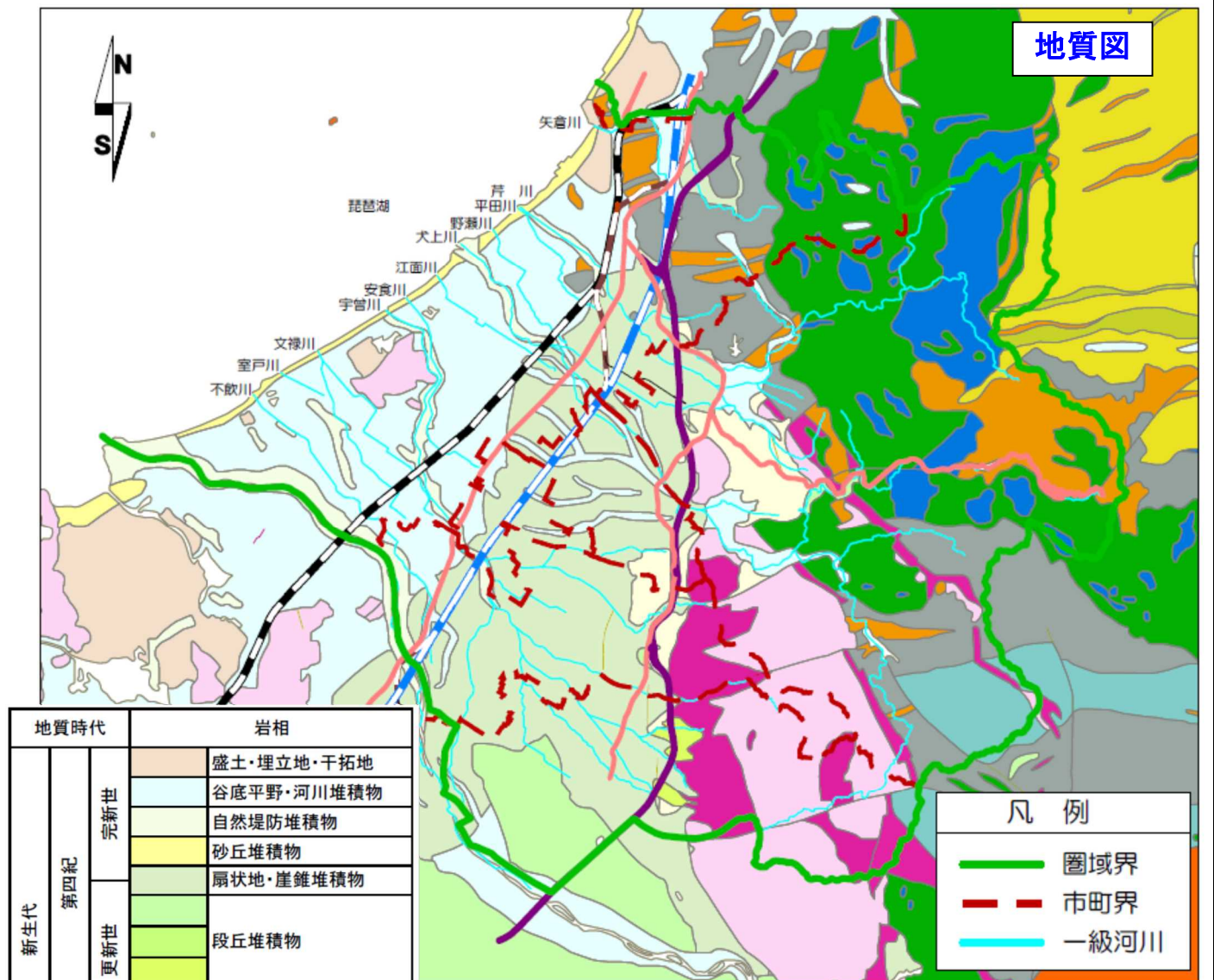


分類項目		
斜面（山地）		
変形地	地すべり（滑落崖）	
	地すべり（移動体）	
台地・段丘	更新世段丘	
低地の微高知	扇状地	
	砂州・砂堆・砂丘	
	自然堤防	
低地の一般面	谷底平野・氾濫平野	
	旧河道	
頻水地	高水敷・低水敷・浜	
水部	河川・水涯線及び水面	
人工地形	切土地	
	高い盛土地	
	盛土地・埋立地	
	干拓地	

0 5 10km

出典：「土地条件図（彦根、近江八幡）」国土地理院

地質図



地質時代		岩相
新生代	第四紀	完新世
		盛土・埋立地・干拓地
		谷底平野・河川堆積物
		自然堤防堆積物
		砂丘堆積物
	更新世	扇状地・崖錐堆積物
		段丘堆積物
		非海成層
		新第三紀
		非海成層（砂岩・泥岩）
中生代	白亜紀	非海成層（泥岩）
		古第三紀
		花崗岩
		デイサイト・流紋岩
		【付加体】
	ジュラ紀	砂岩
		砂岩泥岩互層
		泥岩
		混在岩
古生代	三疊紀	チャート（C）
	ペルム紀	石灰岩（L）
	石炭紀	玄武岩（B）

0 5 10km

出典：シームレス地質図
（産業技術総合研究所）

河川整備計画（本文）

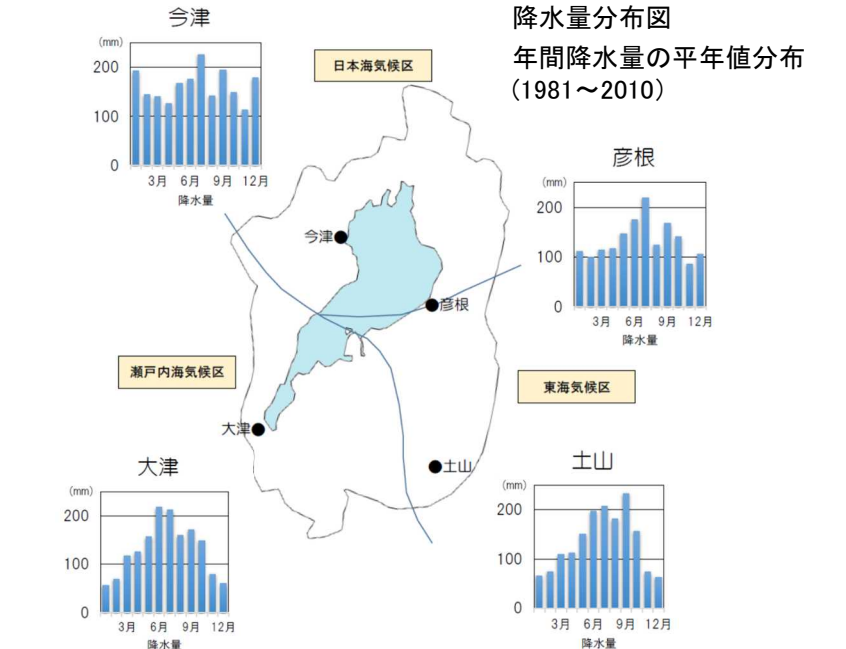
(氣候)

日本列島のほぼ中央に位置する滋賀県は、日本海気候区(北陸地方)、瀬戸内海気候区、東海気候区が接した位置にあり、また、周囲を高い山々で囲まれています。このため、滋賀県の気候は、温暖な東日本・瀬戸内型と冬季に雪による降水量が多い日本海・中部山岳型の気候を相備えながら、琵琶湖の気候調節作用にも大きな影響を受けるため、県全体を一気候で特色付けられません。

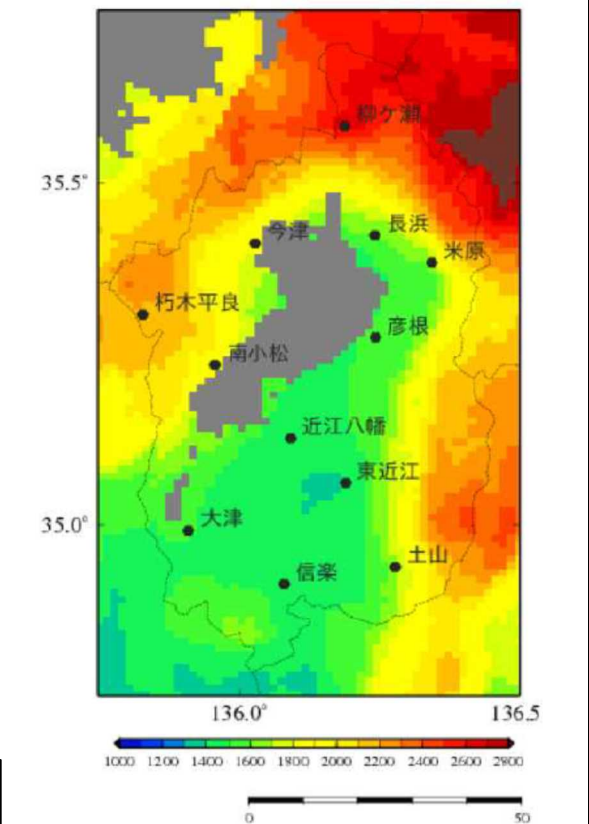
圏域の気候は、彦根観測所において年平均気温が約 15 度、年間降水量は 1,600mm 程度（山間部は 1,800～2,000mm 程度）で、昼夜の気温差が大きく、年間の降水量が比較的少ない内陸性盆地気候を示します。冬季には若狭湾から流入する北西風と湖上を吹いてくる西風とが収束するためにしばしば大雪となる特徴があります。

出典・根拠

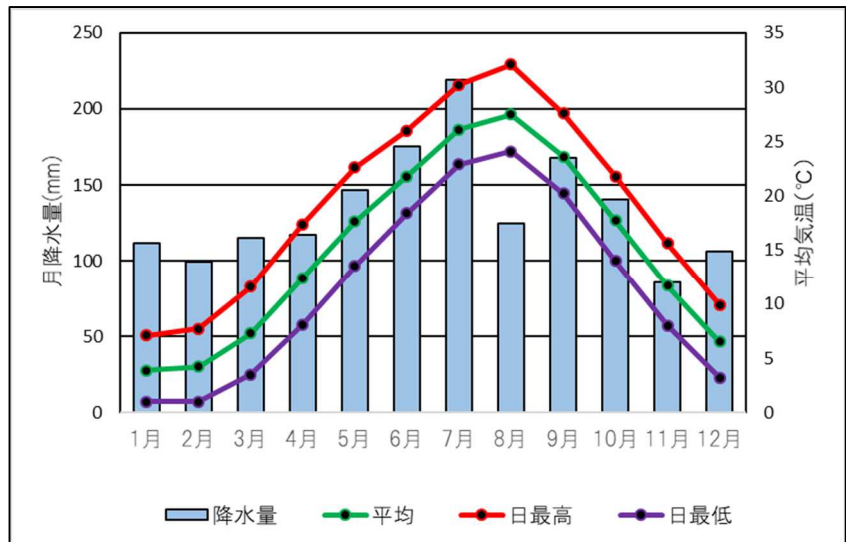
滋賀県の気候区分図



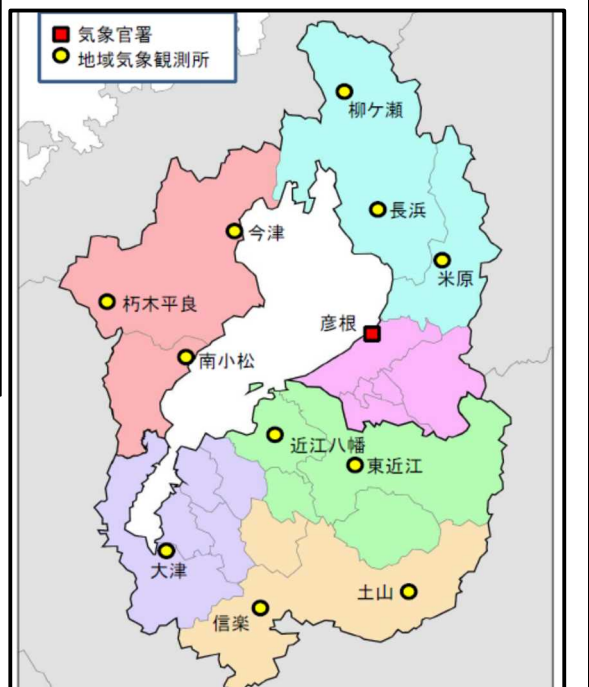
出典:気象庁 雨量の平年値(1991～2020)



出典:滋賀県気候変動適応センター(令和3年)



出典:気象庁 月別気温と雨量の平年値(1991~2020)

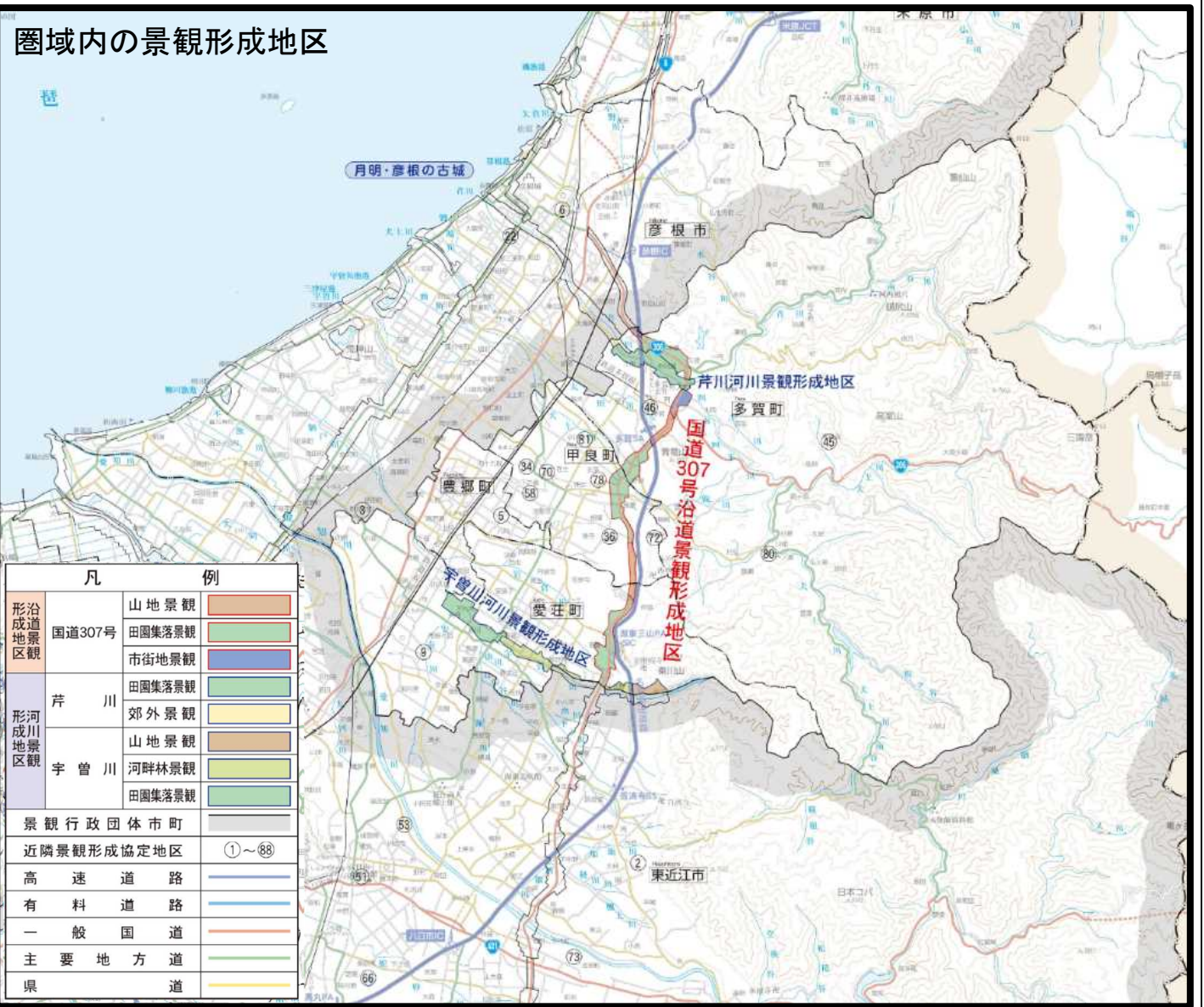


出典:滋賀県の気象 2022 年報(彦根地方気象台)

河川整備計画（本文）	出典・根拠																														
（自然・景観） 自然や景観について見ると、琵琶湖を中心に霊仙山などの山地を含めた一帯が、昭和 25 年に我が国で初めて国定公園（「琵琶湖国定公園」）に指定され、豊かな自然と動植物の宝庫となっています。滋賀県と三重県の境界を南北に走る延長約 50km、幅約 10km の鈴鹿山脈一帯は、昭和 43 年に「鈴鹿国定公園」に指定され、特別天然記念物のニホンカモシカなど多くの鳥獣が生息しています。芹川・犬上川などの源流を含む湖東平野と鈴鹿山脈に挟まれた山地は、昭和 62 年に「湖東県立自然公園」に指定されており、溪流美をとどめる自然景観を呈しています。 令和 5 年 2 月には、一般投票をもとに将来にわたり守り育てていきたい景観を眺めることができる視点場である「滋賀の眺望景観ビューポイント」が 30 箇所選定され、うち 3 か所が湖東圏域にあります。 滋賀県の「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」（昭和 60 年 7 月施行）により、良好な景観の形成を図る地区として、芹川（多賀町）、宇曾川（愛荘町）沿川の河畔林や親水性の高い河原の景観など様々な様相を呈する河川沿いの地区を「河川景観形成地区」に指定しています。 平成 16 年に景観法が制定され、彦根市・東近江市が景観行政団体として市域全域で景観形成地域・地区を設定しており、そのうち琵琶湖（彦根市：琵琶湖・内湖景観形成地域）や河川（彦根市：芹川河川景観形成地域・東近江市：宇曾川景観形成重点地域）についても景観資源として設定されています。	圏域内の自然公園一覧 <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th rowspan="2">公園名</th><th rowspan="2">指定 年月日</th><th colspan="3">面積 (ha)</th><th rowspan="2">県土に占める割合</th></tr><tr><th>特別地域</th><th>普通地域</th><th>計</th></tr><tr><td rowspan="2">国定公園</td><td>琵琶湖</td><td>昭 25. 7. 24</td><td>92, 771</td><td>3, 187</td><td>95, 958</td><td>23. 9%</td></tr><tr><td>鈴 鹿</td><td>昭 43. 7. 22</td><td>17, 113</td><td>—</td><td>17, 113</td><td>4. 3%</td></tr><tr><td>県立自然公園</td><td>湖 東</td><td>昭 62. 5. 15</td><td>4, 296</td><td>71</td><td>4, 367</td><td>1. 1%</td></tr></table> 出典:滋賀県勢要覧(平成 17 年)、滋賀の環境 2023(令和 5 年版環境白書)資料編 【琵琶湖国定公園】 琵琶湖を中心に、伊吹山、霊仙山、賤ヶ岳、三国山、比良山地、比叡山地などの山々と、瀬田川、宇治川の一帯からなる国定公園であり、昭和 25 年に、我が国で初めて国定公園に指定されました。 琵琶湖と周辺の山々には、豊かな自然と動植物の宝庫となっている。また、文化は古くから栄え、日吉神社、彦根城など多くの史跡があります。 【鈴鹿国定公園】 滋賀県と三重県の境界を南北に走る延長約 50km、幅約 10km の鈴鹿山脈一帯に広がる山岳公園で、昭和 43 年に指定されました。 変化に富んだ環境を反映して多様な植物相に恵まれ、カルスト地形、花崗岩の絶壁など特異な地形を呈する。また、天然記念物のニホンカモシカなど多くの鳥獣が生息しています。 【湖東県立自然公園】 琵琶湖の東岸に広がる湖東平野と鈴鹿山脈に挟まれた山地を中心に昭和 62 年に指定されました。 この自然公園は、琵琶湖に注ぐ芹川・犬上川・宇曾川の源流にあたり、溪流美をとどめる自然景観を呈しています。	区 分	公園名	指定 年月日	面積 (ha)			県土に占める割合	特別地域	普通地域	計	国定公園	琵琶湖	昭 25. 7. 24	92, 771	3, 187	95, 958	23. 9%	鈴 鹿	昭 43. 7. 22	17, 113	—	17, 113	4. 3%	県立自然公園	湖 東	昭 62. 5. 15	4, 296	71	4, 367	1. 1%
区 分	公園名				指定 年月日	面積 (ha)			県土に占める割合																						
		特別地域	普通地域	計																											
国定公園	琵琶湖	昭 25. 7. 24	92, 771	3, 187	95, 958	23. 9%																									
	鈴 鹿	昭 43. 7. 22	17, 113	—	17, 113	4. 3%																									
県立自然公園	湖 東	昭 62. 5. 15	4, 296	71	4, 367	1. 1%																									



出典「生物多様性 しがマップ」
(滋賀県琵琶湖環境部 自然環境保全課 web マップ)



出典:滋賀県景観計画 指定区域図
(令和4年3月末 滋賀県 滋賀県土木交通部都市計画課)

河川整備計画（本文）	出典・根拠
（歴史） 滋賀県は、畿内と東国を結ぶ文化・交通の要衝に位置しており、日本の歴史・文化を語る上で欠くことができない重要な地域といえます。古代には、大津宮や紫香楽宮などが造営され、政治の中心となるとともに、比叡山延暦寺に代表される仏教文化が花開きました。戦国時代には、覇権をめぐる幾多の戦国武将を制して、織田信長が安土城を築きました。江戸時代には、幕府によって東海道や中山道の街道が整備され、大津や草津・守山・水口などの多くの宿場町が栄えました。 古い歴史をもつ湖東圏域では、縄文時代の土田遺跡や弥生時代の川瀬馬場遺跡などで、当時の人々の暮らしがみつかっており、古墳時代初めには、県下有数の規模を誇る荒神山古墳が造られました。飛鳥時代には愛智秦氏など、朝鮮半島から渡来した氏族によって、上蚊野古墳群や畑田廃寺など多くの古墳や寺院が造営されました。古代・中世を通じて仏教文化の栄えたこの地域では、現在、湖東三山と呼ばれる百済寺や金剛輪寺、西明寺において、日本を代表する優れた仏教美術を見ることができます。 また、伊勢神宮とも関係が深い多賀大社では、古代以降、多くの信仰を集め、江戸時代には「お伊勢七度熊野へ三度 お多賀さまへは月参り」と謡われるほど、多くの参詣者を集めました。	凡例 ● 宿場町 ● 拠点 出典：滋賀の歴史的街道景観 (滋賀県土木交通部都市計画課景観係) 図 滋賀の街道と宿場町

河川整備計画（本文）				出典・根拠																																																																																																																																																																																									
（文化財） 滋賀県は、日本を代表する豊かな歴史文化遺産に恵まれており、国宝・重要文化財の数は、東京・京都・奈良に次いで、全国第4位を誇ります。 圏域に含まれる市町の指定文化財の数は 国指定が 134 件、県指定が 94 件、市町指定が 373 件となっています。 代表的な文化財には、「彦根城天守」や「西明寺三重塔」、「金剛輪寺本堂」、「紙本金地著色風俗図（彦根屏風）」などの国宝のほか、特別史跡彦根城跡、名勝多賀大社庭園、天然記念物「南花沢のハナノキ」・「北花沢のハナノキ」などがあります。また、河川に関する文化財には、宇曾川産の自然石を敷き詰めて作られた歴史的砂防施設である登録文化財の「宇曾川流路工」があります。 その他、圏域に含まれる市町の埋蔵文化財包蔵地は旧石器時代から近代までの 919 遺跡（平成 29 年から令和 3 年の市町データより）が知られています。				文化財一覧																																																																																																																																																																																									
				<table><tr><th rowspan="3">市町名</th><th rowspan="3">国指定</th><th rowspan="3">県指定</th><th rowspan="3">市町指定</th><th colspan="6">有形文化財</th><th rowspan="2">有形文化財</th><th colspan="2">民俗文化財</th><th colspan="3">記念物</th><th rowspan="3">重要伝存統地区的建造物</th></tr><tr><th rowspan="2">建造物</th><th colspan="5">美術工芸品</th><th rowspan="2">有形</th><th rowspan="2">無形</th><th rowspan="2">史跡</th><th rowspan="2">名勝</th><th rowspan="2">天然記念物</th></tr><tr><th>絵画</th><th>彫刻</th><th>工芸品</th><th>書跡・典籍・古文書</th><th>考古資料</th><th>歴史資料</th></tr><tr><td colspan="4">彦根市</td><td>25</td><td>12</td><td>85</td><td>45</td><td>15</td><td>26</td><td>10</td><td>8</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>6</td><td>5</td><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td colspan="4">東近江市</td><td>67</td><td>46</td><td>200</td><td>63</td><td>26</td><td>94</td><td>34</td><td>35</td><td>8</td><td>2</td><td>2</td><td>4</td><td>15</td><td>21</td><td>4</td><td>4</td><td>1</td></tr><tr><td>愛知郡</td><td>愛荘町</td><td>19</td><td>8</td><td>24</td><td>10</td><td>1</td><td>21</td><td>6</td><td>4</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td rowspan="3">犬上郡</td><td>豊郷町</td><td>0</td><td>2</td><td>9</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td></tr><tr><td>甲良町</td><td>16</td><td>15</td><td>23</td><td>14</td><td>9</td><td>14</td><td>8</td><td>1</td><td>0</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>0</td></tr><tr><td>多賀町</td><td>7</td><td>11</td><td>32</td><td>5</td><td>7</td><td>11</td><td>10</td><td>6</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>3</td><td>2</td><td>5</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td colspan="4">計</td><td>134</td><td>94</td><td>373</td><td>138</td><td>60</td><td>168</td><td>68</td><td>54</td><td>12</td><td>8</td><td>2</td><td>6</td><td>23</td><td>32</td><td>14</td><td>14</td><td>2</td></tr></table> 赤数字：複数の市町文化財がまたがっているため、ダブルカウントの可能性あり 国：国指定件数市町村別一覧表（令和4年6月29日時点）文化スポーツ部 文化財保護課令和4年6月29日時点 県：県指定件数市町村別一覧表（令和4年6月29日時点）文化スポーツ部 文化財保護課令和4年6月29日時点 彦根市：彦根市統計（令和4年版）第16章 教育および文化文化財課（令和3年度末） 東近江市：東近江市統計書（令和3年版）歴史文化振興課（令和3年3月末） 愛荘町：ホームページ（2021年2月11日更新） 豊郷町：ホームページ（2022年3月31日更新） 甲良町：ホームページ（2023年7月21日現在） 多賀町：多賀町立文化財センターホームページ（2023年7月21日現在） ※文化財の件数は、1行を1とした															市町名	国指定	県指定	市町指定	有形文化財						有形文化財	民俗文化財		記念物			重要伝存統地区的建造物	建造物	美術工芸品					有形	無形	史跡	名勝	天然記念物	絵画	彫刻	工芸品	書跡・典籍・古文書	考古資料	歴史資料	彦根市				25	12	85	45	15	26	10	8	4	0	0	0	0	6	5	2	1	東近江市				67	46	200	63	26	94	34	35	8	2	2	4	15	21	4	4	1	愛知郡	愛荘町	19	8	24	10	1	21	6	4	0	2	0	2	2	2	2	1	0	0	犬上郡	豊郷町	0	2	9	1	2	2	0	0	0	0	0	0	4	0	0	1	1	0	甲良町	16	15	23	14	9	14	8	1	0	3	0	0	2	0	0	1	2	0	多賀町	7	11	32	5	7	11	10	6	0	1	0	0	0	3	2	5	0	0	計				134	94	373	138	60	168	68	54	12	8	2	6	23
市町名	国指定	県指定	市町指定	有形文化財						有形文化財	民俗文化財		記念物			重要伝存統地区的建造物																																																																																																																																																																													
				建造物	美術工芸品						有形	無形	史跡	名勝	天然記念物																																																																																																																																																																														
					絵画	彫刻	工芸品	書跡・典籍・古文書	考古資料	歴史資料																																																																																																																																																																																			
彦根市				25	12	85	45	15	26	10	8	4	0	0	0	0	6	5	2	1																																																																																																																																																																									
東近江市				67	46	200	63	26	94	34	35	8	2	2	4	15	21	4	4	1																																																																																																																																																																									
愛知郡	愛荘町	19	8	24	10	1	21	6	4	0	2	0	2	2	2	2	1	0	0																																																																																																																																																																										
犬上郡	豊郷町	0	2	9	1	2	2	0	0	0	0	0	0	4	0	0	1	1	0																																																																																																																																																																										
	甲良町	16	15	23	14	9	14	8	1	0	3	0	0	2	0	0	1	2	0																																																																																																																																																																										
	多賀町	7	11	32	5	7	11	10	6	0	1	0	0	0	3	2	5	0	0																																																																																																																																																																										
計				134	94	373	138	60	168	68	54	12	8	2	6	23	32	14	14	2																																																																																																																																																																									
				埋蔵文化財包蔵地																																																																																																																																																																																									
				<table><tr><th colspan="2">市町名</th><th>箇所数</th><th>時点</th><th>出典</th></tr><tr><td colspan="2">彦根市</td><td>199</td><td>平成 29 年(2017 年)10 月現在</td><td>彦根市ホームページ</td></tr><tr><td colspan="2">東近江市</td><td>523</td><td>2017年6月現在まで</td><td>東近江市埋蔵文化財包蔵地一覧</td></tr><tr><td>愛知郡</td><td>愛荘町</td><td>86</td><td>2021年2月19日</td><td>愛荘町立歴史文化博物館</td></tr><tr><td rowspan="3">犬上郡</td><td>豊郷町</td><td>14</td><td>2022年3月31日現在</td><td>豊郷町教育委員会社会教育課</td></tr><tr><td>甲良町</td><td>39</td><td>2021年6月30日</td><td>甲良町教育委員会社会教育課</td></tr><tr><td>多賀町</td><td>58</td><td>令和3年度</td><td>多賀町文化財保存活用地域計画</td></tr><tr><td colspan="2">計</td><td>919</td><td></td><td></td></tr></table>																	市町名		箇所数	時点	出典	彦根市		199	平成 29 年(2017 年)10 月現在	彦根市ホームページ	東近江市		523	2017年6月現在まで	東近江市埋蔵文化財包蔵地一覧	愛知郡	愛荘町	86	2021年2月19日	愛荘町立歴史文化博物館	犬上郡	豊郷町	14	2022年3月31日現在	豊郷町教育委員会社会教育課	甲良町	39	2021年6月30日	甲良町教育委員会社会教育課	多賀町	58	令和3年度	多賀町文化財保存活用地域計画	計		919																																																																																																																																					
市町名		箇所数	時点	出典																																																																																																																																																																																									
彦根市		199	平成 29 年(2017 年)10 月現在	彦根市ホームページ																																																																																																																																																																																									
東近江市		523	2017年6月現在まで	東近江市埋蔵文化財包蔵地一覧																																																																																																																																																																																									
愛知郡	愛荘町	86	2021年2月19日	愛荘町立歴史文化博物館																																																																																																																																																																																									
犬上郡	豊郷町	14	2022年3月31日現在	豊郷町教育委員会社会教育課																																																																																																																																																																																									
	甲良町	39	2021年6月30日	甲良町教育委員会社会教育課																																																																																																																																																																																									
	多賀町	58	令和3年度	多賀町文化財保存活用地域計画																																																																																																																																																																																									
計		919																																																																																																																																																																																											

歴史文化位置図



彦根城(R5.10 撮影)



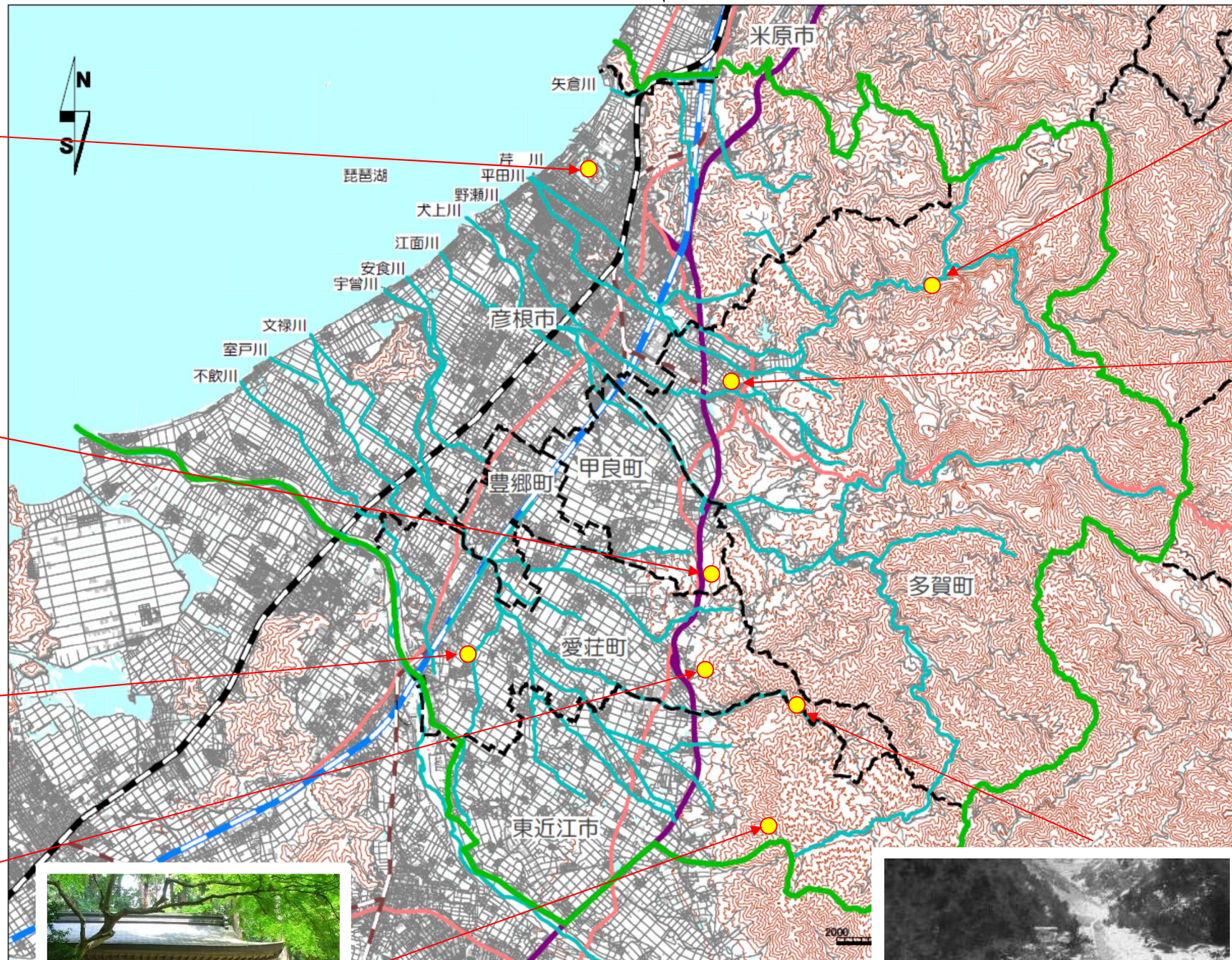
西明寺(甲良町観光協会 HP)



豊満神社(愛荘町 観光 web サイト)



金剛輪寺(愛荘町 観光 web サイト)



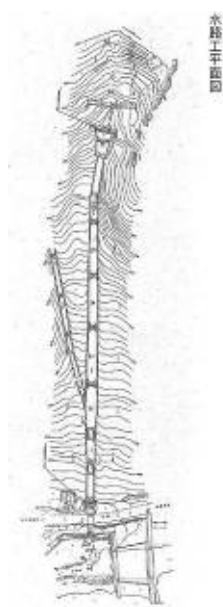
百濟寺(東近江市 観光 web サイト)



河内の風穴(多賀町観光協会 HP)



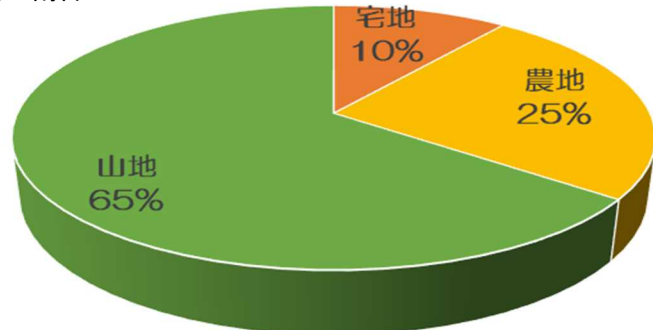
多賀大社(多賀町観光協会 HP)



施工当時の宇曽川流路工



現在の宇曽川流路工

河川整備計画（本文）	出典・根拠																																																																																																																							
（土地利用） 圏域の土地利用は、山地が約 65%、農地が約 25%、宅地が約 10%となっています。近年の 10 ヶ年において、農地面積は減少傾向にありますが、琵琶湖や河川用水の高度な利用により、近江米の産地として湖東平野の農地は重要な役割を果たしています。	土地利用の割合  <table><caption>湖東圏域内の市町別土地利用面積(ha)</caption><thead><tr><th>市町名</th><th>統計年</th><th>宅地</th><th>農地</th><th>山地</th><th>合計</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">彦根市</td><td>平成 2 年</td><td>1,523</td><td>4,012</td><td>4,280</td><td>9,815</td></tr><tr><td>平成 17 年</td><td>1,776</td><td>3,607</td><td>4,432</td><td>9,815</td></tr><tr><td>令和 3 年</td><td>1,939</td><td>3,336</td><td>4,493</td><td>9,258</td></tr><tr><td rowspan="2">東近江市 (愛東町・湖東町)</td><td>平成 2 年</td><td>361</td><td>2,368</td><td>4,013</td><td>6,742</td></tr><tr><td>平成 17 年</td><td>469</td><td>2,323</td><td>3,950</td><td>6,742</td></tr><tr><td>東近江市全域</td><td>令和 3 年</td><td>2,403</td><td>8,738</td><td>27,139</td><td>38,322</td></tr><tr><td rowspan="3">愛荘町</td><td>平成 2 年</td><td>402</td><td>1,758</td><td>1,482</td><td>3,642</td></tr><tr><td>平成 17 年</td><td>501</td><td>1,648</td><td>1,649</td><td>3,798</td></tr><tr><td>令和 3 年</td><td>592</td><td>1,566</td><td>1,273</td><td>3,443</td></tr><tr><td rowspan="3">豊郷町</td><td>平成 2 年</td><td>163</td><td>476</td><td>139</td><td>778</td></tr><tr><td>平成 17 年</td><td>184</td><td>430</td><td>164</td><td>778</td></tr><tr><td>令和 3 年</td><td>209</td><td>408</td><td>110</td><td>737</td></tr><tr><td rowspan="3">甲良町</td><td>平成 2 年</td><td>160</td><td>782</td><td>428</td><td>1,370</td></tr><tr><td>平成 17 年</td><td>209</td><td>698</td><td>459</td><td>1,366</td></tr><tr><td>令和 3 年</td><td>225</td><td>670</td><td>462</td><td>1,363</td></tr><tr><td rowspan="3">多賀町</td><td>平成 2 年</td><td>220</td><td>722</td><td>12,651</td><td>13,593</td></tr><tr><td>平成 17 年</td><td>277</td><td>548</td><td>12,768</td><td>13,593</td></tr><tr><td>令和 3 年</td><td>302</td><td>516</td><td>12,755</td><td>13,577</td></tr><tr><td rowspan="3">湖東圏域</td><td>平成 2 年</td><td>2,829</td><td>10,118</td><td>22,993</td><td>35,940</td></tr><tr><td>平成 17 年</td><td>3,416</td><td>9,254</td><td>23,422</td><td>36,092</td></tr><tr><td>令和 3 年※※</td><td>3,737</td><td>8,819</td><td>23,044</td><td>35,120</td></tr></tbody></table> 出典：湖東圏域河川整備計画(平成 25 年)、滋賀県統計書(令和 3 年) ※ 農地は田・畑の合計とし、山地は山林・雑種地・その他の合計とした。 ※※令和 3 年の東近江市は、旧町に細分することができないため、平成 17 年の数値を使用した。	市町名	統計年	宅地	農地	山地	合計	彦根市	平成 2 年	1,523	4,012	4,280	9,815	平成 17 年	1,776	3,607	4,432	9,815	令和 3 年	1,939	3,336	4,493	9,258	東近江市 (愛東町・湖東町)	平成 2 年	361	2,368	4,013	6,742	平成 17 年	469	2,323	3,950	6,742	東近江市全域	令和 3 年	2,403	8,738	27,139	38,322	愛荘町	平成 2 年	402	1,758	1,482	3,642	平成 17 年	501	1,648	1,649	3,798	令和 3 年	592	1,566	1,273	3,443	豊郷町	平成 2 年	163	476	139	778	平成 17 年	184	430	164	778	令和 3 年	209	408	110	737	甲良町	平成 2 年	160	782	428	1,370	平成 17 年	209	698	459	1,366	令和 3 年	225	670	462	1,363	多賀町	平成 2 年	220	722	12,651	13,593	平成 17 年	277	548	12,768	13,593	令和 3 年	302	516	12,755	13,577	湖東圏域	平成 2 年	2,829	10,118	22,993	35,940	平成 17 年	3,416	9,254	23,422	36,092	令和 3 年※※	3,737	8,819	23,044	35,120
市町名	統計年	宅地	農地	山地	合計																																																																																																																			
彦根市	平成 2 年	1,523	4,012	4,280	9,815																																																																																																																			
	平成 17 年	1,776	3,607	4,432	9,815																																																																																																																			
	令和 3 年	1,939	3,336	4,493	9,258																																																																																																																			
東近江市 (愛東町・湖東町)	平成 2 年	361	2,368	4,013	6,742																																																																																																																			
	平成 17 年	469	2,323	3,950	6,742																																																																																																																			
東近江市全域	令和 3 年	2,403	8,738	27,139	38,322																																																																																																																			
愛荘町	平成 2 年	402	1,758	1,482	3,642																																																																																																																			
	平成 17 年	501	1,648	1,649	3,798																																																																																																																			
	令和 3 年	592	1,566	1,273	3,443																																																																																																																			
豊郷町	平成 2 年	163	476	139	778																																																																																																																			
	平成 17 年	184	430	164	778																																																																																																																			
	令和 3 年	209	408	110	737																																																																																																																			
甲良町	平成 2 年	160	782	428	1,370																																																																																																																			
	平成 17 年	209	698	459	1,366																																																																																																																			
	令和 3 年	225	670	462	1,363																																																																																																																			
多賀町	平成 2 年	220	722	12,651	13,593																																																																																																																			
	平成 17 年	277	548	12,768	13,593																																																																																																																			
	令和 3 年	302	516	12,755	13,577																																																																																																																			
湖東圏域	平成 2 年	2,829	10,118	22,993	35,940																																																																																																																			
	平成 17 年	3,416	9,254	23,422	36,092																																																																																																																			
	令和 3 年※※	3,737	8,819	23,044	35,120																																																																																																																			

河川整備計画（本文）

（人口）

圏域における関連市町の人口は、約 168 千人（県の約 12%）で、平成 22 年時に比べると僅かに減少しています。人口の分布で見ると、下流域である彦根市での人口増加の割合が高くなっています。

出典・根拠

湖東圏域関係市町の人口の変遷(単位:人)

市町名		昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
		1,970	1,975	1,980	1,985	1,990	1,995	2,000	2,005	2,010	2,015	2,020
彦根市		78,753	85,066	89,701	94,204	99,519	103,508	107,860	109,779	112,156	113,679	113,647
東近江市	旧愛東町	5,638	5,740	5,775	6,247	6,172	6,003	5,880	5,667	5,387	4,990	4,460
	旧湖東町	9,804	9,798	8,508	9,513	9,388	9,244	9,070	9,625	9,020	8,562	8,203
愛荘町	旧秦荘町	8,030	8,073	7,962	8,050	8,008	8,076	8,026	8,014	20,118	20,778	20,893
	旧愛知川町	8,496	8,943	9,072	9,035	9,028	9,780	10,966	11,715			
豊郷町		7,020	6,990	7,194	7,414	7,396	7,222	7,132	7,418	7,566	7,422	7,132
甲良町		8,724	9,026	9,058	9,141	8,811	8,569	8,169	8,103	7,500	7,039	6,362
多賀町		9,279	9,382	9,284	9,353	9,136	8,916	8,463	8,145	7,761	7,355	7,274
湖東圏域		135,744	143,018	146,554	152,957	157,458	161,318	165,566	168,466	169,508	169,825	167,971

単位:人

出典:国勢調査

※圏域界がかかる米原町は含まない。

昭和45年

昭和50年

昭和55年

昭和60年

平成2年

平成7年

平成12年

平成17年

平成22年

平成27年

令和2年

湖東圏域

彦根市

東近江市（旧愛東・湖東町）

愛荘町

豊郷町

甲良町

多賀町

人口

180,000

160,000

140,000

120,000

100,000

80,000

60,000

40,000

20,000

0

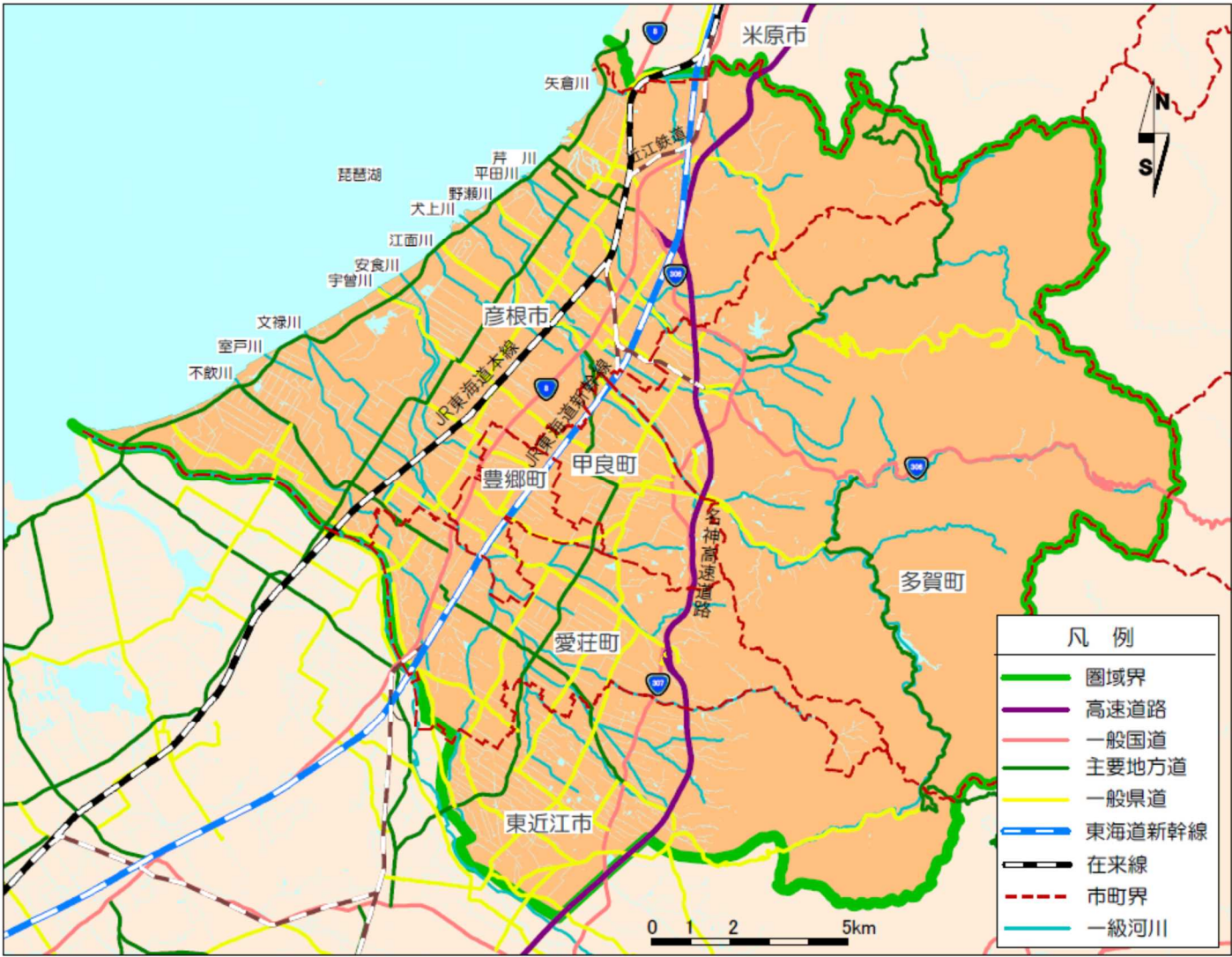
出典:国勢調査

湖東圏域内人口の変遷

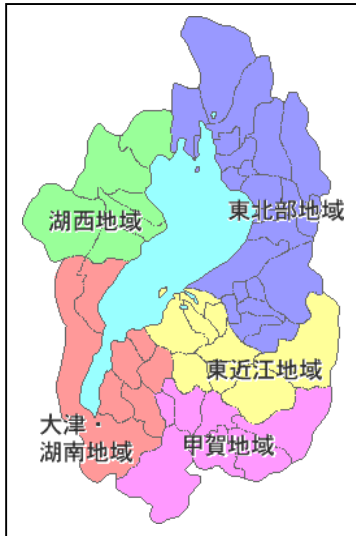
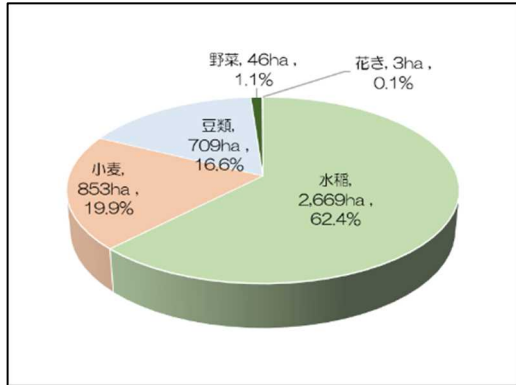
河川整備計画（本文）		出典・根拠																																																																																																																																													
（産業） 圏域の産業別就業人口構成比を見ると、圏域内の第１次産業就業者は23 百人（2.9％）、第２次産業就労者は3.0 万人（37.3％）、第３次産業は4.8 万人（59.8％）であり、全国の産業３部門の割合と比べると、第２次産業の割合が高くなっています。 製造業について圏域内には、従業者 4 人以上の事業所が約 330 箇所あり、製造品出荷額は年間約1,175 億円で滋賀県全体の約 14.6％に相当します。製造品出荷額の上位業種を彦根市で見ると、電気機械器具、一般機械器具、印刷関連業、ゴム製品、金属製品、非鉄金属となっています。圏域内の工業用水や水道用水は、主に琵琶湖の水や地下水が利用されています。		湖東圏域産業別就業人口・製造品出荷額等 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">市町名</th><th colspan="5">産業別就業人口(人)※1</th><th colspan="2">製造業について※2</th></tr><tr><th>第１次産業</th><th>第２次産業</th><th>第３次産業</th><th>分類不能 その他</th><th>計</th><th>事業所数</th><th>製造品出荷額 等(百万円)</th></tr><tr><td colspan="2">彦根市</td><td>988</td><td>18,802</td><td>33,569</td><td>2,230</td><td>55,589</td><td>176</td><td>703,711</td></tr><tr><td rowspan="2">東近江市</td><td>旧愛東町</td><td>317</td><td>865</td><td>1,275</td><td>78</td><td>2,535</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>旧湖東町</td><td>250</td><td>1,866</td><td>2,081</td><td>116</td><td>4,313</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>愛荘町</td><td></td><td>332</td><td>4,536</td><td>5,378</td><td>167</td><td>10,413</td><td>87</td><td>180,195</td></tr><tr><td colspan="2">豊郷町</td><td>100</td><td>1,220</td><td>1,826</td><td>138</td><td>3,284</td><td>15</td><td>14,693</td></tr><tr><td colspan="2">甲良町</td><td>137</td><td>1,252</td><td>1,695</td><td>201</td><td>3,285</td><td>22</td><td>51,626</td></tr><tr><td colspan="2">多賀町</td><td>168</td><td>1,334</td><td>2,011</td><td>19</td><td>3,532</td><td>32</td><td>224,518</td></tr><tr><td colspan="2">湖東圏域</td><td>2,292 (2.9%)</td><td>29,875 (37.3%)</td><td>47,835 (59.8%)</td><td>2,949</td><td>82,951</td><td>332</td><td>1,174,743</td></tr><tr><td colspan="2">滋賀県</td><td>1,962,762 (3.5%)</td><td>13,259,479 (23.7%)</td><td>40,679,332 (72.8%)</td><td>1,741,652</td><td>57,643,225</td><td>2,622</td><td>8,048,481</td></tr></table> ※1 出典:令和２年国勢調査 産業３部門に含まれる産業大分類は次のとおり 第１次産業:「農業」、「林業」、「漁業」 第２次産業:「鉱業」、「建設業」、「製造業」 第３次産業:前記及び「分類不能の産業」以外の産業 ※2 出典:2020 年工業統計調査(2019 年実績) 従業者 4 人以上の事業所に関する統計 東近江市を細分することができなかったため、彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町で集計 X:申告者の秘密保護のために秘匿した箇所。(該当事業所の数が１又は２の場合、又は３以上であっても前後等の関係から判明する場合) 産業別就業人口（出典:令和２年国勢調査） ※分類不能の産業は含まない <table><tr><th colspan="2">彦根市 業種別出荷額※2</th></tr><tr><th>産業分類</th><th>出荷額(万円)</th></tr><tr><td>食料品製造業</td><td>589,158</td></tr><tr><td>繊維工業</td><td>491,024</td></tr><tr><td>家具・装備品製造業</td><td>642,424</td></tr><tr><td>パルプ・紙・紙加工品製造業</td><td>X</td></tr><tr><td>印刷・同関連業</td><td>2,730,132</td></tr><tr><td>化学工業</td><td>X</td></tr><tr><td>石油製品・石炭製品製造業</td><td>X</td></tr><tr><td>プラスチック製品製造業(別掲を除く)</td><td>1,632,270</td></tr><tr><td>ゴム製品製造業</td><td>X</td></tr><tr><td>なめし革・同製品・毛皮製造業</td><td>X</td></tr><tr><td>窯業・土石製品製造業</td><td>38,176</td></tr><tr><td>鉄鋼業</td><td>X</td></tr><tr><td>非鉄金属製造業</td><td>493,596</td></tr><tr><td>金属製品製造業</td><td>2,578,040</td></tr><tr><td>はん用機械器具製造業</td><td>9,782,543</td></tr><tr><td>生産用機械器具製造業</td><td>15,482,453</td></tr><tr><td>電子部品・デバイス・電子回路製造業</td><td>X</td></tr><tr><td>電気機械器具製造業</td><td>10,352,404</td></tr><tr><td>輸送用機械器具製造業</td><td>X</td></tr><tr><td>その他の製造業</td><td>7,044,140</td></tr></table>		市町名		産業別就業人口(人)※1					製造業について※2		第１次産業	第２次産業	第３次産業	分類不能 その他	計	事業所数	製造品出荷額 等(百万円)	彦根市		988	18,802	33,569	2,230	55,589	176	703,711	東近江市	旧愛東町	317	865	1,275	78	2,535	—	—	旧湖東町	250	1,866	2,081	116	4,313	—	—	愛荘町		332	4,536	5,378	167	10,413	87	180,195	豊郷町		100	1,220	1,826	138	3,284	15	14,693	甲良町		137	1,252	1,695	201	3,285	22	51,626	多賀町		168	1,334	2,011	19	3,532	32	224,518	湖東圏域		2,292 (2.9%)	29,875 (37.3%)	47,835 (59.8%)	2,949	82,951	332	1,174,743	滋賀県		1,962,762 (3.5%)	13,259,479 (23.7%)	40,679,332 (72.8%)	1,741,652	57,643,225	2,622	8,048,481	彦根市 業種別出荷額※2		産業分類	出荷額(万円)	食料品製造業	589,158	繊維工業	491,024	家具・装備品製造業	642,424	パルプ・紙・紙加工品製造業	X	印刷・同関連業	2,730,132	化学工業	X	石油製品・石炭製品製造業	X	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	1,632,270	ゴム製品製造業	X	なめし革・同製品・毛皮製造業	X	窯業・土石製品製造業	38,176	鉄鋼業	X	非鉄金属製造業	493,596	金属製品製造業	2,578,040	はん用機械器具製造業	9,782,543	生産用機械器具製造業	15,482,453	電子部品・デバイス・電子回路製造業	X	電気機械器具製造業	10,352,404	輸送用機械器具製造業	X	その他の製造業	7,044,140
市町名		産業別就業人口(人)※1					製造業について※2																																																																																																																																								
		第１次産業	第２次産業	第３次産業	分類不能 その他	計	事業所数	製造品出荷額 等(百万円)																																																																																																																																							
彦根市		988	18,802	33,569	2,230	55,589	176	703,711																																																																																																																																							
東近江市	旧愛東町	317	865	1,275	78	2,535	—	—																																																																																																																																							
	旧湖東町	250	1,866	2,081	116	4,313	—	—																																																																																																																																							
愛荘町		332	4,536	5,378	167	10,413	87	180,195																																																																																																																																							
豊郷町		100	1,220	1,826	138	3,284	15	14,693																																																																																																																																							
甲良町		137	1,252	1,695	201	3,285	22	51,626																																																																																																																																							
多賀町		168	1,334	2,011	19	3,532	32	224,518																																																																																																																																							
湖東圏域		2,292 (2.9%)	29,875 (37.3%)	47,835 (59.8%)	2,949	82,951	332	1,174,743																																																																																																																																							
滋賀県		1,962,762 (3.5%)	13,259,479 (23.7%)	40,679,332 (72.8%)	1,741,652	57,643,225	2,622	8,048,481																																																																																																																																							
彦根市 業種別出荷額※2																																																																																																																																															
産業分類	出荷額(万円)																																																																																																																																														
食料品製造業	589,158																																																																																																																																														
繊維工業	491,024																																																																																																																																														
家具・装備品製造業	642,424																																																																																																																																														
パルプ・紙・紙加工品製造業	X																																																																																																																																														
印刷・同関連業	2,730,132																																																																																																																																														
化学工業	X																																																																																																																																														
石油製品・石炭製品製造業	X																																																																																																																																														
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	1,632,270																																																																																																																																														
ゴム製品製造業	X																																																																																																																																														
なめし革・同製品・毛皮製造業	X																																																																																																																																														
窯業・土石製品製造業	38,176																																																																																																																																														
鉄鋼業	X																																																																																																																																														
非鉄金属製造業	493,596																																																																																																																																														
金属製品製造業	2,578,040																																																																																																																																														
はん用機械器具製造業	9,782,543																																																																																																																																														
生産用機械器具製造業	15,482,453																																																																																																																																														
電子部品・デバイス・電子回路製造業	X																																																																																																																																														
電気機械器具製造業	10,352,404																																																																																																																																														
輸送用機械器具製造業	X																																																																																																																																														
その他の製造業	7,044,140																																																																																																																																														

（交通）

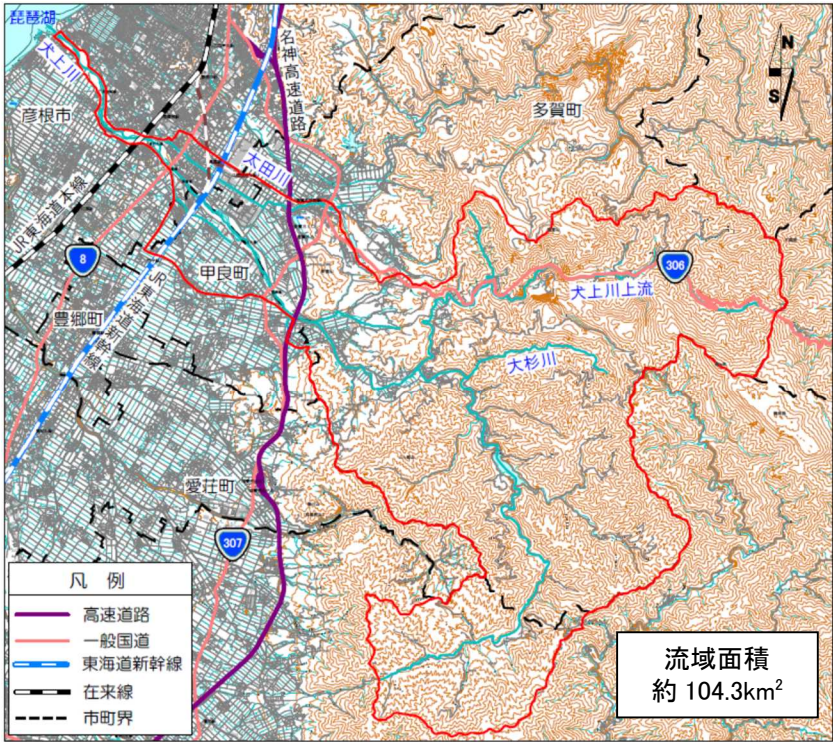
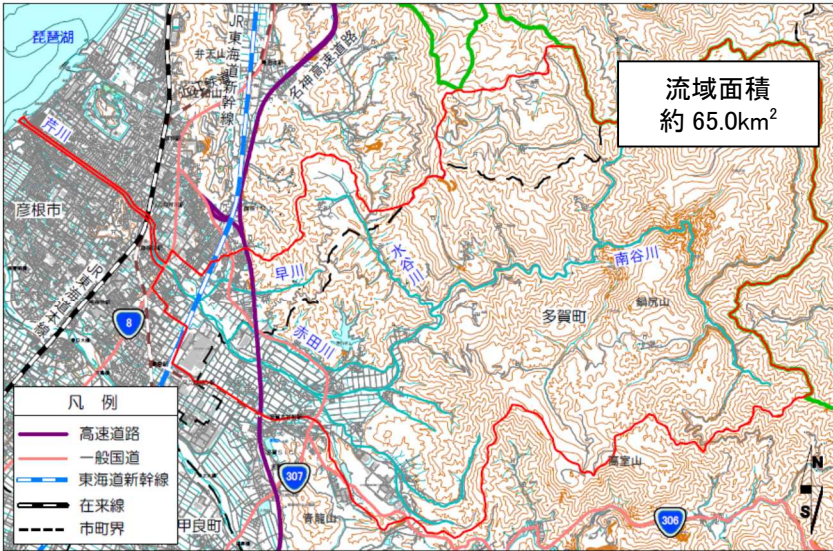
圏域の交通、物流に関して、国道 8 号、名神高速道路および J R 東海道本線、J R 東海道新幹線や近江鉄道などの重要な道路、鉄道網がほぼ平行して南北に位置しています。

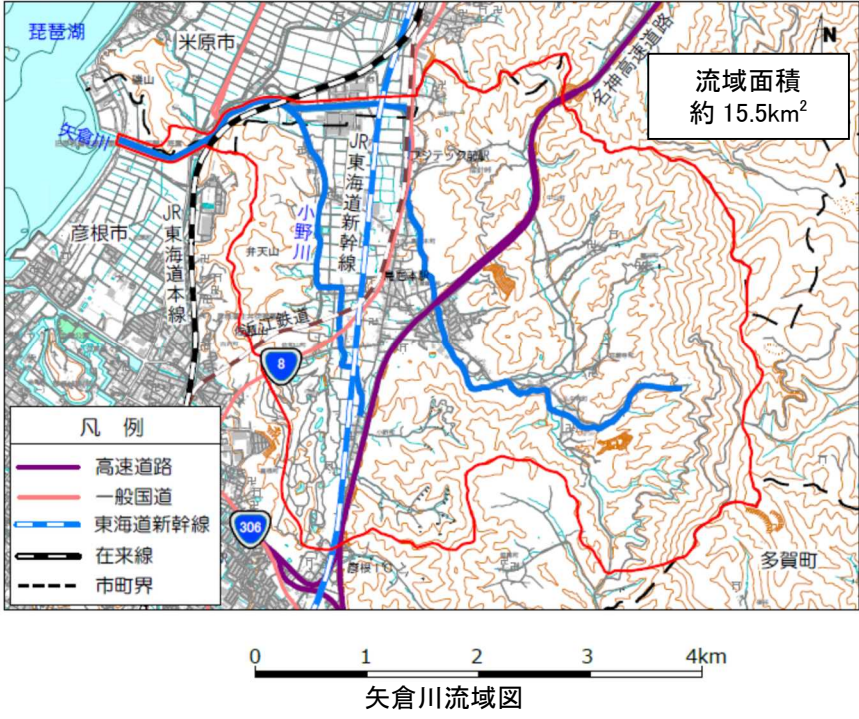
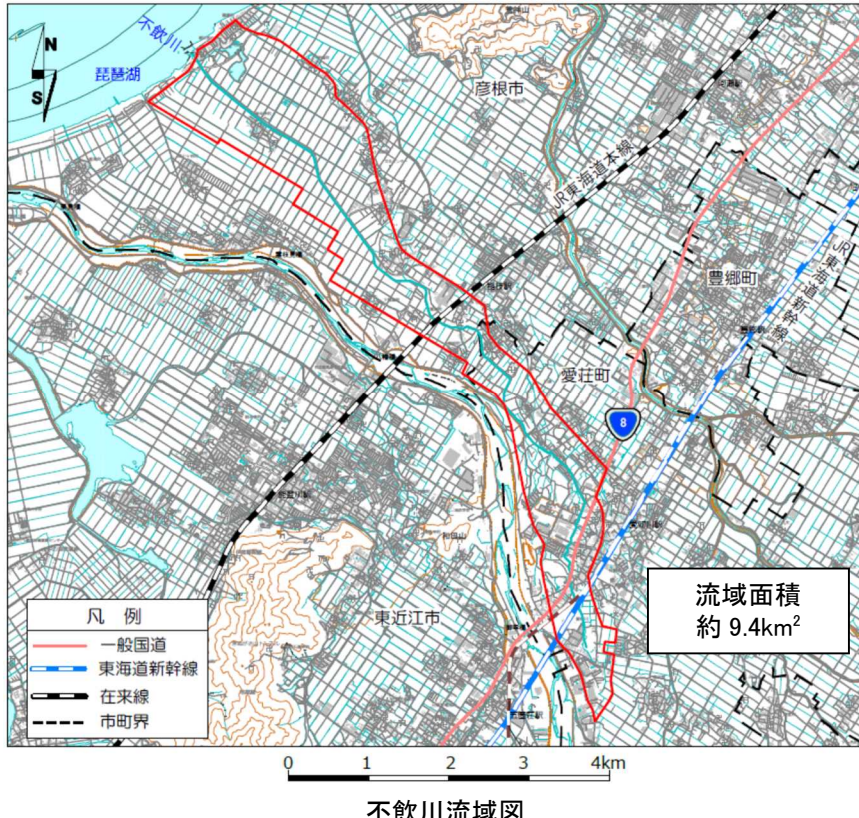


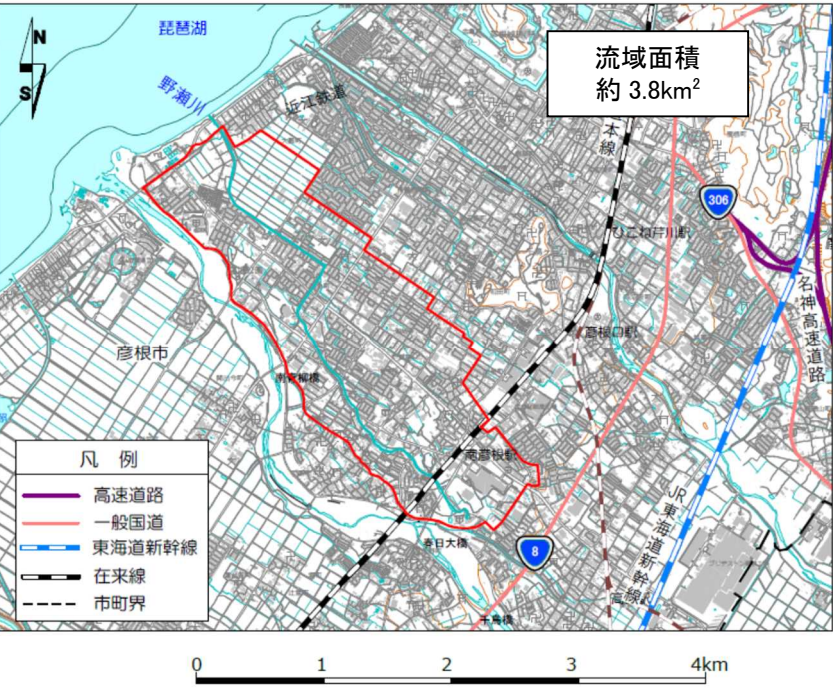
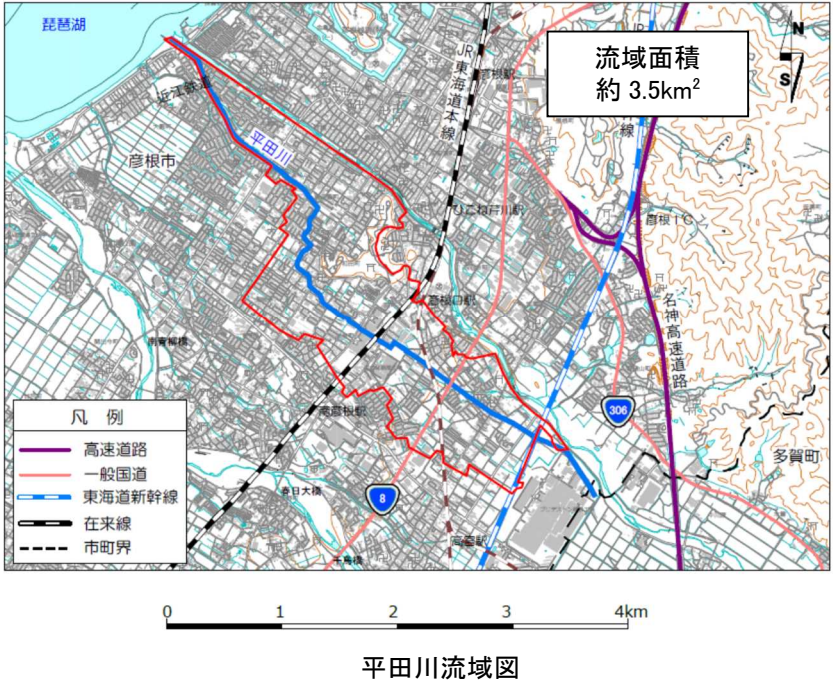
圏域内の交通網図

河川整備計画（本文）	出典・根拠																																	
（農業） 圏域の農業生産は、米、麦、大豆などの土地利用型作物を中心に、野菜、花き、果樹なども栽培されています。 （漁業） 圏域の漁業としては、犬上川ではアユ、ヨシノボリ、コイ、フナ、ニジマス、アマゴ、イwana、ウナギが、芹川ではアユ、ヨシノボリが対象となっています。 （林業） 圏域の森林は、古くから彦根藩の森林保護施策により優れた林業地域として生育しており、人工林率や林道密度が高く、県内でも林業基盤が整った地域となっています。 （その他の産業） 圏域の観光資源としては、彦根城、多賀大社、湖東三山（西明寺、百済寺、金剛輪寺の3寺院）が有名ですが、河川に関するものとしては松原水泳場、新海浜水泳場であり、令和元年度には、年間約1万2千人の利用がありました。また、松原は「鳥人間コンテスト」の開催地として全国的に有名です。 このようなことから、湖東圏域は、京阪神および中京圏に近接する地理的条件に加え、交通利便性の向上や地方拠点都市地域の整備などにより、今後も都市地域の拡大と都市機能の集積が予測されます。	 【東北部地域の将来像】 恵まれた自然の中に息づく歴史を掘り起こし、交通の結節性を生かして都市機能の集積が図られ、広域交流・文化拠点として発展する地域 【東北部地域の発展方向】 発展方向1：立地条件を生かした質の高い交流機能の創出 発展方向2：都市的機能と自然とが調和し、自立性に富んだ拠点都市地域の形成 発展方向3：高など教育機関や歴史・文化資源を生かした、新しい産業文化創造都市地域の形成 出典：琵琶湖東北部地方拠点都市地域基本計画について(滋賀県 HP) 湖東圏域の農作物作付け面積(令和2年)  出典：近畿地域農業ナビ(近畿農政局統計部) 対象市町：彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町 水泳場利用 <table><tr><th>区分</th><th>松原水泳場</th><th>新海浜水泳場</th></tr><tr><td>平成16年度</td><td>25,000</td><td>4,000</td></tr><tr><td>平成22年度</td><td>7,100</td><td>7,600</td></tr><tr><td>平成27年度</td><td>3,800</td><td>7,900</td></tr><tr><td>平成28年度</td><td>5,400</td><td>8,400</td></tr><tr><td>平成29年度</td><td>3,900</td><td>6,100</td></tr><tr><td>平成30年度</td><td>5,300</td><td>5,300</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>5,000</td><td>4,600</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>6,300</td><td>－</td></tr></table> 令和2年度および令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開設を中止しました。 出典：彦根市統計書  彦根城  多賀大社  西明寺  百済寺  金剛輪寺  鳥人間コンテスト	区分	松原水泳場	新海浜水泳場	平成16年度	25,000	4,000	平成22年度	7,100	7,600	平成27年度	3,800	7,900	平成28年度	5,400	8,400	平成29年度	3,900	6,100	平成30年度	5,300	5,300	令和元年度	5,000	4,600	令和2年度	－	－	令和3年度	－	－	令和4年度	6,300	－
区分	松原水泳場	新海浜水泳場																																
平成16年度	25,000	4,000																																
平成22年度	7,100	7,600																																
平成27年度	3,800	7,900																																
平成28年度	5,400	8,400																																
平成29年度	3,900	6,100																																
平成30年度	5,300	5,300																																
令和元年度	5,000	4,600																																
令和2年度	－	－																																
令和3年度	－	－																																
令和4年度	6,300	－																																

河川整備計画（本文）	出典・根拠
1.2 河川の現状と課題 1.2.1 治水に関する現状と課題 （河川の現状） 湖岸として接する琵琶湖を含め、圏域内には一級河川が 41 河川あります。このうち、琵琶湖へ直接流入する一級河川として矢倉川、芹川、平田川、野瀬川、犬上川、江面川、安食川、宇曾川、文録川、室戸川、不飲川の 11 河川があり、その他は全てこれら河川の支川です。 これらのうち、犬上川、芹川、矢倉川、不飲川、野瀬川、平田川については、以下の様な特徴が挙げられます。	This map illustrates the river network within the study area, which is outlined by a thick green line. The area is divided into municipalities by red dashed lines. Major rivers are shown in blue, while smaller tributaries are in light blue. The map includes labels for various rivers such as 矢倉川 (Yakura River), 芹川 (Sugawara River), 平田川 (Hirata River), 野瀬川 (Yase River), 犬上川 (Inoue River), 江面川 (Emura River), 安食川 (Aniki River), 宇曾川 (Uso River), 文録川 (Monroku River), 室戸川 (Muro River), and 不飲川 (Fukin River). It also shows the location of琵琶湖 (Biwa Lake) to the west. A legend in the bottom right corner identifies the symbols for the study area boundary (thick green line), municipal boundaries (red dashed line), and first-class rivers (blue line). A scale bar at the bottom indicates distances from 0 to 5 km. A north arrow is located in the top right corner. 出典：湖東土木事務所 河川位置図

河川整備計画（本文）	出典・根拠
犬上川は、流域面積約 104.3km²、幹線流路延長約 27.3km の河川です。その源流は、大きく分けて犬上川(南流)と犬上川北流との2筋あり、犬上川(南流)は東近江市(旧愛東町)の角井峠にその源を発し、犬上川ダム(農業用ダム)を経て川相に至ります。一方、犬上川北流は三重県との県境にある鞍掛峠に源を発し、大君ヶ畑地先を流下して石灰岩の溪谷を形成しながら川相で犬上川(南流)と合流し犬上川本流を形成します。 川相で合流した本川は、大滝神社付近の溪谷を流下して、名神高速道路を越えた甲良町金屋地先から平野部に入るとともに、このあたりを頂点とする半径 5～6km の扇状地を形成しています。中下流部は築堤河川であり、J R 東海道新幹線を越えた高宮地先から下流は、部分的に川幅が狭くなり流下能力が小さくなっています。 芹川は、霊仙山(標高 1,083.5m)西斜面に源を発し、主な支流の南谷川(権現谷)、水谷川および四手川などを合流しながら多賀町の山間部から田園部を通過して、彦根市の市街地を貫流して琵琶湖に注ぐ、流域面積約 65.0km²、幹線流路延長約 17km の河川です。 上流の河谷には深いV字谷が見られ、特に権現谷は比高 400m の急斜面に挟まれた大溪谷です。中下流部では、扇状地を流れています。四手川合流地点から旭橋までは、住宅地や農地、森林で形成されており、J R 東海道本線橋梁から下流は慶長年間の河川の付け替えに伴う築堤区間となっています。 中流部の狭隘部、下流部の築堤区間で流下能力が小さくなっています。 芹川の想定はん濫区域には彦根市の人口・資産が集中しています。	 流域面積 約 104.3km² 犬上川流域図  流域面積 約 65.0km² 芹川流域図  犬上川の河口から上流部を望む  芹川河口付近の市街地  芹川上流の山間地と扇状地

河川整備計画（本文）	出典・根拠
矢倉川は、彦根市と米原市（旧米原町）の市境となっている標高 660m の山頂に源を発し、彦根市・米原市（旧米原町）を流れ、途中、J R 東海道本線の上流で小野川を合流して彦根市松原町で琵琶湖に注ぐ流域面積約 15. 5km²、幹線流路延長約 7. 5km の河川です。 名神高速道路から国道 8 号までの区間は、山裾の自然豊かな竹林内を流れていますが、河床が高いうえ川幅が狭いため流下能力が小さくなっています。 不飲川は、愛荘町愛知川地先の愛知川伏流水の湧水池、不飲井を水源とし、同町および彦根市を流下して琵琶湖に流入する流域面積約 9. 4km²、幹線流路延長約 10. 5km の河川であり、流域面積と比較して流路延長が長くなっています。不飲川は、愛知川右岸堤内地の用排水を担う平地河川であり、水が不足する地域のかんがい用水路であった歴史から十分な川幅がありません。流域の上流部には、J R 東海道新幹線・私鉄近江鉄道・国道 8 号が接近して南北に走り、これらに沿って宅地や工業団地など市街化が進展しています。	 流域面積 約 15.5km² 矢倉川流域図  矢倉川上流部(鳥居本町) (R5.9 撮影)  矢倉川上流部(護岸工整備) (R5.11 撮影)  流域面積 約 9.4km² 不飲川流域図  不飲川上流部(中宿) (R5.11 撮影)  不飲川上流部(不飲川橋より) (R5.11 撮影)

河川整備計画（本文）	出典・根拠
野瀬川は、彦根市竹ヶ鼻町に源を発し、犬上川右岸側を北西に流れ、ＪＲ東海道本線を横過し、主要地方道大津能登川長浜線の下流で準用河川戸賀川を合流して彦根市大藪町で琵琶湖に流入する流域面積約3.8km²、幹線流路延長約4.4kmの河川です。 上流部流域は市街化区域で住宅開発が進められていましたが、下流部流域でも宅地開発が進み、田園風景の残る市街化調整区域は僅かとなっています。彦根市中央部の平地部を流れていることから河床勾配は比較的緩やかですが、全川にわたって流下能力が小さくなっています。	 流域面積 約 3.8km² 野瀬川流域図  野瀬川下流部(河口付近) (R5.9 撮影)  野瀬川中流部(後三条町) (R5.9 撮影)
平田川は、彦根市大堀町の芹川左岸付近を源として、途中小水路、片渚川などと合流しながら彦根市南部を北西に流れ、長曾根南町で琵琶湖東岸に注ぐ流域面積約3.5km²、幹線流路延長約5.6kmの河川です。 流域内はすべて市街化区域に指定され、下流部には第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域が平田川沿いに分布しています。県道神郷彦根線上流には第1種住居地域が多く、ＪＲ東海道線付近のパナソニック株式会社彦根工場、独立行政法人国立印刷局など大規模な工業地帯も立地しています。ＪＲ東海道線上流には農地も存在しますが小規模な宅地開発が現在も継続して行われており、農地は減少傾向にあります。	 流域面積 約 3.5km² 平田川流域図  平田川中流部(落水:後三条町) (R5.11 撮影)  平田川上流部(東沼波町) (R5.11 撮影)

河川整備計画（本文）		出典・根拠																																					
（過去の主要な洪水の概要） 圏域において過去に大きな被害を及ぼした主な洪水は、明治 29 年の豪雨、昭和 28 年の台風 13 号、昭和 34 年の伊勢湾台風、昭和 40 年の台風 24 号、近年では平成 2 年の台風 19 号、平成 13 年の豪雨、平成 19 年の大雨・台風 14 号が挙げられます。 明治 29 年 9 月の豪雨は、彦根において 24 時間雨量で 684mm、4 時間雨量で 183mm という記録的な大雨であり、琵琶湖の水位は 3.76m まで上昇し、琵琶湖周辺は約 8 ヶ月間浸水被害にみまわれました。犬上川では橋梁の流失などの被害が発生し、彦根市街の 80%が浸水しました。 昭和 28 年、34 年、40 年の洪水被害では、いずれも災害救助法の適用を受けています。昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風による洪水では、犬上川、芹川、宇曾川の本川、支川ではん濫し、家屋の全半壊 98 戸、床上浸水 716 戸、床下浸水 2,965 戸の被害をもたらしました。 近年の平成 2 年 9 月の台風 19 号は、多賀町霜ヶ原において 24 時間最大雨量で 362mm、4 時間最大雨量で 234mm を記録する豪雨となり、床上浸水が 73 戸、床下浸水が 689 戸の被害をもたらしました。 犬上川では、平成 2 年 9 月の台風 19 号により河口部の犬上川橋を流失させるなど、一部で堤防を溢水する被害が発生しました。 芹川では、平成 2 年 9 月の台風 19 号により上流部の多賀町栗栖地先で溢水被害が発生し、下流旭橋近傍では堤防の天端近くまで水位が上昇し、土羽の一部が流失するなど破堤寸前の洪水でした。 矢倉川では、平成 2 年 9 月の台風 19 号により鳥居本町地先で市道橋梁が流出、上矢倉町から下矢倉町付近で溢水により国道 8 号が一時通行不能となり、また、下流では本川や支川小野川で規模の大きな護岸欠損の被害をもたらしました。 不飲川では、平成 2 年 9 月の台風 19 号により田畑・宅地など約 60ha が冠水、家屋が 28 戸浸水するなど大きな被害がありました。 野瀬川では、平成 2 年 9 月の台風 19 号により 0.18ha が冠水、家屋が 17 戸浸水するなどの被害がありました。また、平成 13 年 7 月の豪雨では 6.13ha が冠水、家屋 124 戸の浸水、平成 19 年 7 月の大雨・台風 14 号では 0.04ha が冠水、家屋 8 戸が浸水する被害が発生しました。 平田川では、昭和 44 年 6 月から 7 月の梅雨前線により家屋半壊 2 戸、床下浸水家屋 50 戸などの被害がありました。また、平成 19 年 7 月の大雨・台風 14 号により被害が発生しました。		圏域内の過去の主な被災状況 <table><tr><th>発生年月日</th><th>原因</th><th>雨 量</th><th>被 害 状 況</th></tr><tr><td>明治 29 年 9 月 7,8 日</td><td>豪雨</td><td>彦根 684mm/日</td><td>・彦根市街の 80%が浸水　・鳥居川量水標 296cm ・死者 4 名、負傷者 19 名、流失全半壊住家 3510 戸、床上 7670 戸、床下 6664 戸</td></tr><tr><td>昭和 28 年 9 月 25～27 日</td><td>台風 13 号</td><td>彦根総雨量 183mm(23～25 日) 春照総雨量 261mm(23～25 日)</td><td>・負傷者 1 名、半壊破損 10 戸、床上 165 戸、床下 1478 戸、堤防決壊 29 箇所 ・犬:今橋、犬上橋損傷、南青柳橋沈下、今橋上流左岸・犬上川橋右岸決壊 ・芹:エビス橋、芹川八丁目橋、中藪橋流失 ・災害救助法適用(開出今町、鳥居本町、高宮町他 13 町村)</td></tr><tr><td>昭和 34 年 9 月 26 日</td><td>台風 15 号</td><td>彦根総雨量 338mm(24～26 日) 政所総雨量 523mm(24～26 日)</td><td>・軽傷 3 名、全半壊 98 戸、床上 716 戸、床下 2965 戸、彦根駅水浸し ・犬:高宮橋下流堤防決壊、今橋、床塚橋、南青柳橋流失 ・犬上川、芹川、宇曾川の支流および本流での被害大 ・災害救助法適用(彦根市、愛知川町、秦荘町、湖東町、愛東町、稲枝町、多賀町)</td></tr><tr><td>昭和 40 年 9 月 17,18 日</td><td>台風 24 号</td><td>彦根総雨量 322mm(13～17 日) 政所総雨量 515mm(13～17 日)</td><td>・床上 204 戸、床下 1591 戸、堤防決壊欠損 ・犬:今橋、床塚橋流失、無賃橋損傷 ・芹:避難命令 6000 戸 ・災害救助法適用(秦荘町)</td></tr><tr><td>平成 2 年 9 月 19,20 日</td><td>台風 19 号</td><td>彦根 173mm(19 日) 17mm(20 日) 霜ヶ原 341mm(19 日) 25mm(20 日)</td><td>・床上 73 棟、床下 689 棟、橋梁 10 橋 ・犬:犬上川橋流失</td></tr><tr><td>平成 6 年 9 月 28～30 日</td><td>台風 26 号</td><td>彦根 117mm(29 日) 霜ヶ原 264mm(29 日)</td><td>・床下 53 棟、橋梁 2 橋 ・犬:八坂地先両岸堤防欠損</td></tr><tr><td>平成 13 年 7 月 17 日</td><td>豪雨</td><td>彦根 63.5(1 時間)</td><td>・発達した大規模な積乱雲による雨により、野瀬川、安食川、平田川等で家屋浸水の被害が出た(彦根市地域防災計画) ・野:6.13ha が冠水、家屋 124 戸の浸水</td></tr><tr><td>平成 19 年 7 月 12～15 日</td><td>大雨 台風 14 号</td><td>彦根総雨量 167.5mm</td><td>・活発な雨で野瀬川、平田川で被害が発生 ・野:0.04ha が冠水、家屋 8 戸が浸水</td></tr></table>		発生年月日	原因	雨 量	被 害 状 況	明治 29 年 9 月 7,8 日	豪雨	彦根 684mm/日	・彦根市街の 80%が浸水　・鳥居川量水標 296cm ・死者 4 名、負傷者 19 名、流失全半壊住家 3510 戸、床上 7670 戸、床下 6664 戸	昭和 28 年 9 月 25～27 日	台風 13 号	彦根総雨量 183mm(23～25 日) 春照総雨量 261mm(23～25 日)	・負傷者 1 名、半壊破損 10 戸、床上 165 戸、床下 1478 戸、堤防決壊 29 箇所 ・犬:今橋、犬上橋損傷、南青柳橋沈下、今橋上流左岸・犬上川橋右岸決壊 ・芹:エビス橋、芹川八丁目橋、中藪橋流失 ・災害救助法適用(開出今町、鳥居本町、高宮町他 13 町村)	昭和 34 年 9 月 26 日	台風 15 号	彦根総雨量 338mm(24～26 日) 政所総雨量 523mm(24～26 日)	・軽傷 3 名、全半壊 98 戸、床上 716 戸、床下 2965 戸、彦根駅水浸し ・犬:高宮橋下流堤防決壊、今橋、床塚橋、南青柳橋流失 ・犬上川、芹川、宇曾川の支流および本流での被害大 ・災害救助法適用(彦根市、愛知川町、秦荘町、湖東町、愛東町、稲枝町、多賀町)	昭和 40 年 9 月 17,18 日	台風 24 号	彦根総雨量 322mm(13～17 日) 政所総雨量 515mm(13～17 日)	・床上 204 戸、床下 1591 戸、堤防決壊欠損 ・犬:今橋、床塚橋流失、無賃橋損傷 ・芹:避難命令 6000 戸 ・災害救助法適用(秦荘町)	平成 2 年 9 月 19,20 日	台風 19 号	彦根 173mm(19 日) 17mm(20 日) 霜ヶ原 341mm(19 日) 25mm(20 日)	・床上 73 棟、床下 689 棟、橋梁 10 橋 ・犬:犬上川橋流失	平成 6 年 9 月 28～30 日	台風 26 号	彦根 117mm(29 日) 霜ヶ原 264mm(29 日)	・床下 53 棟、橋梁 2 橋 ・犬:八坂地先両岸堤防欠損	平成 13 年 7 月 17 日	豪雨	彦根 63.5(1 時間)	・発達した大規模な積乱雲による雨により、野瀬川、安食川、平田川等で家屋浸水の被害が出た(彦根市地域防災計画) ・野:6.13ha が冠水、家屋 124 戸の浸水	平成 19 年 7 月 12～15 日	大雨 台風 14 号	彦根総雨量 167.5mm	・活発な雨で野瀬川、平田川で被害が発生 ・野:0.04ha が冠水、家屋 8 戸が浸水
発生年月日	原因	雨 量	被 害 状 況																																				
明治 29 年 9 月 7,8 日	豪雨	彦根 684mm/日	・彦根市街の 80%が浸水　・鳥居川量水標 296cm ・死者 4 名、負傷者 19 名、流失全半壊住家 3510 戸、床上 7670 戸、床下 6664 戸																																				
昭和 28 年 9 月 25～27 日	台風 13 号	彦根総雨量 183mm(23～25 日) 春照総雨量 261mm(23～25 日)	・負傷者 1 名、半壊破損 10 戸、床上 165 戸、床下 1478 戸、堤防決壊 29 箇所 ・犬:今橋、犬上橋損傷、南青柳橋沈下、今橋上流左岸・犬上川橋右岸決壊 ・芹:エビス橋、芹川八丁目橋、中藪橋流失 ・災害救助法適用(開出今町、鳥居本町、高宮町他 13 町村)																																				
昭和 34 年 9 月 26 日	台風 15 号	彦根総雨量 338mm(24～26 日) 政所総雨量 523mm(24～26 日)	・軽傷 3 名、全半壊 98 戸、床上 716 戸、床下 2965 戸、彦根駅水浸し ・犬:高宮橋下流堤防決壊、今橋、床塚橋、南青柳橋流失 ・犬上川、芹川、宇曾川の支流および本流での被害大 ・災害救助法適用(彦根市、愛知川町、秦荘町、湖東町、愛東町、稲枝町、多賀町)																																				
昭和 40 年 9 月 17,18 日	台風 24 号	彦根総雨量 322mm(13～17 日) 政所総雨量 515mm(13～17 日)	・床上 204 戸、床下 1591 戸、堤防決壊欠損 ・犬:今橋、床塚橋流失、無賃橋損傷 ・芹:避難命令 6000 戸 ・災害救助法適用(秦荘町)																																				
平成 2 年 9 月 19,20 日	台風 19 号	彦根 173mm(19 日) 17mm(20 日) 霜ヶ原 341mm(19 日) 25mm(20 日)	・床上 73 棟、床下 689 棟、橋梁 10 橋 ・犬:犬上川橋流失																																				
平成 6 年 9 月 28～30 日	台風 26 号	彦根 117mm(29 日) 霜ヶ原 264mm(29 日)	・床下 53 棟、橋梁 2 橋 ・犬:八坂地先両岸堤防欠損																																				
平成 13 年 7 月 17 日	豪雨	彦根 63.5(1 時間)	・発達した大規模な積乱雲による雨により、野瀬川、安食川、平田川等で家屋浸水の被害が出た(彦根市地域防災計画) ・野:6.13ha が冠水、家屋 124 戸の浸水																																				
平成 19 年 7 月 12～15 日	大雨 台風 14 号	彦根総雨量 167.5mm	・活発な雨で野瀬川、平田川で被害が発生 ・野:0.04ha が冠水、家屋 8 戸が浸水																																				
総雨量（2 日）分布図		ピーク 2 時間雨量分布図																																					
平成 2 年 9 月洪水の雨量分布図および確率雨量		<table><tr><th>洪水名</th><th>平成2年9月</th></tr><tr><td>流域平均2時間雨量</td><td>130.3mm</td></tr><tr><td>降雨強度への換算</td><td>65.2mm/hr</td></tr><tr><td>1/30 年確率降雨強度</td><td>49.9mm/hr</td></tr><tr><td>1/50 年確率降雨強度</td><td>60.2mm/hr</td></tr><tr><td>1/100 年確率降雨強度</td><td>76.3mm/hr</td></tr></table>		洪水名	平成2年9月	流域平均2時間雨量	130.3mm	降雨強度への換算	65.2mm/hr	1/30 年確率降雨強度	49.9mm/hr	1/50 年確率降雨強度	60.2mm/hr	1/100 年確率降雨強度	76.3mm/hr																								
洪水名	平成2年9月																																						
流域平均2時間雨量	130.3mm																																						
降雨強度への換算	65.2mm/hr																																						
1/30 年確率降雨強度	49.9mm/hr																																						
1/50 年確率降雨強度	60.2mm/hr																																						
1/100 年確率降雨強度	76.3mm/hr																																						

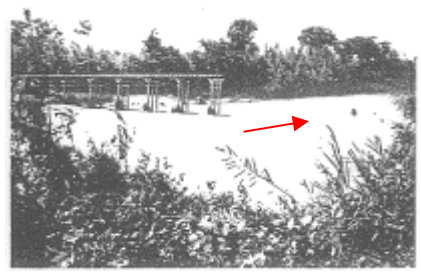
出典・根拠

犬上川

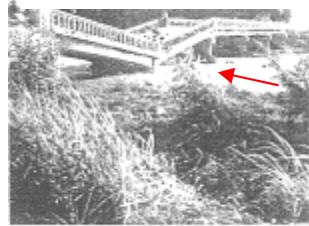
平成2年9月洪水



昭和 40 年 9 月洪水



昭和 28 年 9 月洪水



犬上橋折損の状況（橋台損壊）



高宮橋下流右岸（堤防崩壊力所約 50m）

昭和 34 年 9 月洪水

25	游龍戲江八寶蓮	230	水西登岸
26	游龍戲江八寶蓮	231	水西登岸
28	游龍戲江八寶蓮	232	中夜驚風
		517	游龍戲江八寶蓮
	一級品	518	游龍戲江八寶蓮
183	游龍戲江八寶蓮	528	游龍戲江八寶蓮
186	游龍戲江八寶蓮	529	游龍戲江八寶蓮
196	游龍戲江八寶蓮	540	游龍戲江八寶蓮
197	游龍戲江八寶蓮	541	游龍戲江八寶蓮
204	游龍戲江八寶蓮	544	游龍戲江八寶蓮
205	游龍戲江八寶蓮		
206	游龍戲江八寶蓮		
217	游龍戲江八寶蓮		
219	游龍戲江八寶蓮		
214	游龍戲江八寶蓮		
218	游龍戲江八寶蓮		

『この地図は、国土地理院長の承認を得て、所収資料の90万円の印刷費を補償したものである。』(記録番号 甲112)

平成6年9月洪水

河口付近右岸堤防欠損



湖身

管内図



矢倉川



芹川



平成2年9月洪水

平田川



彦根市平田町～小泉町

彦根市平田町～小泉町

平成 19 年 7 月洪水

野瀬川

市道橋より下流



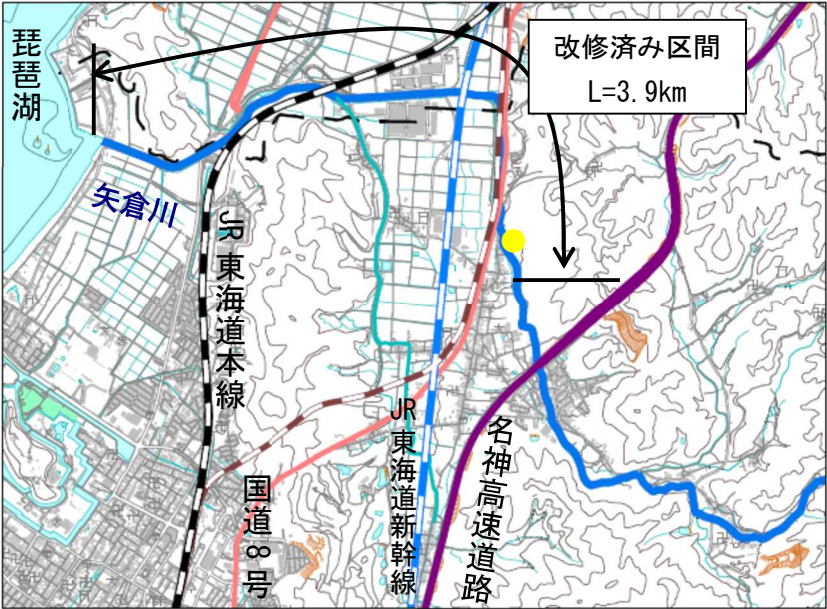
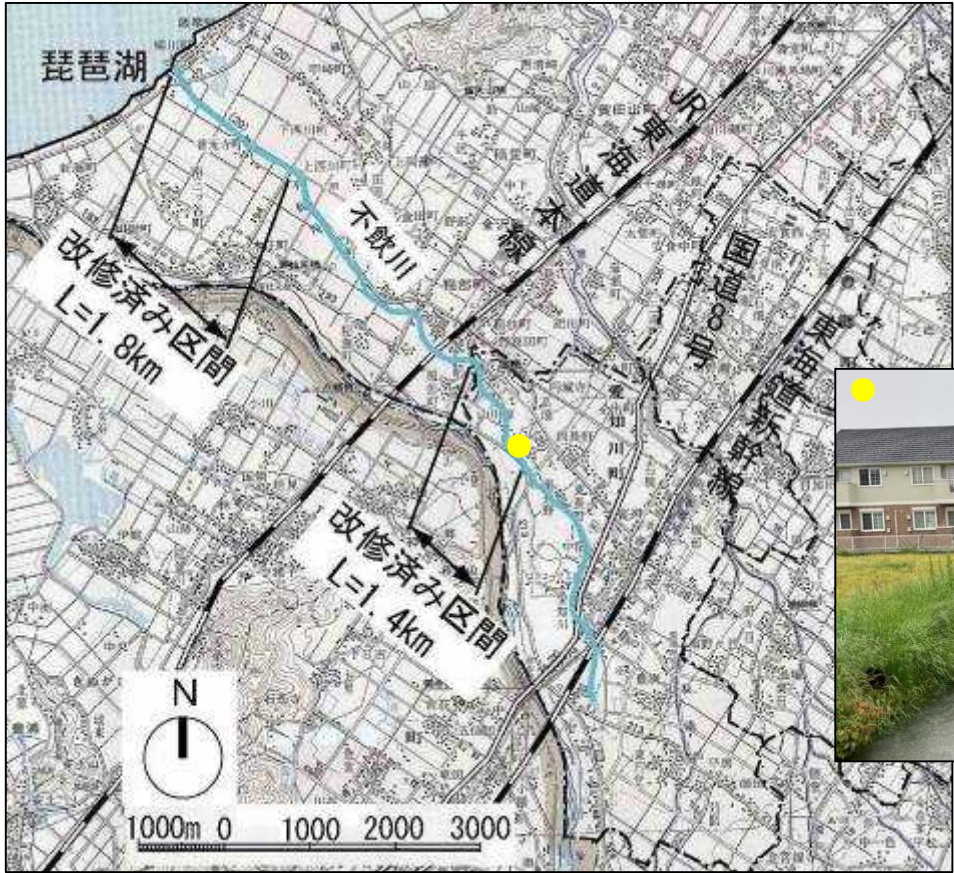
改修計画 上流端より下流

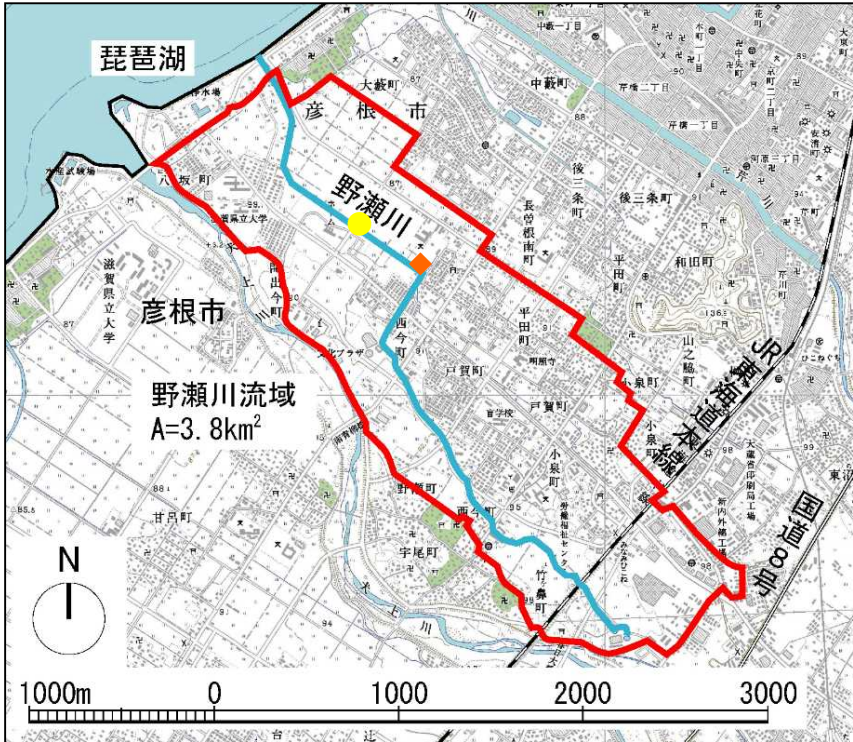
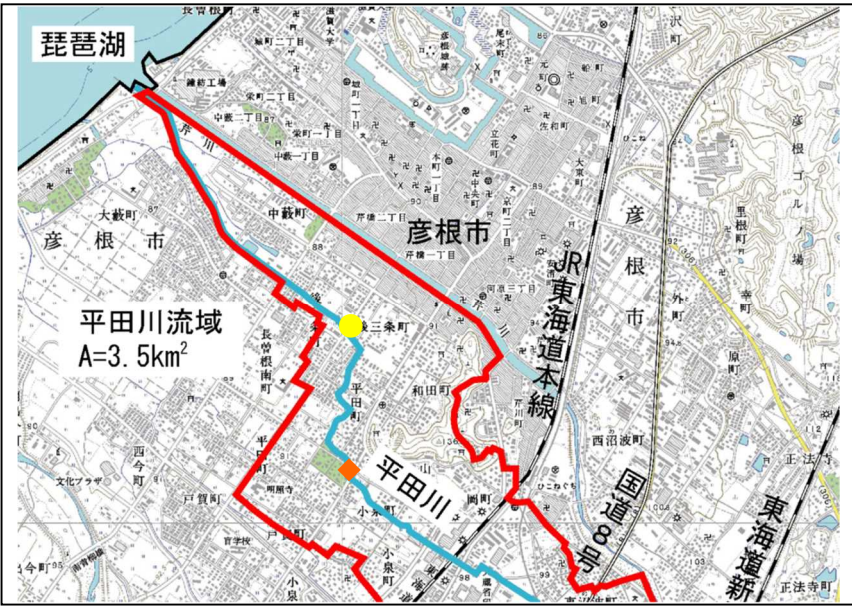


平成 19 年 7 月洪水

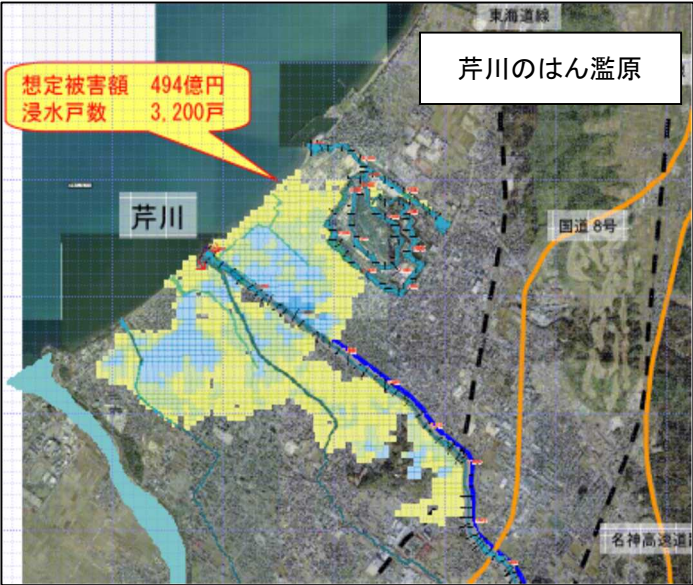
平成8年8月洪水

河川整備計画（本文）	出典・根拠
（治水事業の沿革） このような洪水の被害を防止するため、圏域の各河川について、護岸の復旧や河川改修を随時行ってきました。 宇曾川は、昭和 58 年の災害を契機に河川改修に着手し、支川の岩倉川、小増川、安壺川、南川などについても昭和 34～55 年にかけて河川改修を行いました。 現在、これらの改修により、宇曾川は河口から J R 東海道新幹線上流まで約 11km の区間が、50 年に 1 回程度の降雨による洪水に対応できる施設整備を行いました。 犬上川では、昭和 54 年から中小河川改修事業に着手しました。現在までに犬上川橋下流 300m の河道改修と犬上川橋上流左岸 900m および右岸 700m の引堤が完了しています。この間、平成 2 年の台風 19 号の洪水により犬上川橋が流失したことから、橋梁の復旧工事に着手し平成 5 年に完了しています。 芹川では、昭和 41 年から中小河川改修事業に着手し、昭和 62 年までに河口から国道 8 号までの約 4km が 30 年に 1 回程度の降雨による洪水に対応できるようになりました。しかし、その後の土砂堆積などにより、流下能力が不足している区間があり、戦後最大洪水を安全に流下させるため、堆積土砂の撤去により流下能力の向上を図ってきました。また、芹川の上流域では、昭和 60 年からダム建設実施計画の調査に着手していましたが、平成 20 年度の事業評価監視委員会の答申を受け、ダム建設を白紙に戻す判断をしたことにより、ダム事業を中止としました。	改修工事経過平面図 犬上川 犬上川橋より上流 (R5.9 撮影) 南青柳橋より下流 (R5.9 撮影) 改修工事経過平面図 芹川 芹橋より下流 (R5.9 撮影) 上芹橋より下流 (R5.9 撮影)

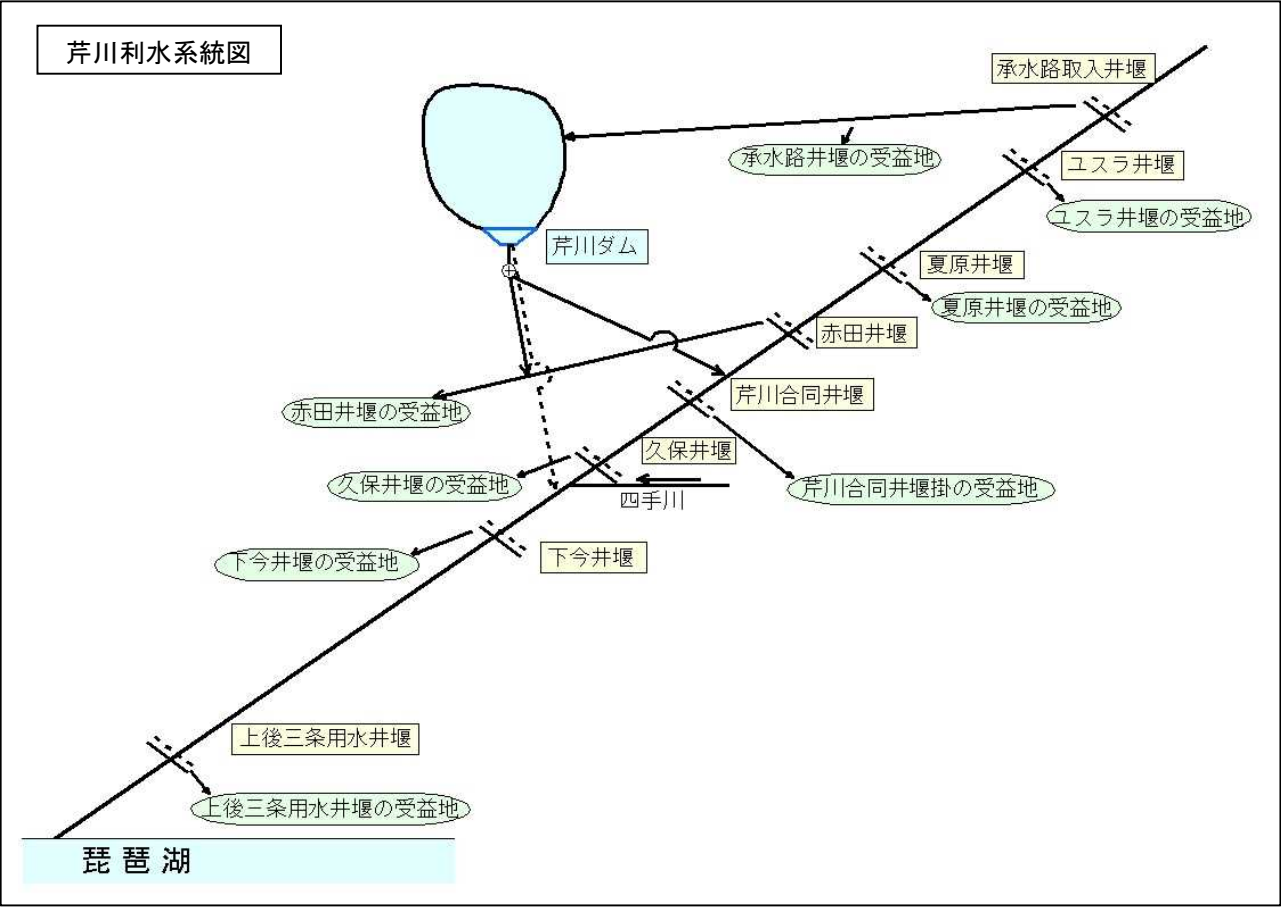
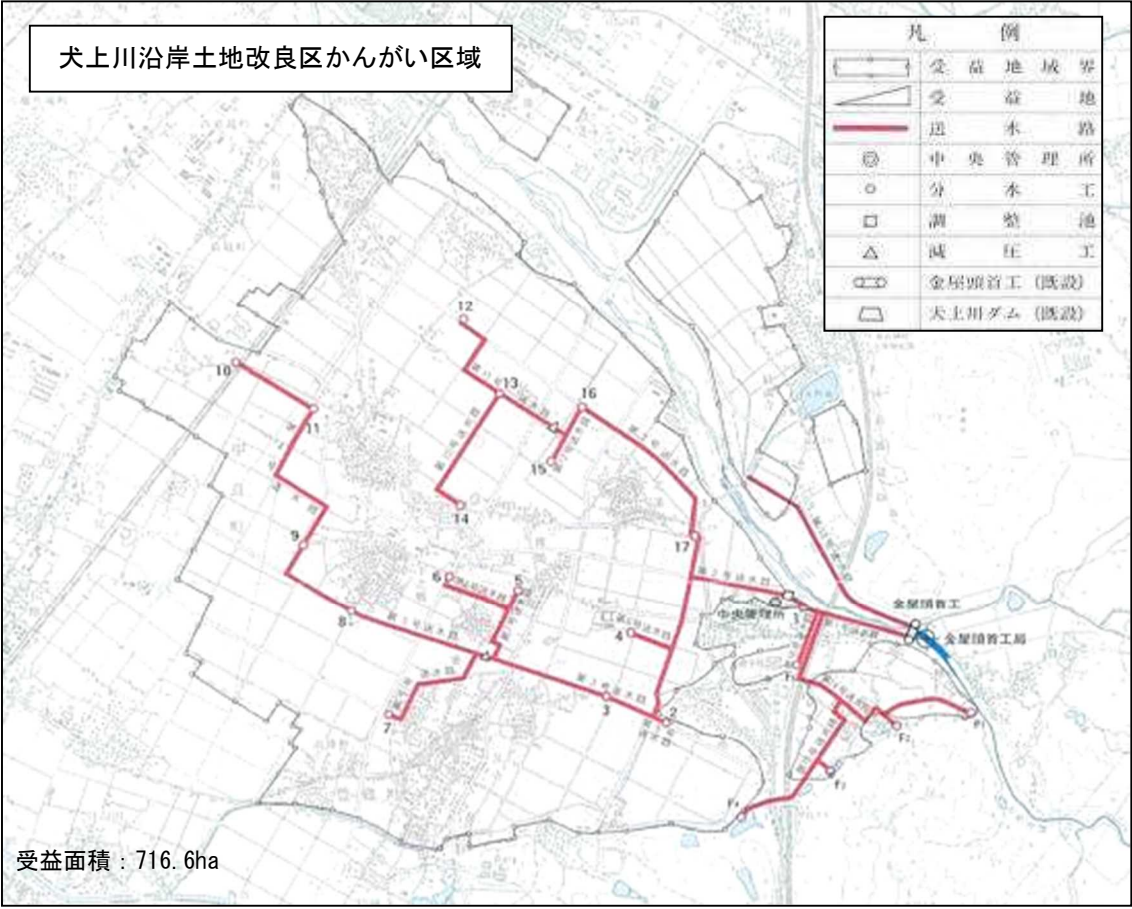
河川整備計画（本文）	出典・根拠
矢倉川では、昭和 45 年から中小河川改修事業に着手し、現在までに河口から国道 8 号より上流までの約 3.9km 区間が、10 年に 1 回程度の降雨による洪水に対応できるようになりました。 不飲川では、昭和 52 年度に河川改修事業に着手し、河口から約 1.8km までの区間と、J R 東海道本線から上流の約 1.4km 区間の河川改修を完了しています。	改修工事経過平面図 矢倉川   旧中山道旅人の像より上流部 (R5.11 撮影) 改修工事経過平面図 不飲川   中流部 (R5.11 撮影)

河川整備計画（本文）	出典・根拠
野瀬川では、昭和 56～58 年にかけて県道大津能登川長浜線橋梁付近から上流の約 1km 区間で災害関連事業を行いました。また、河口から概ね 0.2km が改修され、30 年に 1 回程度の降雨による洪水に対応できるようになりました。	 野瀬川流域 A=3.8km²  野瀬川橋より上流 (R5.9 撮影)  西今町 (R5.9 撮影)
平田川では、昭和 47 年から小規模河川改修事業に着手し、昭和 60 年までに河口から約 2km 区間が改修され、50 年に 1 回程度の降雨による洪水に対応できるようになりました。	 平田川流域 A=3.5km²  北平田橋より下流 (R5.9 撮影)  平田橋より上流 (R5.10 撮影)

河川整備計画（本文）	出典・根拠
（治水上の課題） 災害復旧や計画的な改修事業を進めてきたことにより、近年では大規模な洪水被害は減少しています。しかし、市街化の進展や資産の集中が見られるなどの堤内地の土地利用の変化や、気候変動による集中豪雨が頻発していることから河川の施設能力を上回る洪水（以下、超過洪水という）が発生する可能性が増大しています。 さらに、圏域の多くの河川は、洪水到達時間が短く、洪水の予想などが困難であるうえ、住民による自主的な判断や自助活動においても、会社勤めの水防団員が多くなり日中の対応が難しくなっているほか、核家族化による水害に対する知恵の伝承の断絶、さらには高齢化などの新たな問題も生まれています。特に、他府県からの転入により、地域の水害の実情が十分に理解されていないため、全体として地域防災能力が低下し、水害発生時の被害ポテンシャルが高まっており、今後とも生命の安全確保と財産の確保が急務となっています。 また、改修が進んでいる箇所においても、護岸の老朽化や背後地の利用状況の変化により、水衝部などで危険性が確認された箇所に対しては個別の対応策として、堤防の質的強化やはん濫制御を図る対策も併せて進めていく必要があります。 こういったことから、県民の命を守り壊滅的な被害をできるだけ少なくするため、これまでの川の中の対策に加え、自助・共助・公助を組み合わせた川の外の対策を推進し、効果的に治水安全度を高める取り組みを進めていく必要があります。また、下水道（雨水）事業など関係機関とも連携を図りながら、治水安全度の向上により浸水頻度を低減させる必要があります。 圏域の各河川の課題は以下のとおりです。	

河川整備計画（本文）	出典・根拠
犬上川のはん濫原には人口・資産が集中する彦根市街地やＪＲ東海道新幹線・ＪＲ東海道本線・国道８号などの交通幹線が含まれ、万一はん濫が生じた場合、その被害は甚大なものが予想されます。 このことから、流下能力の向上などにより、浸水被害の低減を図るとともに破堤による壊滅的な被害を回避する必要があります。 芹川下流部は彦根市街地内を流下しており、そのはん濫原には人口や資産が多く、ＪＲ東海道新幹線、ＪＲ東海道本線、私鉄近江鉄道、国道８号などの交通幹線が横断するなど、ひとたびはん濫すると甚大な被害が生じるおそれがあります。また、河道内に土砂堆積がみられる箇所があります。 このことから、堆積土砂の除去を行うことにより、流下能力を回復させる必要があります。さらに、流下能力の向上などにより浸水の頻度の低減を図るとともに、破堤による壊滅的な被害を回避する必要があります。このことから、想定氾濫区域の交通網の重要性や資産の増大を考慮し、河川改修を進める必要があります。 矢倉川のはん濫原には、ＪＲ東海道本線・私鉄近江鉄道・国道８号などの交通幹線が通っており、近年工場なども進出しています。万一はん濫が生じた場合、その被害は甚大なものが予想されます。 このことから、流下能力の向上を図り浸水被害の低減を図る必要があります。 不飲川では、上流域で愛荘町の市街化が進行し、開発に伴う流出量の増加がみられます。また、現状の河川は、中流から下流にかけて川幅が狭く流下能力が低いため、特にこの区間の浸水被害の低減を図る必要があります。 野瀬川では、上流部の宅地化が進み、降雨による流出量の増大、流出時間の早期化がみられます。このため、溢水・はん濫などによる深刻な被害が発生するおそれがあるため、溢水による被害を軽減する必要があります。 平田川では、後三条排水路合流点から私鉄近江鉄道付近において住宅密集地を貫くように流れています。川幅は狭く（５～７ｍ程度）、水深が浅い（１ｍ程度（河床高と堤内地盤高の高低差））ため流下能力が低く、洪水時には溢水被害が生じやすい状況にあります。 このため、流下能力の向上を図り、浸水被害の低減を図る必要があります。	出典・根拠  氾濫防止面積 9.1km² 犬上川のはん濫原 出典:平成 20 年度 第 6 回滋賀県公共事業評価監視委員会資料  想定被害額 494億円 浸水戸数 3,200戸 芹川のはん濫原 出典:平成 20 年度 第7回滋賀県公共事業評価監視委員会資料  全体計画延長 L=5,250m 矢倉川のはん濫原 氾濫防止区域A=5.70km² 米穀産区画L=1,600m 全体流域面積 A=15.5km² 出典:平成 22 年度 第4回滋賀県公共事業評価監視委員会資料

河川整備計画（本文）	出典・根拠
1.2.2 利水に関する現状と課題 圏域における河川水の利用の主なものはかんがい用水です。犬上川（受益面積 717ha）、芹川（受益面積 1,084ha）、愛知川（受益面積約 3,750ha）および琵琶湖（受益面積 2,668ha）から取水されています。用水施設の整備は古くから行われ、現在の主な施設は、犬上川において金屋頭首工が昭和 8 年（平成 19 年改修）、犬上川ダムが昭和 21 年、芹川において芹川合同井堰が昭和 25 年、芹川ダムが昭和 31 年（令和 3 年改修）に整備されています。琵琶湖からは昭和 56 年～平成 8 年に整備されたポンプ施設により取水されています。 圏域は河川水が伏流しやすい扇状地であり、過去には長く水争いもありましたが、これらのかんがい事業の整備により、効率的な水利用が実現し、現在では水争いが生じるような深刻な渇水被害は報告されていません。 かんがい用水以外としては、水道用水、工業用水などがあり、水道用水は、琵琶湖又は地下水の利用がほとんどで、河川水の利用はごくわずかです。工業用水は、彦根工業用水事業として、彦根市および多賀町の立地企業に供給するため、彦根市八坂町沖の琵琶湖から取水しています。その計画給水量は約 48,500m³/日で、主に電気・薬品・飲料・非金属などの企業で利用されています。その他の用水としては、消雪用水、雑用水がありますが、いずれも量的には小規模です。 これらの河川や琵琶湖から取水・利用された用水のほとんどは、堤内地の排水を担う他の一級河川などの河川水として流下し、最終的に琵琶湖に流入します。 また、扇状地の下流部では湧水、地下水を利用した用水が数多く存在します。集落内を流れる水は、いわゆる“地域用水”として、防火用水、消雪用水、潤いのある水辺空間などに利用されています。 また、貴重な水生動物の生息地としての機能も有していますが、扇状地区間での河川は、表流水が伏流しやすく、犬上川では中流の金屋地先から下流側において、常時水量の減少傾向や瀬切れの頻繁な発生が報告されており、また芹川でも近年 10 年の内 3 回程度渇水時において瀬切れがみられます。そのため、常時の河川水量が把握しにくい状況であり、将来にわたり健全な河川水の利用が維持されるように流水管理を行っていくことが望まれます。 なお、天井川の切り下げや新川の掘削などによる周辺域の地下水位に対する影響については、十分な調査を行う必要があります。	出典・根拠 A map showing the water supply system for the彦根 Industrial Water Project. It features琵琶湖 (Lake Biwa) at the top left, with a red line indicating the water supply route. Key locations include彦根市 (Yamanashi City) and多賀町 (Takahashi Town). The route passes through彦根浄水場 (Yamanashi Water Treatment Plant), 彦根駅 (Yamanashi Station), 南彦根駅 (Minami-Yamanashi Station), 河瀬駅 (Kawase Station), 高宮駅 (Takamiya Station), 多賀大社前駅 (Takahashi Daijima Mae Station), and 高宮加圧ポンプ場 (Takamiya Pressure Pumping Station). It also shows 低区配水池 (Low Zone Distribution Pond) and 高区配水池 (High Zone Distribution Pond). The map includes JR東海道本線 (JR Tokaido Main Line) and 名神高速道路 (Meishin Expressway). Other locations marked are稲枝駅 (Inazaki Station), 豊郷町 (Toyouke Town), 豊郷駅 (Toyouke Station), 尼子駅 (Nikuni Station), 甲良町 (Karakura Town), and 彦根市 (Yamanashi City). 出典：滋賀県企業庁工業用水事業 HP 彦根工業用水事業 給水系統図



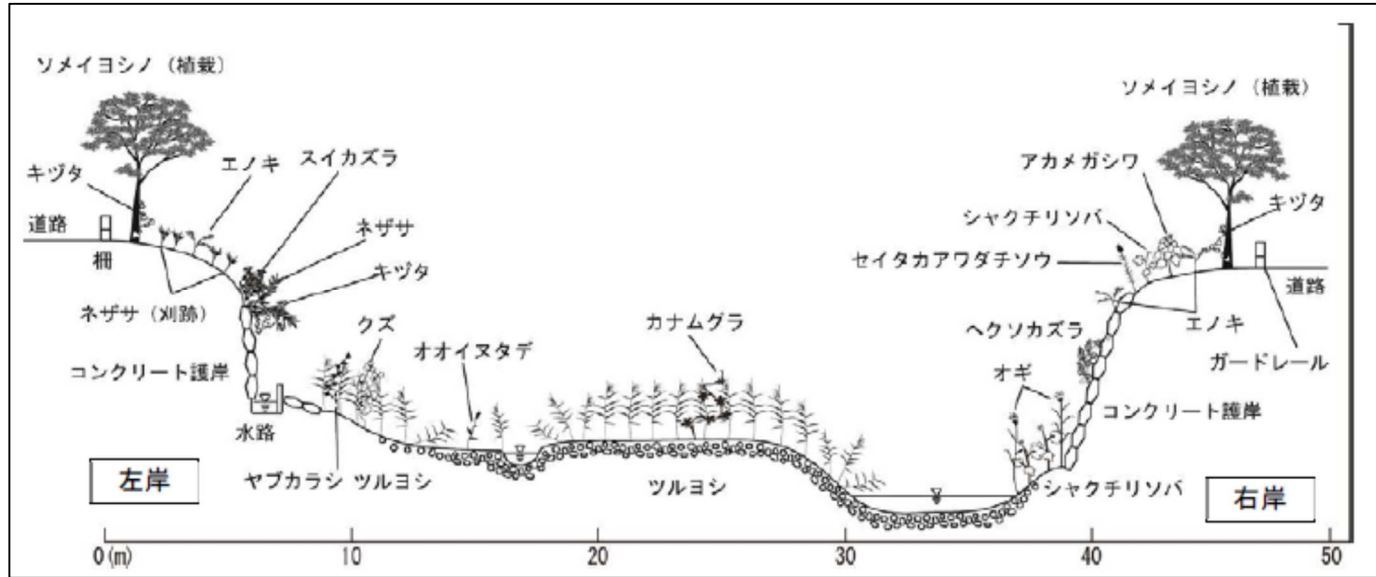
この湧水は湖東三名水の一つであり、古来清水として住民の配達が払われています。水源に神社をまつり、祭祀が行われており、地元住民が湧水周辺の清掃活動を行っています。

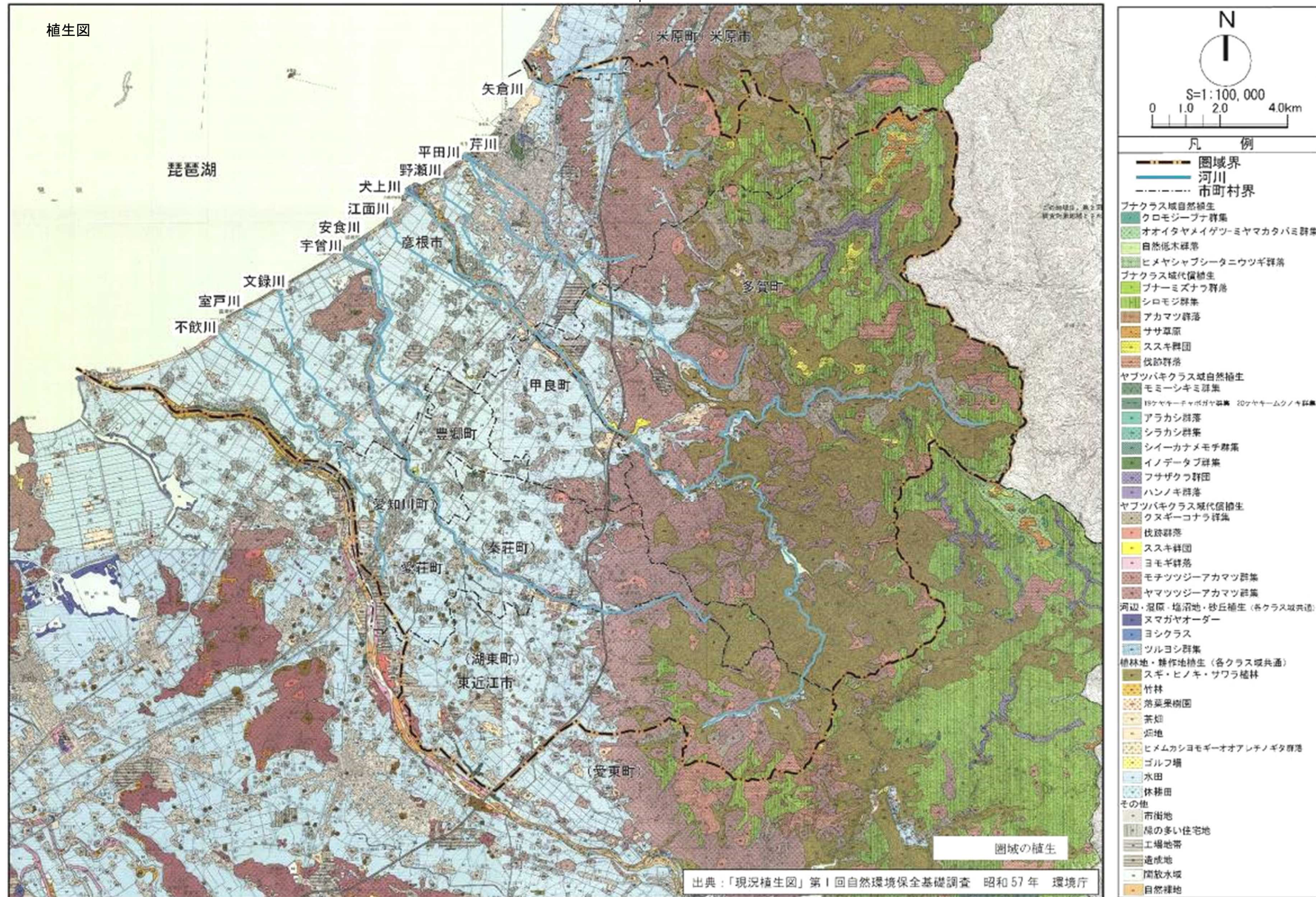
出典：滋賀の環境(滋賀県パンフレット)

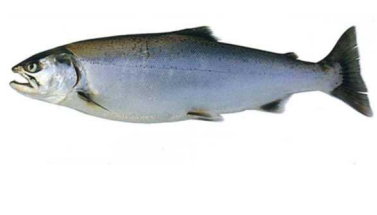
琵琶湖取水に係る農業水利一覧表

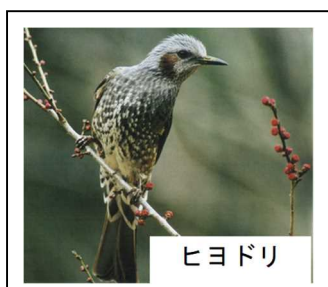
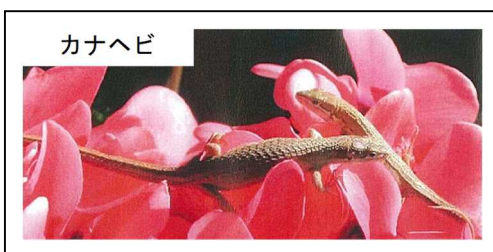
権利区分	水利使用名	所在地 (取水口の位置)	使用者名	面積 (ha)	取水量 (最大 m ³ /s)
特	愛西	彦根市	愛西土地改良区	1,376.9	6.177
特	彦根中部	彦根市	彦根中部用水土改区連合	868.2	3.705
準特	曾根沼(今堀)	彦根市	曾根沼土地改良区	91.61	0.380
準特	新海	彦根市	愛西土地改良区	94.00	0.988
準特	松原	彦根市	彦根北部土地改良区	92.00	0.409
その他	三津屋	彦根市	三津屋土地改良区	46.55	0.298
その他	甘呂	彦根市	彦根南部土地改良区	65.05	0.119
その他	八坂・江面東	彦根市	彦根南部土地改良区	34.05	0.173
合 計				2,668.36	12.249

※特：特定水利(最大取水量 1.0m³/s 以上、または受益面積 300ha 以上)
準 特: 準特定水利(最大取水量 0.3m³/s 以上 1.0m³/s 未満、または受益面積 100ha 以上 300ha 未満)
その他: その他水利(最大取水量 0.3m³/s 未満、かつ受益面積 100ha 未満)

河川整備計画（本文）	出典・根拠																					
1.2.3 河川環境に関する現状と課題 （１）生物の生息・生育 （植生） 圏域の自然環境を見ると、植生は、山地部の標高の高い県境付近ではブナクラス域の代償植生であるシロモジ群集とスギおよびヒノキの植林が広がり、標高が低くなるとヤブツバキクラス域代償植生のアカマツ―モチツツジ群集が主となります。沖積平野部は、市街地や水田などに利用されており、古来より人為的な影響が大きいために自然植生はほとんど残されていません。 芹川河口から中流域の河川植生は、草本群落が主流ですが、木本群落も多くみられます。また、河川敷が広がる下流域の植生を代表例としては、中州等の水際にはツルヨシ群集、河川敷の少し高い場所ではオギやクズ、シャクチリソバ、ヤブガラシが狭い範囲に分布し、堤防上の道路にはソメイヨシノなどの植栽がみられます。 保全すべき貴重な植物では、川原ではカワヂシャ*、樹林地ではギンラン*などが確認されています。 犬上川には、河口から概ね 4km の区間まで左右岸の堤防から川岸にかけて自然植生が残されており、まとまったエノキ・ケヤキ林や特定植物群落に指定されている「犬上河畔のタブ林」などが河畔林を形成しています。また、河畔林の中にはイヌショウマなどの山地性の植物も多く見られます。芹川や犬上川の川原ではツルヨシ群落や竹林などが帯状に見られ、琵琶湖の湛水位が影響する河口部ではナガエミクリ*などの抽水植物やエビモなどの沈水植物が見られます。 保全すべき貴重な植物では、河口部の湿地に生育するタコノアシ*、ナガエミクリ*、河原に生育するカワヂシャ*、溪流の岩の面に着生するカワノリ*などが確認されています。 *保全すべき貴重な植物 <table><tr><th colspan="3">保全すべき貴重な植物</th></tr><tr><th></th><th>滋賀県レッドデータブック 2020 年版</th><th>環境省レッドリスト 2020</th></tr><tr><td>タコノアシ</td><td>-</td><td>準絶滅危惧</td></tr><tr><td>ナガエミクリ</td><td>-</td><td>準絶滅危惧</td></tr><tr><td>カワヂシャ</td><td>-</td><td>準絶滅危惧</td></tr><tr><td>ギンラン</td><td>希少種</td><td>-</td></tr><tr><td>カワノリ</td><td>-</td><td>絶滅危惧Ⅱ類</td></tr></table>	保全すべき貴重な植物				滋賀県レッドデータブック 2020 年版	環境省レッドリスト 2020	タコノアシ	-	準絶滅危惧	ナガエミクリ	-	準絶滅危惧	カワヂシャ	-	準絶滅危惧	ギンラン	希少種	-	カワノリ	-	絶滅危惧Ⅱ類	 犬上河畔のタブ林  カワヂシャ  タコノアシ  ナガエミクリ（水面）  ソメイヨシノ（植栽） キヅタ エノキ スイカズラ ネザサ キヅタ クズ オオイヌタデ カナムグラ ツルヨシ ヤブガラシ ツルヨシ ソメイヨシノ（植栽） アカメガシワ シャクチリソバ セイタカアワダチソウ ヘクソカズラ オギ キヅタ エノキ ガードレール コンクリート護岸 コンクリート護岸 水路 柵 道路 道路 左岸 右岸 0 (m) 10 20 30 40 50 芹川下流域の植生の代表例(2.7km 付近) 出典:環境省自然環境局生物多様性センター(HP)
保全すべき貴重な植物																						
	滋賀県レッドデータブック 2020 年版	環境省レッドリスト 2020																				
タコノアシ	-	準絶滅危惧																				
ナガエミクリ	-	準絶滅危惧																				
カワヂシャ	-	準絶滅危惧																				
ギンラン	希少種	-																				
カワノリ	-	絶滅危惧Ⅱ類																				



河川整備計画（本文）		出典・根拠																																															
（魚類） 圏域の河川には、アユ*、オイカワ、カワムツ、ウグイ、アマゴ*、ヨシノボリ、カジカなど多様な魚類が生息しています。河川と琵琶湖を行き来する代表的な魚類としてアユ*、ビワマス*、ヨシノボリなどが確認されています。砂礫の河床となっている河川は、アユ*などの重要な産卵場となっています。 芹川では、整備実施区間内に、アユ*やビワマス*、ウツセミカジカ*などの回遊魚がみられ、アユ*は浅瀬、ビワマス*は瀬尻や平瀬で産卵床を形成しています。芹川上流の溪流では、アマゴ*、イwanaなどが生息しています。 保全すべき貴重な魚類としては、琵琶湖固有種であるビワマス*、アユ*、スナヤツメ類*などが確認されています。 犬上川の下流では、水産資源保護法に基づくアユ*の産卵保護水面が設定されています。アユ*は秋には下流域の砂礫底で産卵し、稚魚は琵琶湖に下って冬を過ごし、早春に群がって川を遡上して河川の中流域で生活します。下流よりの瀬にはオイカワ、瀬から淵にいたる流れのやや緩やかなところにはカワムツが生息しています。 保全すべき貴重な魚類としては、犬上川で安定的な湧水が確保される地域でしか生息できないハリヨ*や琵琶湖固有種であるビワマス*、カジカ小卵型であるウツセミカジカ*、スナヤツメ南方種*などが確認されています。 *保全すべき貴重な魚類 <table><tr><th colspan="3">保全すべき貴重な魚類</th></tr><tr><th></th><th>滋賀県レッドデータブック 2020 年版</th><th>環境省レッドリスト 2020</th></tr><tr><td>ハリヨ</td><td>絶滅危惧種</td><td>絶滅危惧ⅠA 類</td></tr><tr><td>スナヤツメ南方種</td><td>絶滅危機増大種</td><td>絶滅危惧Ⅱ 類</td></tr><tr><td>アマゴ</td><td>要注目種</td><td>準絶滅危惧</td></tr><tr><td>ビワマス</td><td>要注目種</td><td>準絶滅危惧</td></tr><tr><td>アユ</td><td>分布上重要種</td><td>-</td></tr><tr><td>ウツセミカジカ</td><td>分布上重要種</td><td>-</td></tr></table> （動物など） 動物では、ホンドイタチ、カヤネズミ*などのほ乳類、カイツブリ*、カワウ、カワセミ*、サギ、ヒヨドリなどの鳥類、イシガメ、カナヘビ、シマヘビなどのほ虫類、アマガエル、トノサマガエル*などの両生類やその他多くの昆虫類の生息が確認されています。		保全すべき貴重な魚類				滋賀県レッドデータブック 2020 年版	環境省レッドリスト 2020	ハリヨ	絶滅危惧種	絶滅危惧ⅠA 類	スナヤツメ南方種	絶滅危機増大種	絶滅危惧Ⅱ 類	アマゴ	要注目種	準絶滅危惧	ビワマス	要注目種	準絶滅危惧	アユ	分布上重要種	-	ウツセミカジカ	分布上重要種	-	 アユ  オイカワ  イwana  カワムツ  ウグイ  アマゴ  ヨシノボリ  ビワマス  ハリヨ  ウツセミカジカ <table><tr><th colspan="2">レッドリスト・レッドデータブックの категорияーと定義</th></tr><tr><th>category</th><th>定 義</th></tr><tr><td>●「絶滅（EX）」</td><td>我が国ではすでに絶滅したと考えられる種</td></tr><tr><td>●「野生絶滅（EW）」</td><td>飼育・栽培下でのみ存続している種</td></tr><tr><td>●「絶滅危惧Ⅰ類（CR＋EN）」</td><td>絶滅の危惧に瀕している種</td></tr><tr><td>○「絶滅危惧ⅠA類（CR）」</td><td>ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種</td></tr><tr><td>○「絶滅危惧ⅠB類（EN）」</td><td>ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種</td></tr><tr><td>●「絶滅危惧Ⅱ類（VU）」</td><td>絶滅の危険が増大している種</td></tr><tr><td>●「準絶滅危惧（NT）」</td><td>現時点では絶滅危険性は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種</td></tr><tr><td>●「情報不足（DD）」</td><td>評価するだけの情報が不足している種</td></tr><tr><td>●付属資料「絶滅のおそれのある地域個体群（LP）」</td><td>地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの</td></tr></table> 出典：環境省自然環境局生物多様性センター（HP）		レッドリスト・レッドデータブックの категорияーと定義		category	定 義	●「絶滅（EX）」	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種	●「野生絶滅（EW）」	飼育・栽培下でのみ存続している種	●「絶滅危惧Ⅰ類（CR＋EN）」	絶滅の危惧に瀕している種	○「絶滅危惧ⅠA類（CR）」	ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種	○「絶滅危惧ⅠB類（EN）」	ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種	●「絶滅危惧Ⅱ類（VU）」	絶滅の危険が増大している種	●「準絶滅危惧（NT）」	現時点では絶滅危険性は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種	●「情報不足（DD）」	評価するだけの情報が不足している種	●付属資料「絶滅のおそれのある地域個体群（LP）」	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの
保全すべき貴重な魚類																																																	
	滋賀県レッドデータブック 2020 年版	環境省レッドリスト 2020																																															
ハリヨ	絶滅危惧種	絶滅危惧ⅠA 類																																															
スナヤツメ南方種	絶滅危機増大種	絶滅危惧Ⅱ 類																																															
アマゴ	要注目種	準絶滅危惧																																															
ビワマス	要注目種	準絶滅危惧																																															
アユ	分布上重要種	-																																															
ウツセミカジカ	分布上重要種	-																																															
レッドリスト・レッドデータブックの категорияーと定義																																																	
category	定 義																																																
●「絶滅（EX）」	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種																																																
●「野生絶滅（EW）」	飼育・栽培下でのみ存続している種																																																
●「絶滅危惧Ⅰ類（CR＋EN）」	絶滅の危惧に瀕している種																																																
○「絶滅危惧ⅠA類（CR）」	ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種																																																
○「絶滅危惧ⅠB類（EN）」	ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種																																																
●「絶滅危惧Ⅱ類（VU）」	絶滅の危険が増大している種																																																
●「準絶滅危惧（NT）」	現時点では絶滅危険性は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種																																																
●「情報不足（DD）」	評価するだけの情報が不足している種																																																
●付属資料「絶滅のおそれのある地域個体群（LP）」	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの																																																

河川整備計画（本文）		出典・根拠																																									
芹川の河口部は、オオバンやカイツブリ*など水鳥の生息場となっています。ツルヨシ群集ではカヤネズミ*の球巣が確認されているほか、草地性の昆虫類などの生息場となっています。中流域では、カヤネズミ*などの哺乳類、カイツブリ*、コサギ、イカルチドリ*、カワセミ*などの鳥類、ニホンイシガメ*などの爬虫類、ニホンアカガエル*、トノサマガエル*などの両生類やその他多くの昆虫類の生息が確認されています。樹林地は鳥類ではサンショウクイ、水際には砂礫地を利用するコチドリやクサシギなどの生息場となっています。 保全すべき貴重な動物としては、鳥類のイカルチドリ*、オオヨシキリ*などが確認されています。 犬上川などのように水域から川原の植生および高水敷の河畔林へと連続する空間が残されているところは、ネズミなどの小動物の生息空間となっており、それらを餌とするホンドイタチなどのほ乳類が確認されています。鳥類では、流れの緩やかな河口付近ではカイツブリ*やカワウが、比較的流れの速い浅瀬では魚を餌とする主にサギ類などの水鳥類が見られ、水際に近い河川敷の草地にはカワセミ*などの陸鳥類が確認されています。は虫類では、流れの緩い河口付近でイシガメ、川原や高水敷の植生の茂みでカナヘビやシマヘビなどが確認されています。アマガエルやトノサマガエル*などの両生類は主に周辺の水田で確認されていますが、河川内にもそれらの一部が流れの緩やかな場所で生息しています。不飲川の放水路計画区間は、愛知川の河辺林の分布域となっており、平地には珍しいカスミサンショウウオ*が生息しています。 保全すべき貴重な動物としては、鳥類のチュウサギ*、クマタカ*が確認されています。 *保全すべき貴重な動物など <table><tr><th></th><th></th><th>滋賀県レッドデータブック 2020 年版</th><th>環境省レッドリスト 2020</th></tr><tr><td>哺乳類</td><td>カヤネズミ</td><td>希少種</td><td>－</td></tr><tr><td rowspan="7">鳥類</td><td>クマタカ</td><td>絶滅危惧種</td><td>絶滅危惧ⅠB 類</td></tr><tr><td>チュウサギ</td><td>希少種</td><td>準絶滅危惧</td></tr><tr><td>イカルチドリ</td><td>希少種</td><td>－</td></tr><tr><td>オオヨシキリ</td><td>希少種</td><td>－</td></tr><tr><td>カイツブリ</td><td>希少種</td><td>－</td></tr><tr><td>カワセミ</td><td>希少種</td><td>－</td></tr><tr><td>ニホンイシガメ</td><td>希少種</td><td>準絶滅危惧</td></tr><tr><td rowspan="3">爬虫類</td><td>カスミサンショウウオ</td><td>－</td><td>絶滅危惧Ⅱ 類</td></tr><tr><td>ニホンアカガエル</td><td>要注目種</td><td>－</td></tr><tr><td>トノサマガエル</td><td>要注目種</td><td>準絶滅危惧</td></tr></table> これらのように、河川は様々な動植物の生息・生育の場となっており、豊かな自然環境を保全することが望まれます。				滋賀県レッドデータブック 2020 年版	環境省レッドリスト 2020	哺乳類	カヤネズミ	希少種	－	鳥類	クマタカ	絶滅危惧種	絶滅危惧ⅠB 類	チュウサギ	希少種	準絶滅危惧	イカルチドリ	希少種	－	オオヨシキリ	希少種	－	カイツブリ	希少種	－	カワセミ	希少種	－	ニホンイシガメ	希少種	準絶滅危惧	爬虫類	カスミサンショウウオ	－	絶滅危惧Ⅱ 類	ニホンアカガエル	要注目種	－	トノサマガエル	要注目種	準絶滅危惧	ホンドイタチ  カヤネズミ  サギ  カイツブリ  カワウ  カワセミ  ヒヨドリ  カナヘビ  シマヘビ  アマガエル  トノサマガエル  イシガメ 	
		滋賀県レッドデータブック 2020 年版	環境省レッドリスト 2020																																								
哺乳類	カヤネズミ	希少種	－																																								
鳥類	クマタカ	絶滅危惧種	絶滅危惧ⅠB 類																																								
	チュウサギ	希少種	準絶滅危惧																																								
	イカルチドリ	希少種	－																																								
	オオヨシキリ	希少種	－																																								
	カイツブリ	希少種	－																																								
	カワセミ	希少種	－																																								
	ニホンイシガメ	希少種	準絶滅危惧																																								
爬虫類	カスミサンショウウオ	－	絶滅危惧Ⅱ 類																																								
	ニホンアカガエル	要注目種	－																																								
	トノサマガエル	要注目種	準絶滅危惧																																								

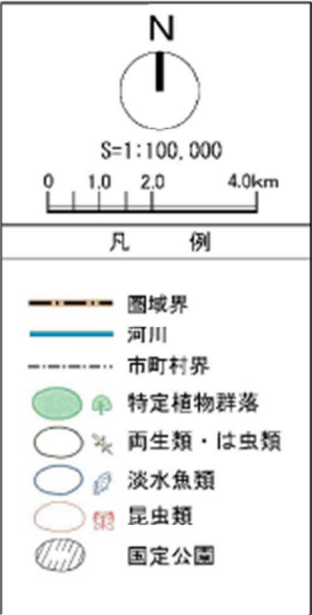
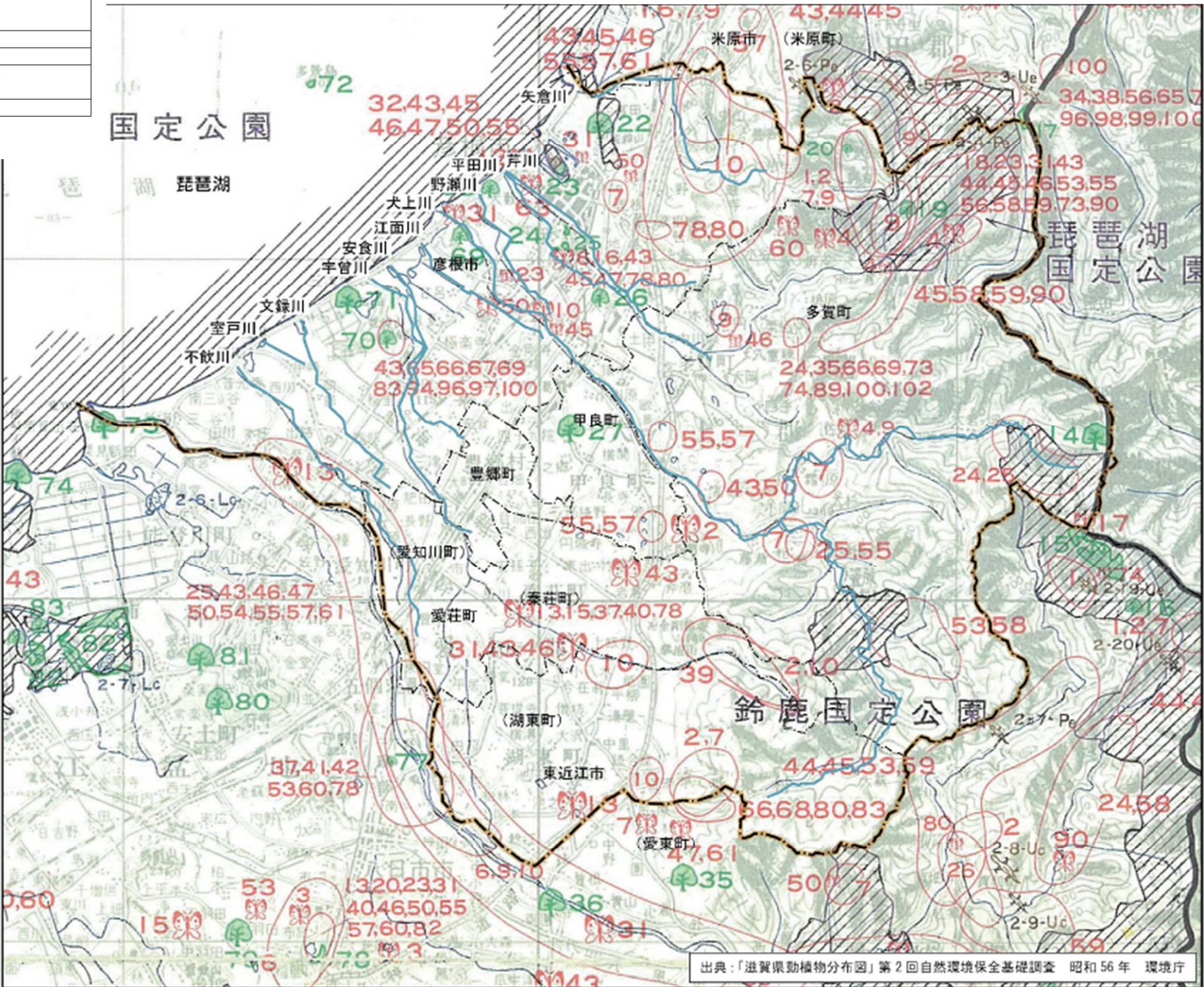
河川整備計画（本文）	出典・根拠																																																																														
	芹川にかかる既往現地調査結果																																																																														
	<table><tr><th>調査項目</th><th>確認種数</th><th colspan="2">重要種</th><th colspan="2">外来種（種名は特定外来生物のみ）</th></tr><tr><td>魚類</td><td>23種</td><td>13種</td><td>スナヤツメ類、ギンブナ、アユ、ビワマス等</td><td>2種</td><td>ブルーギル、オオクチバス</td></tr><tr><td>底生動物</td><td>156種</td><td>7種</td><td>ヒラマキガイモドキ、サワガニ、ミヤマサナエ、キベルマメゲンゴロウ等</td><td>7種</td><td>－</td></tr><tr><td>植物相</td><td>396種</td><td>5種</td><td>ウマノスズクサ、コブシ、ギンラン、カワチシャ等</td><td>115種</td><td>アレチウリ、ナガエツルノゲイトウ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク</td></tr><tr><td>両生類</td><td>3種</td><td>2種</td><td>ニホンアカガエル、トノサマガエル</td><td>0種</td><td>－</td></tr><tr><td>爬虫類</td><td>6種</td><td>3種</td><td>ニホンイシガメ、スッポン、ヒガシニホントカゲ</td><td>2種</td><td>－</td></tr><tr><td>哺乳類</td><td>10種</td><td>3種</td><td>カヤネズミ、ホンドテン、イタチ属</td><td>3種</td><td>アライグマ</td></tr><tr><td>鳥類</td><td>54種</td><td>16種</td><td>カイツブリ、コサギ、イカルチドリ、コチドリ等</td><td>1種</td><td>－</td></tr><tr><td>陸上昆虫類</td><td>446種</td><td>9種</td><td>ナツアカネ、ジャコウアゲハ本土亜種、マダガ、キシタアツバ等</td><td>1種</td><td>－</td></tr></table> <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>アユ</td><td>ヒラマキガイモドキ</td><td>トノサマガエル</td><td>カヤネズミ(球巣)</td><td>カイツブリ</td><td>ジャコウアゲハ本土亜種</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>ビワマス</td><td>ミヤマサナエ</td><td>ニホンイシガメ</td><td>アライグマ(足跡)</td><td>イカルチドリ</td><td>ハラグルオオテントウ</td></tr></table>	調査項目	確認種数	重要種		外来種（種名は特定外来生物のみ）		魚類	23種	13種	スナヤツメ類、ギンブナ、アユ、ビワマス等	2種	ブルーギル、オオクチバス	底生動物	156種	7種	ヒラマキガイモドキ、サワガニ、ミヤマサナエ、キベルマメゲンゴロウ等	7種	－	植物相	396種	5種	ウマノスズクサ、コブシ、ギンラン、カワチシャ等	115種	アレチウリ、ナガエツルノゲイトウ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク	両生類	3種	2種	ニホンアカガエル、トノサマガエル	0種	－	爬虫類	6種	3種	ニホンイシガメ、スッポン、ヒガシニホントカゲ	2種	－	哺乳類	10種	3種	カヤネズミ、ホンドテン、イタチ属	3種	アライグマ	鳥類	54種	16種	カイツブリ、コサギ、イカルチドリ、コチドリ等	1種	－	陸上昆虫類	446種	9種	ナツアカネ、ジャコウアゲハ本土亜種、マダガ、キシタアツバ等	1種	－							アユ	ヒラマキガイモドキ	トノサマガエル	カヤネズミ(球巣)	カイツブリ	ジャコウアゲハ本土亜種							ビワマス	ミヤマサナエ	ニホンイシガメ	アライグマ(足跡)	イカルチドリ	ハラグルオオテントウ
調査項目	確認種数	重要種		外来種（種名は特定外来生物のみ）																																																																											
魚類	23種	13種	スナヤツメ類、ギンブナ、アユ、ビワマス等	2種	ブルーギル、オオクチバス																																																																										
底生動物	156種	7種	ヒラマキガイモドキ、サワガニ、ミヤマサナエ、キベルマメゲンゴロウ等	7種	－																																																																										
植物相	396種	5種	ウマノスズクサ、コブシ、ギンラン、カワチシャ等	115種	アレチウリ、ナガエツルノゲイトウ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク																																																																										
両生類	3種	2種	ニホンアカガエル、トノサマガエル	0種	－																																																																										
爬虫類	6種	3種	ニホンイシガメ、スッポン、ヒガシニホントカゲ	2種	－																																																																										
哺乳類	10種	3種	カヤネズミ、ホンドテン、イタチ属	3種	アライグマ																																																																										
鳥類	54種	16種	カイツブリ、コサギ、イカルチドリ、コチドリ等	1種	－																																																																										
陸上昆虫類	446種	9種	ナツアカネ、ジャコウアゲハ本土亜種、マダガ、キシタアツバ等	1種	－																																																																										
																																																																															
アユ	ヒラマキガイモドキ	トノサマガエル	カヤネズミ(球巣)	カイツブリ	ジャコウアゲハ本土亜種																																																																										
																																																																															
ビワマス	ミヤマサナエ	ニホンイシガメ	アライグマ(足跡)	イカルチドリ	ハラグルオオテントウ																																																																										
	出典：令和3年度第506-1号芹川単独河川改良調査検討業務委託報告書（令和5年3月）																																																																														

特定昆虫類選定基準	
記号	理由
A	日本国内では、そこにしか産しないと思われる種
B	分布域が国内若干の地域に限定されている種
C	普通種であっても、北限・南限など分布限界になると思われる産地に分布する種
D	当該地域において絶滅の危機に瀕している種
E	近年当該地域において絶滅したと考えられる種
F	業者あるいはマニアなどの乱獲により、当該地域での個体数の著しい減少が心配される種
G	環境指標として適当であると考えられる種

注）指：環境庁選定指標昆虫類

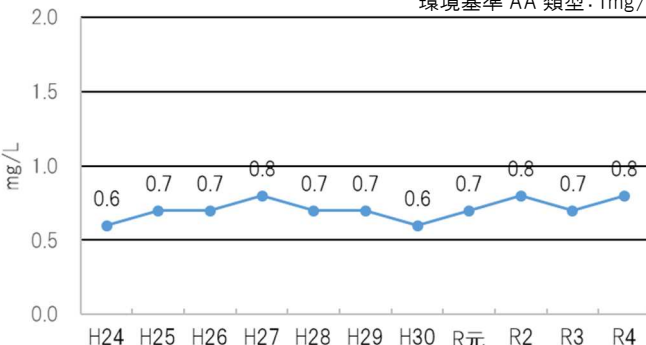
昆虫		
番号	種名	選定基準
1	ムカシトンボ	指
2	ムカシヤンマ	指
4	ガロアムシ目	指
6	ハルゼミ	指
7	ギフチョウ	指
9	オオムラサキ	指
10	ゲンジボタル	指
12	メガネサナエ	B・G
13	フタスジサナエ	G
15	サラサヤンマ	B
16	カトリヤンマ	G
17	ルリボシヤンマ	B
18	オオルリボシヤンマ	B・C
23	スズムシ	G
24	カンタン	B
25	クツムシ	G
31	オオキンカメムシ	B・C
32	ヨコヅナサシガメ	C
35	ヤマトクロスジヘビトンボ	B
37	ムラサキトビケラ	B
39	ヒメクロイラガ	C
40	ウスバツバメガ	G
41	フシキキシタバ	B・D
42	カバフキシタバ	B・D
43	ホソバセセリ	B・G
44	ウスバシロチョウ	B
45	ミラマカラスアゲハ	B
46	スジボソヤマキチョウ	B・D
47	ツマグロキチョウ	B・G
50	ウラゴマダラシジミ	G
53	ウラクロシジミ	B
54	ウラジロミドリシジミ	D
55	オオミドリシジミ	G
56	エゾミドリシジミ	B
57	ミドリシジミ	B・G
58	ヒサマツミドリシジミ	B・F
59	キリシマミドリシジミ	B・D
60	キマダラルリツバメ	B・D・F
61	オオウラギンヒョウモン	D・G
63	クロコムラサキ	B・C
65	ミズアブ	G
66	ウシアブ	G
67	シオヤアブ	G
68	ビロウドツリアブ	G
69	アリスアブ	G
73	アキタクロナガオサムシ	B・G
74	ヒメオサムシ	B・G
78	ヒラタクワガタ	G
80	カブトムシ	G
83	ウバタマムシ	G
89	ヒメコブヤハズカミキリ	B・C
90	ミヤマコブヤハズカミキリ	B
94	ヒゲナガハナバチ	B
96	ムネアカオオアリ	G
97	オオモンクロベッコウ	G
100	キボシアシナガバチ	G
102	トラマルハナバチ	G

動物分布図



植物		
番号	件名	選定基準
14	鞍掛峠のホンシャクナゲ群落	B
19	今畑神社裏のブナークロモジ群集	G・H
20	武奈町のブナークロモジ群集	G・H
22	大洞弁財天のシイ林	A
23	彦根城の常緑広葉樹林	E・H
24	雨壺山の常緑広葉樹林	E・G
25	雨壺山の落葉広葉樹林	E・G
26	彦根市大堀のケヤキ林	E
27	甲良神社のウラジロガンシ林	E
68	大藪町のハマヒルガオ群落	B
69	丈上川畔のタブ林	G・H
70	荒神山のタブ林	E
71	三津屋のハマヒルガオ群落	B

特定植物群落選定基準	
記号	理由
A	原生林もしくはそれに近い自然林
B	国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群
C	比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群
D	砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの
E	郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの
F	過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの
G	乱獲その他の人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群
H	その他、学術上重要な植物群落または個体群

河川整備計画（本文）	出典・根拠																																																																																
（２）水量・水質 水質の類型指定は、犬上川がA A類型、宇曾川がB類型に指定されています。また、犬上川・宇曾川の２河川で県の水質調査地点が定められ監視が行われています。なお、矢倉川や不飲川、芹川、平田川、江面川、野瀬川、安食川、文録川などは彦根市によって水質調査が行われています。 水質調査報告などによると犬上川・宇曾川の水質は環境基準を概ね満足しており、矢倉川および不飲川の水質はA～B類型相当となっています。 河川の水質は、下水道の普及にともない概ね良好な結果が得られており、今後とも良好な水質を維持することが望まれます。	【圏域内河川の水質(BOD)】 BOD(75%値) 犬上川 環境基準 AA 類型:1mg/L <table><caption>BOD(75%値) 犬上川</caption><tr><th>年度</th><th>BOD(75%値) (mg/L)</th></tr><tr><td>H24</td><td>0.6</td></tr><tr><td>H25</td><td>0.7</td></tr><tr><td>H26</td><td>0.7</td></tr><tr><td>H27</td><td>0.8</td></tr><tr><td>H28</td><td>0.7</td></tr><tr><td>H29</td><td>0.7</td></tr><tr><td>H30</td><td>0.6</td></tr><tr><td>R元</td><td>0.7</td></tr><tr><td>R2</td><td>0.8</td></tr><tr><td>R3</td><td>0.7</td></tr><tr><td>R4</td><td>0.8</td></tr></table> BOD(75%値) 宇曾川 環境基準 B 類型:3mg/L <table><caption>BOD(75%値) 宇曾川</caption><tr><th>年度</th><th>BOD(75%値) (mg/L)</th></tr><tr><td>H24</td><td>0.9</td></tr><tr><td>H25</td><td>1.2</td></tr><tr><td>H26</td><td>1.4</td></tr><tr><td>H27</td><td>1.1</td></tr><tr><td>H28</td><td>1.1</td></tr><tr><td>H29</td><td>1.0</td></tr><tr><td>H30</td><td>0.9</td></tr><tr><td>R元</td><td>1.1</td></tr><tr><td>R2</td><td>1.0</td></tr><tr><td>R3</td><td>1.0</td></tr><tr><td>R4</td><td>1.2</td></tr></table> 出典：公共用水域水質測定結果(滋賀県) BOD は年間平均値 <table><tr><th colspan="4">環境基準と水質の目安</th></tr><tr><th>環境基準の類型</th><th>BOD(mg/l)</th><th>利用目的の適応性</th><th>水質の目安</th></tr><tr><td>AA</td><td>1.0以下</td><td>水道1級</td><td>そのまま飲めるくらいきれい</td></tr><tr><td>A</td><td>2.0以下</td><td>水道2級、水産1級、水浴</td><td>泳げるくらいきれい</td></tr><tr><td>B</td><td>3.0以下</td><td>水道3級、水産2級</td><td>高度に処理すれば飲める</td></tr><tr><td>C</td><td>5.0以下</td><td>水産3級、工業用水1級</td><td>水道水には適さない</td></tr><tr><td>D</td><td>8.0以下</td><td>工業用水2級、農業用水</td><td>農業用水として利用できる</td></tr><tr><td>E</td><td>10.0以下</td><td>工業用水3級</td><td>工業用水として利用できる</td></tr></table> 〔主〕河川の生活環境項目 pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数のうち、上表の水質の目安はBODにのみ着目して整理したものであり、BOD以外の項目値によっては利用目的に応じて浄化が必要な場合があります。 水質測定地点 (滋賀県)  採水地点 ① 矢倉川 ② 旧港湾（上流） ③ 猿ヶ瀬川 ④ 芹川（上流） ⑤ 芹川（下流） ⑥ 平田川 ⑦ 北川 ⑧ 野瀬川 ⑨ 犬上川（中流） ⑩ 犬上川（下流） ⑪ 江面川 ⑫ 安食川 ⑬ 宇曾川 ⑭ 文録川 ⑮ 不飲川 ⑯ 中堀 ⑰ 内堀 河口付近 船町交差点付近 船町東交差点付近 名神高速道路付近 池州橋直下 平田川橋上流 北川橋直下 大藪町 犬上橋付近 開出今橋直下 江面川橋直下 休神橋直下 唐崎橋直下 つぶり橋直下 普光寺町 三津屋町 立花町西交差点付近 彦根東高校前 ※令和4年度は、①②⑦⑧⑪⑫⑭⑮⑰⑱で重金属の測定を行いました。 出典：彦根市の環境(彦根市,令和6年2月)	年度	BOD(75%値) (mg/L)	H24	0.6	H25	0.7	H26	0.7	H27	0.8	H28	0.7	H29	0.7	H30	0.6	R元	0.7	R2	0.8	R3	0.7	R4	0.8	年度	BOD(75%値) (mg/L)	H24	0.9	H25	1.2	H26	1.4	H27	1.1	H28	1.1	H29	1.0	H30	0.9	R元	1.1	R2	1.0	R3	1.0	R4	1.2	環境基準と水質の目安				環境基準の類型	BOD(mg/l)	利用目的の適応性	水質の目安	AA	1.0以下	水道1級	そのまま飲めるくらいきれい	A	2.0以下	水道2級、水産1級、水浴	泳げるくらいきれい	B	3.0以下	水道3級、水産2級	高度に処理すれば飲める	C	5.0以下	水産3級、工業用水1級	水道水には適さない	D	8.0以下	工業用水2級、農業用水	農業用水として利用できる	E	10.0以下	工業用水3級	工業用水として利用できる
年度	BOD(75%値) (mg/L)																																																																																
H24	0.6																																																																																
H25	0.7																																																																																
H26	0.7																																																																																
H27	0.8																																																																																
H28	0.7																																																																																
H29	0.7																																																																																
H30	0.6																																																																																
R元	0.7																																																																																
R2	0.8																																																																																
R3	0.7																																																																																
R4	0.8																																																																																
年度	BOD(75%値) (mg/L)																																																																																
H24	0.9																																																																																
H25	1.2																																																																																
H26	1.4																																																																																
H27	1.1																																																																																
H28	1.1																																																																																
H29	1.0																																																																																
H30	0.9																																																																																
R元	1.1																																																																																
R2	1.0																																																																																
R3	1.0																																																																																
R4	1.2																																																																																
環境基準と水質の目安																																																																																	
環境基準の類型	BOD(mg/l)	利用目的の適応性	水質の目安																																																																														
AA	1.0以下	水道1級	そのまま飲めるくらいきれい																																																																														
A	2.0以下	水道2級、水産1級、水浴	泳げるくらいきれい																																																																														
B	3.0以下	水道3級、水産2級	高度に処理すれば飲める																																																																														
C	5.0以下	水産3級、工業用水1級	水道水には適さない																																																																														
D	8.0以下	工業用水2級、農業用水	農業用水として利用できる																																																																														
E	10.0以下	工業用水3級	工業用水として利用できる																																																																														

河川整備計画（本文）	出典・根拠
（３）水辺、河川空間利用 琵琶湖湖岸や流入河川の河口部ではコイ、フナ、小アユなどの釣り場となっています。また、芹川や犬上川の水と緑を求めて、沿川住民だけでなく県内外から多くの人々が釣り・水遊びなどのアウトドア型のレジャーを楽しみに訪れます。しかし、これらの人々の利用後のゴミの散乱や不法投棄が目立っています。 圏域における河川空間の代表的なものとして、芹川沿いのケヤキ並木、宇曾川沿いの遊歩道、琵琶湖岸の公園、新海浜や松原の砂浜などがあります。これらのうち、芹川堤は「緑かおる芹川けやき道」として彦根八景に選ばれており、彦根市の景勝地のひとつとなっています。また、行事としては、芹川の芹橋付近で夏に万灯流しが行われます。 圏域の各河川は豊かな自然環境と歴史的背景のもと、古くから地域の人々の生活に密着し、信仰、生活、生業、社会、教育、レクリエーションなどそれぞれの地域の特性に応じた活動が行われてきました。しかし、土地利用や産業活動および生活様式などが変化したことや、近年までの河川整備により、コンクリート護岸などで水際が画一化し、河川環境が損なわれたり、構成生物相が貧弱化するなど、結果として川と人々の生活とが疎遠となった面があります。また、川と人々の生活とが疎遠となったことが、河川水質の悪化や不法投棄など更に河川環境を損なう要因につながっています。 こうした中、琵琶湖総合保全整備計画「マザーレイク 21 計画」※1に基づく流域単位での取り組みとして、地域住民、企業、行政がそれぞれの役割を分担し、新たな協働（パートナーシップ）により、自然と共生した持続可能な地域社会づくりを目指した、総合的な環境保全実践活動を推進する「環境フォーラム湖東」を設立し、具体的な取り組みを始めています。 これらのことから、河川空間の有する多面的な役割についての情報を広く共有し、様々な環境保全活動などと連携しながら、それぞれの地域の特性を生かした魅力ある川づくりを行っていくことが必要となっています。 ※1 琵琶湖総合保全整備計画「マザーレイク 21 計画」 マザーレイク 21 計画は、平成 9 年度から 2 ヶ年にわたり、琵琶湖およびその周辺地域を 21 世紀に向けた湖沼保全のモデルとすべく、環境庁、国土庁、農林水産省、林野庁、厚生省および建設省の 6 省庁が共同で実施した「琵琶湖の総合的な保全のための計画調査」を踏まえた、県民総ぐるみによる琵琶湖総合保全の指針として県が計画を定めたものです。平成 23 年度から第 2 期計画期間に入ることから平成 23 年 10 月に改定を行いました。令和 2 年度に「琵琶湖保全再生計画（第 1 期）」と「マザーレイク 21 計画」の計画期間が終期を迎えたことを機に、行政の施策については琵琶湖保全再生計画（第 2 期）に一元化されました。	【水辺利用・河川空間】  芹川のケヤキ並木  芹川万灯流し  松原水泳場  アユ釣り 犬上川 【瀬切れ・渇水時の状況】 犬上川(宇尾大橋より上流の状況)  犬上川(犬上橋上流の状況)  芹川(大堀橋上流の状況)  芹川(西沼波橋付近の状況) 

環境フォーラム湖東 活動目標と活動内容



環境フォーラム湖東は湖東地域内の環境に関心のある人々をつなぐネットワーク団体です。

- HOME
- 環境フォーラム湖東概要
- 主な活動内容など
- 役員の紹介
- 団体会員の紹介
- 活動レポート
- エコトピア通信
- 報告書
- 過去のお知らせ
- LINK

賛助会員/バナー広告
[募集中]

■ 環境フォーラム湖東の設立と活動目標

滋賀県ではかけがえのない琵琶湖を健全な姿で次世代に引き継ぐことを理念とする「マザーレイク21計画」を策定し、この計画を具体的に進めるため、宇賀川・犬上川・丹川の3流域で構成されている湖東地域では、住民・事業者・学校・行政の代表からなる「湖東地域エコトピア推進委員会」を設置し、身近な行動計画「湖東地域エコトピア推進計画」を策定するとともに、水環境の保全と回復、ごみの減量化、環境教育の推進など様々な環境保全実践活動に取り組んできました。

さらにこの活動を地域住民の主体的な活動に発展させ、環境意識の向上と会員のネットワークを構築し、各種活動を展開して環境問題に対する理解を深めるとともに、湖東地域からよりよい環境を創りだしていくために「環境フォーラム湖東」が設立されました。

■ 主な活動内容

- 環境シンポジウムの開催
生き物調査の結果や優秀賞の表彰式、講演会を行うとともに環境保全活動に積極的に取り組んでいる環境活動団体などの活動の発表を行うなど、身近な環境活動の輪を広げていきます。
- いきものマップ調査
子どもからお年寄りまでみんなが参加できる環境の指標となる生物の調査を行います。集めた情報をまとめ、湖東地域の自然環境について発信します。
- 身近な水環境全国一斉調査への参加
全国水環境マップ実行委員会が開催する身近な水環境全国一斉調査に参加し、環境諸団体や小学校などにも呼びかけ、参加者に身の回りの環境に関心を持ってもらうとともに、湖東地域の水環境マップを作成して湖東の水環境について考えていきます。
- えこサロンの開催
会員や環境フォーラム湖東に興味のある人などが、お互いに交流することで新しい活動や情報の交換を行うことを目的として開催しています。団体会員の活動発表や座談会をして気軽に楽しく参加できる場を作っていきます。
- 広報啓発活動
会員同士の情報のネットワーク化や湖東地域の環境に関する情報発信として、情報交流誌「エコトピア」を年2回程度発行します。ホームページによりリアルタイムに情報収集、情報発信を行います。
- 会員自主事業への支援
会員が実施する各種環境保全活動に対し支援します。

出典：環境フォーラム湖東（HP）

河川整備計画（本文）	出典・根拠
1.2.4 琵琶湖・湖辺に関する現状と課題 （琵琶湖に関するこれまでの取り組み） 琵琶湖は、面積が 670.25km² あり県の約 1/6 を占めており、その起源は約 400 万年前と、世界的にも非常に長い歴史を持った古い湖です。また琵琶湖は、日本の淡水魚の宝庫とも言われており、魚類だけでなく水鳥や昆虫、水生植物などの様々な生物が生息・生育し、その種類は 1,000 種を超えています。そのうち琵琶湖水系にしか生息しない固有種 67 種（亜種、変種を含む）以上が確認されており、1993 年には湿地生態系保護のためのラムサール条約（国際湿地条約）の登録湿地に指定されました。	◆琵琶湖水系に生息する固有種 プランクトン（2種） スズキケイソウ ニッポンイトケイソウ 寄生動物（4種） 吸虫類（1種） 条虫類（2種） 線虫類（1種） 水草（2種） ネジレモ サンネンモ 魚類（17種） ビワマス アブラヒガイ ビワヒガイ ホンモロコ スゴモロコ ヨドゼゼラ ワタカ ゲンゴロウブナ ニゴロブナ ビワコオオナマズ イワトコナマズ イサザ ビワヨシノボリ オウミヨシノボリ ウツセミカジカ オオガタスジシマドジョウ ビワコガタスジシマドジョウ 底生動物（42種） オオツカイメン ビワオオウズムシ ビワミジンコ ビワカマカ ナリタヨコエビ ビワコエグリトビケラ ナガタニシ イワトコタニシ ビワコミズシタダミ タテヒダカワニナ ハベカワニナ イボカワニナ ヤマトカワニナ カゴメカワニナ シライシカワニナ サザナミカワニナ マルドブガイ セタシジミ カワムラヒメウズムシ イカリビル アナンデールヨコエビ ビワコシロカゲロウ ホソマキカワニナ クロカワニナ ナンゴウカワニナ ケショウカワニナ シノビカワニナ チクブカワニナ コンベイトウカワニナ トキタマカワニナ モリカワニナ ナカセコカワニナ オオウラカワニナ タテシワカワニナ タケシマカワニナ イケチョウガイ オトコタテボシガイ オグラヌマガイ カワムラマメシジミ オウミガイ ヒロクチヒラマキガイ カドヒラマキガイ ニゴロブナ ホンモロコ セタシジミ アナンデールヨコエビ 出典：滋賀の環境 2023(令和 5 年版環境白書)資料編

河川整備計画（本文）

琵琶湖周辺地域では古来より度々洪水や渇水に悩まされ、さらに市街地化や工業化の進展により、自然環境や生活環境の悪化も深刻化していました。我が国の高度経済成長を背景にした下流京阪神地域の水需要の急激な増大により琵琶湖の重要性が高まる中、「琵琶湖の自然環境の保全と汚濁した水質の回復を図りつつ、その水資源の利用と関係住民の福祉とをあわせて増進し、近畿圏の健全な発展に寄与する」ことを目的として、昭和 47 年に「琵琶湖総合開発計画」が策定されました。

当該計画に基づく総合開発事業では、琵琶湖の水質や恵まれた自然環境を守るための「保全対策」、淀川および琵琶湖周辺の洪水被害を解消するための「治水対策」、水資源の有効利用を図る「利水対策」を 3 つの柱として、水資源開発公団（当時、現：水資源機構）が実施する 40m³/s の水資源開発と湖岸堤、瀬田川浚渫、内水排除施設などの整備を行う「琵琶湖開発事業」と、国・県・市町などが実施する河川、下水道、水道、土地改良、造林、林道、道路、農業集落排水処理施設などの整備などを行う「地域開発事業」を実施し、事業は 25 年の歳月をかけ、平成 9 年 3 月に終結しました。

この事業により、琵琶湖流域のみならず琵琶湖・淀川流域全体において社会資本の充実をもたらすとともに、湖岸堤や内水排除施設の建設などによって琵琶湖の洪水被害は減少しました。さらに、種々の水位低下対策などにより渇水時においても大きな被害が生じなくなるなど、流域の治水・利水環境は大幅に向上し、水質保全においても、下水道整備、し尿処理施設整備などにより流入汚濁負荷量が大きく削減されました。

しかしながら、土地利用や産業活動の変遷、生活様式の変化などにより、琵琶湖を取り巻く状況は依然として厳しく、水質の保全、水源の涵養、自然的環境・景観の保全などが緊急の課題となり、平成 12 年に県民総ぐるみによる琵琶湖保全の指針である琵琶湖総合保全整備計画「マザーレイク 21 計画」を策定し、琵琶湖の総合保全の取り組みを進めてきました。平成 27 年には「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が公布・施行され、琵琶湖が国民的資産であると位置づけられたことを受け、滋賀県では、「琵琶湖保全再生施策に関する計画」※2（琵琶湖保全再生計画）を策定しました。水質保全対策を計画的・総合的に推進することを目的として定めた「琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」※3 とともに、水質保全や湖沼の保全をはじめ健全な琵琶湖の保全に向けた対策を実施しています。

※2 琵琶湖保全再生施策に関する計画（琵琶湖保全再生計画）

多様化する琵琶湖の課題に対するためには、法の制定が必要であるとの機運が高まり、議員立法により平成 27 年 9 月 16 日に「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が国会で全会一致により成立し、同年 9 月 28 日に施行されました。これを受けて、国は平成 28 年 4 月 21 日に基本方針を策定し、県はこの基本方針を勘案して平成 29 年 3 月に法第 3 条による法定計画である「琵琶湖保全再生施策に関する計画」を策定しました。令和 3 年度からの第 2 期計画期間に合わせ、令和 3 年 3 月に改訂を行いました。

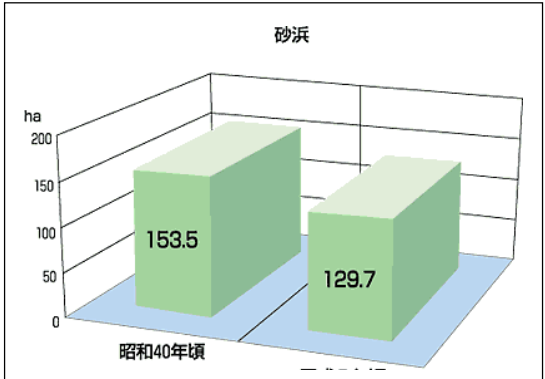
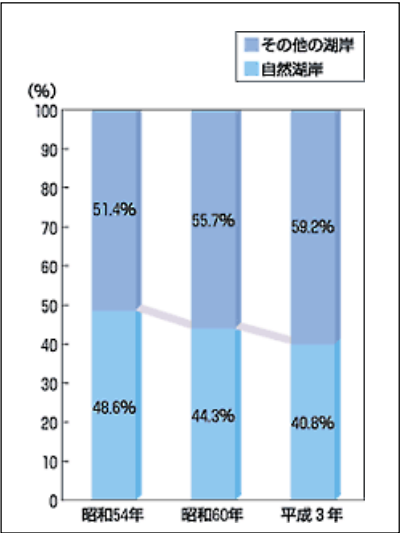
※3 琵琶湖に係る湖沼水質保全計画

湖沼の水質保全対策を計画的・総合的に推進することを目的として、国において昭和 59 年に湖沼水質保全特別措置法（湖沼法）が制定され、琵琶湖は、昭和 60 年に湖沼法に基づく指定湖沼の指定を受けました。滋賀県および京都府は昭和 61 年度以降 5 年を計画期間とする「琵琶湖に係る湖沼水質保全計画（湖沼水質保全計画）」を策定し、総合的な水質保全施策を実施してきました。令和 4 年 3 月には第 8 期計画を策定し、計画に定める対策を実施しているところです。

出典・根拠



出典：琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例（滋賀県 HP）

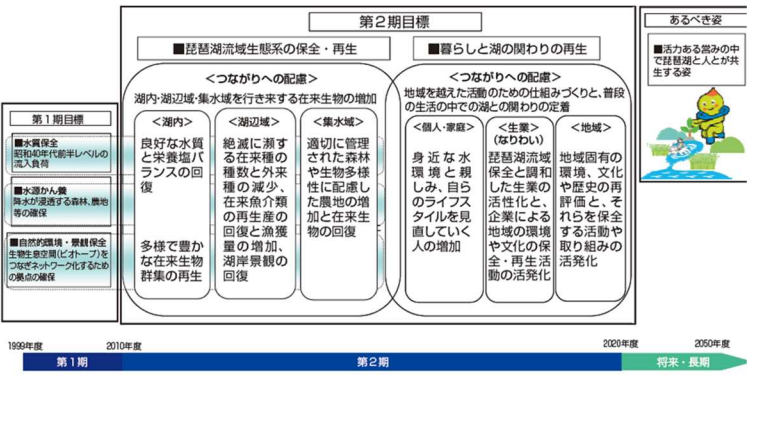


出典：琵琶湖保全に係る土地利用基礎調査（平成 10 年 2 月滋賀県水政課）

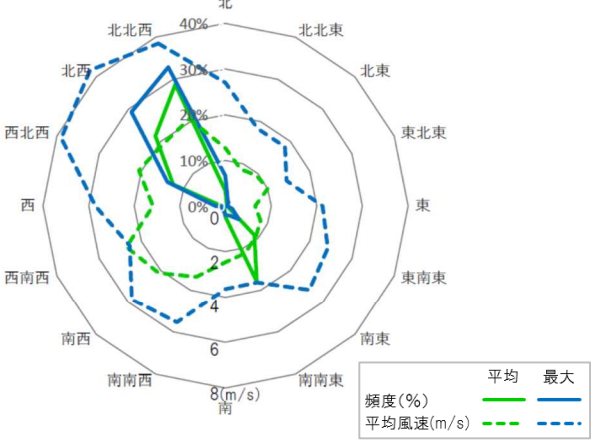
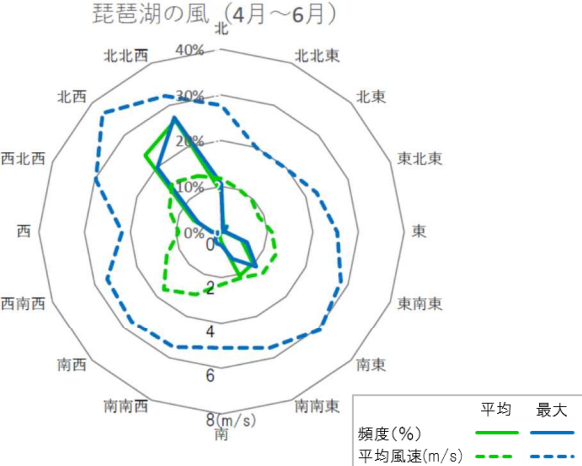
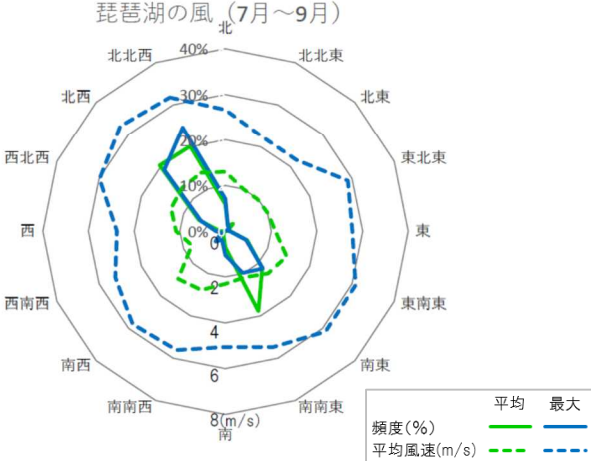
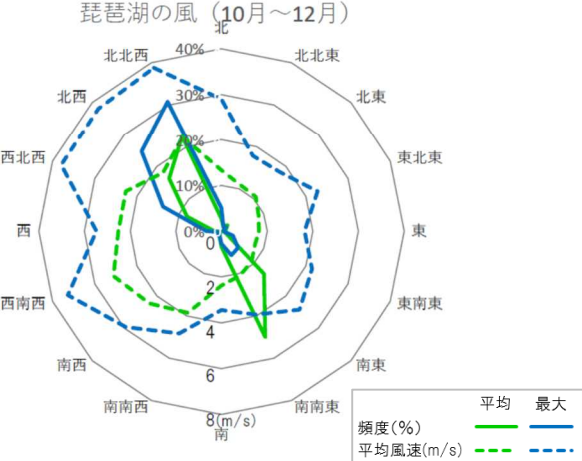
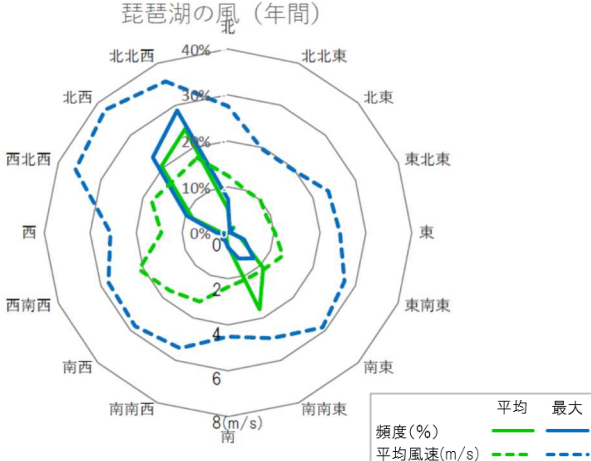
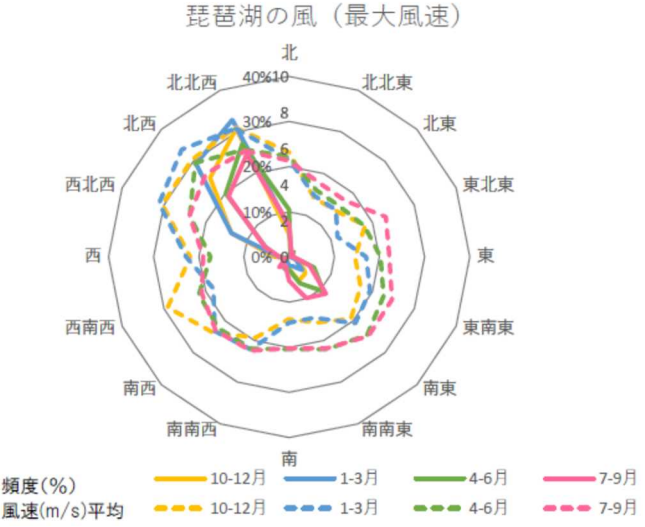
	昭和54年	昭和60年	平成3年
自然湖岸（崖地でない）	45.3%	40.8%	37.2%
自然湖岸（崖地）	3.3%	3.5%	3.6%
自然湖岸 小計	48.6%	44.3%	40.8%
半自然湖岸	19.2%	25.6%	25.9%
水面	1.1%	1.1%	1.1%
人工湖岸	31.1%	29.0%	32.2%
自然湖岸以外 小計	51.4%	55.7%	59.2%

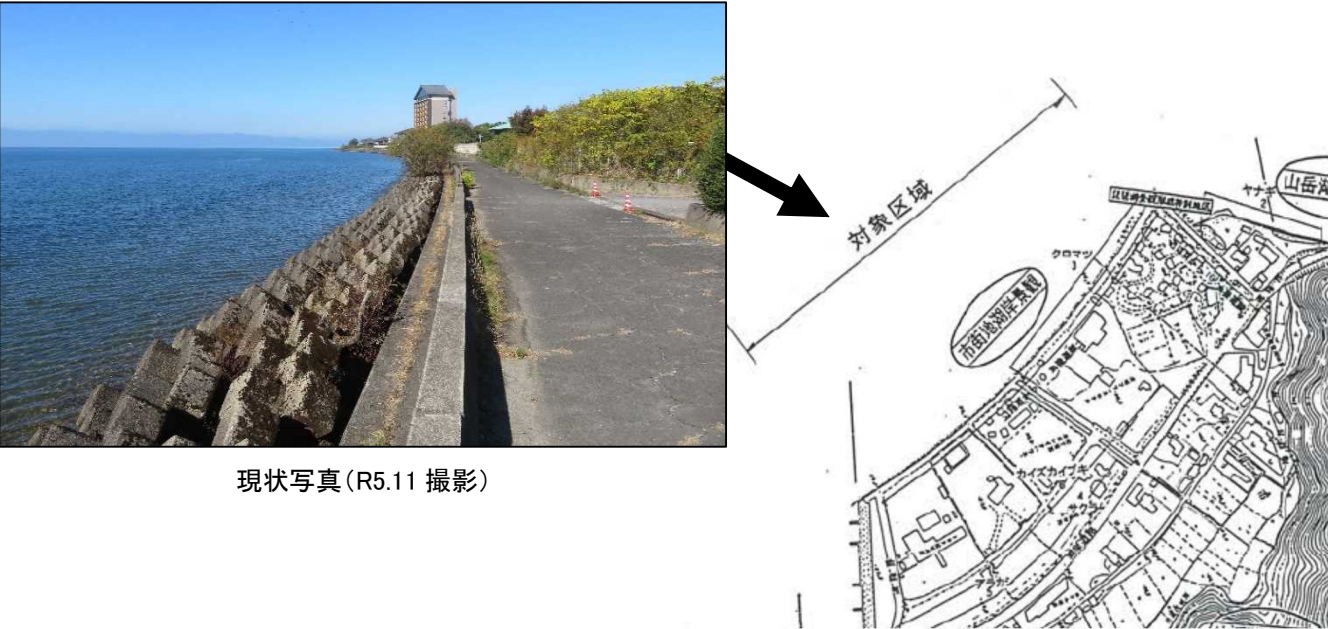
出典：日本の湖沼Ⅱ〔自然環境保全基礎調査〕（緑の国勢調査）（環境庁自然保護局）

段階的な計画目標



出典：マザーレイク21計画（琵琶湖総合保全計画）＜第 2 期改定版＞ 滋賀県

河川整備計画（本文）	出典・根拠
（湖辺の現状と課題） 湖辺域の沈水植物帯、ヨシ群落、河畔林などは、湖国らしい個性豊かな郷土の原風景であると同時に、魚類・鳥類の生息場所、湖岸の侵食防止、水質保全など多様な機能を有しており、豊かな生物相を育み、琵琶湖の環境保全に大きな役割を果たしています。県では、平成４年３月からヨシ群落保全条例(滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例)によりヨシ原の多様な働きを見直し保全することになりました。 琵琶湖の湖辺域では、私たちの暮らしや産業活動から排出される環境負荷や埋め立て、内湖の干拓、湖岸や河川の人工護岸化、圃場整備などによる水路形状や土地区画の変化などによって、砂浜、内湖、沈水植物帯、ヨシ群落、河畔林などが消滅あるいは減少し、良好な生物の生息・生育環境の消失、分断、孤立化により生息する生物の種類の減少や琵琶湖の固有種の減少が見られます。このようなことから、琵琶湖が本来持っている自然豊かな湖辺を取り戻すことで、湖沼生態系を健全な形で維持、復元することが求められています。 なお、圏域の湖岸全延長（約 19.6km）のうち３割が人工湖岸（琵琶湖水位 0m 付近がコンクリートや矢板である湖岸、約 6.2km）となっており、残りの６割が砂浜（約 11.6km）、１割がヨシ原（約 1.8km）となっています。	琵琶湖の風(彦根地方气象台、2010～2022) 琵琶湖の風（1月～3月）  琵琶湖の風（4月～6月）  琵琶湖の風（7月～9月）  琵琶湖の風（10月～12月）  琵琶湖の風（年間）  琵琶湖の風（最大風速） 

河川整備計画（本文）	出典・根拠
彦根松原地区は、矢倉川の河口右岸に位置し、背後地には宿泊施設やレジャー施設が建ち並び、景観施設（公園など）が整備されています。さらに、西側には松原浜があり、イベント開催場所や水泳場として多く利用されていますが、この地区は北西の季節風により冬季の波浪はかなり高いものとなっているため水際線は消波ブロックで覆われ、先端は急深部となっています。このため、景観に配慮した砂浜の整備による消波対策を実施するなど、松原浜から続く一連の湖岸として再生が望まれます。 おおやぶはま 大藪浜地区は、犬上川河口右岸に位置し、付近には県立大学や彦根市立病院があり、背後地には民家が存在しています。砂浜は、流入土砂の減少、水位変動、強風による波浪などの影響により侵食が進んでいるため、その対策が必要とされています。 湖辺域については、彦根市景観計画において琵琶湖・内湖景観形成地域に指定されており、湖を取り巻く一体的な景観、水辺固有の自然景観の保全・育成、湖に親しむ水辺環境を創出するなど、景観形成方針を踏まえた対策が必要となっています。	彦根松原地区（現状）  現状写真 (R5.11 撮影) 大藪浜地区（現状）  現状写真 (R5.11 撮影)